

第八十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和五十三年四月二十日(木曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

四月十九日

竹田 四郎君

補欠選任 丸谷 金保君

四月二十日

吉田 正雄君

補欠選任 浜本 万三君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 省吾君
理事 青井 政美君
大島 友治君
山内 一郎君
川村 清一君
相沢 武彦君

委員

片山 正英君
北 修二君
久次米健太郎君
坂元 親男君
田原 武雄君
野呂田芳成君
降矢 敬雄君
坂倉 藤吾君
浜本 万三君
丸谷 金保君
村沢 牧君
原田 立君
藤原 房雄君
下田 京子君
三治 重信君

國務大臣

農林大臣臨時代理 安倍晋太郎君

政府委員

農林政務次官 初村滝一郎君
農林省農林經濟局長 今村 宣夫君
林野庁長官 藍原 義邦君
林野庁林政部長 石川 弘君
水産庁長官 森 整治君
事務局側 竹中 讓君
常任委員会専門員 須藤 徹男君
林野庁指導部長 篠浦 光君
通商産業省貿易局農水産課長 林部 弘君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 林部 弘君

説明員

林野庁指導部長 須藤 徹男君
通商産業省貿易局農水産課長 篠浦 光君
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 林部 弘君

本日の會議に付した案件

○森林組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林組合法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○坂倉藤吾君 私は、前回の各委員からの質問に重複する部分が相当数あるかと思いますが、もう少し掘り下げて政府の見解をただしていきたいと思ひます。

質問の具体的な形に入ります前に、どうしてまただしていただきたいことがあるわけでありすが、質疑の中にも出ておりましたように、四月の十四日、今月十四日です、閣議に報告をされまして了承をされたところの林業白書、この白書は、さきに成立をいたしました森林組合併助成法あるいはいま審議を続けております森林組合法、さらにまた、今後予定をされます国有林野にかかわる法案、こうした内容について白書自体は無関係なんでしょうか、関係があるんですか。まず、その辺からお聞きをしたいと思います。

○政府委員(藍原義邦君) ことし提出いたしました白書とこの法案とは、先生御指摘のとおり関係は十分ございます。

○坂倉藤吾君 関係があるとすれば、四月の十四日に閣議決定が行われておいて、そして各新聞にももうすでに概要が報告をされておられるわけですね。なぜ審議を行う関係の私どもに対して、白書あるいはそれを要約したものが配付をされないんですか。その辺の関係について、私は態度の問題として、ぜひひとつその辺の見解を具体的に説明をいただきたいと思ひます。

私は、この前の合併助成法にいたしましたも、さらにはまた、この森林組合法にいたしましたも、提案理由説明の中にこの白書にかかわる分野について一切説明がない。私は、これこそ、これからの方針あるいはそれを審議するに当たってきわめて重要なこの白書の位置づけが軽視をされていることと、同時に、そういうものができ上がってマスコミに報道されておられるにもかかわらず、これが手元に配付をされないというのは、明らかにこれは国会軽視じゃないのか、こういうふうに思ふんですが、いかがですか。これは大臣の答弁をひとつ。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のように、白書を

毎年度国会に御報告いたすことになっておりまして、政府で案を決定いたします。その後、国会に正規に提出をいたします。期日を国会の方で決めいただきます。その期日に各農林、林業、水産というところで白書を出される形になっております。

ただ、御指摘のように、政府で決定いたしました段階でその概要等をマスコミ等に公表いたしておりますので、私ども製本そのものは、まだ実は印刷等やっておりますので手おくれになつておりますけれども、簡潔な要約版等を、御要望でございますれば差し上げましてお読みいただくということをお願いをしておるわけでございます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 林業白書は閣議で決定をして国会に提出するわけでありすが、提出するに当たりまして、もちろん議員の皆様に御配付をいたす、そういうことになっておりますけれども、いま林政部長からお答えをいたしましたように、また林野庁長官からお答えをいたしましたように、この白書の内容につきましましては、これから講じようとする施策についてももちろん書いてあるわけでありすが、この森林組合法とはもちろん関係が非常に深いわけでございまして、そういう意味におきまして、やはり審議の御参考に供するために、御要請があれば国会提出前といえどもその要約等について御配付をするということも当然のことであると思ひますし、そういう面でも政府として積極的にその内容等につきましてお話をしたいなかつたということになれば、今後は氣をつけて、法案との関係もあるわけですから、できるだけ審議の御参考に供するように取り計らいたい、こういうふうに思ひます。

○川村清一君 関連。

関連してちょっと申し上げますが、いまの質問に対する御答弁ですが、これは仰せのとおり、農

業白書の方は農業基本法、林業白書の方は林業基本法、それから漁業白書については沿岸漁業等振興法の法律に基づいて国会に報告されるものです。で、報告される前に閣議で決定されることは、これは当然なんです。それで、これは前々からですが、われわれがどうもはつきりせぬことは、それがもう新聞に報道されて新聞がそれを論評しているわけですね。ところが、それがこちらの方には全然出ない。いまの答弁では、要求があれば閣議に報告した程度のは出し出すと、そういう軽々しく取り扱うべきものでは私はないと思う。

ですから、もつとはつきり、国会に出すとはつきり、印刷をしたものを出さねばならぬとか、印刷をするのに相当時間がかかるといったようなことをはつきり言うとか、あるいは新聞にあればの論評——ただ新聞に白書を報道されるならこれは承知します。しかし、相当内容的にきちっと論評されているんですからね。論評されるということは、相当の資料が新聞社の方に出ていくわけですね。だとすれば、きちっと印刷したものは国会に報告されるんですから体裁を整えなければならぬけれども、新聞社に渡した程度のもは、言われるまでもなく当然当該委員会には出すべきだと思ひます。それが当然じゃないでしょうか。その点は、はつきりここで言わなければだめです。そういう逃げのような答弁でなくして、これは間違ひでしたと、今後はこうしますということをはつきり言うべきです。

○政府委員(石川弘君) 閣議決定をいたします際、国会に提出をいたします日を予定をいたしておきまして、林業白書については二十日に国会に提出するようにとお決めいただいておりますので、実はきょうが二十日でございますので、きょう御提出することになるかと思っております。○川村清一君 もう一度言いますが、それはそれでいいんです。私の言っていることは、先ほども出ましたように、閣議に報告して決定されたら、それを新聞社の方に渡したと、それからマスコミが

それを論評している、その程度のもは、新聞社に渡すと同時に少なくとも先に当該委員会には出すべきでないかというのを言っているんです。印刷できましてからきょうは正式に国会に報告します、ボックスに入れておきますなどというようなことではないんです。

○政府委員(石川弘君) 不完全なものになるかと思ひますが、極力早くお手元に届くようにしたいと思っております。

○坂倉藤吉君 まだ私も納得できないんです、いまの答弁ですとね。それは、例年の私は白書じゃなくて、これは五十三年度から六十八年度までの十五年間のいわゆる森林計画、これが提出される年なんです。しかも、先ほども私申し上げておきますように、民有林の關係については、合併助成法とともにこの森林法、片や国有林の方は、これは国有林野にかかわる再建特別措置法、これが準備されているわけでしょう。言うなら、日本の森林の政策そのものについて、全体がこの国会の中に集中的に審議をされる年なんです。そのときに、今日までのいわゆる状況、さらにこれからどうしようとするかという基本的政策部分にかかわるものが、これが事前に説明をなしに、あるいは配付もなしに、そういう形の中で部分的に法案だけが提案理由として説明をされて審議をされる、ここに私は一貫した姿勢というものがなく、じゃないのか。そのことを私はきちっとすべきである。

農業關係についてはきのう私もいたしましたが、いわゆる五十二年度の実績と現況ですね。さらに、五十三年度に農業關係について何をするか、各部屋まで御持参をいただいているんです。林業關係、現にこれは法案の審議をしておいて一切それがない。どう思ひますか、これは私はそこ、たとえばこの農林省關係の部分を見ましても、畜産の問題あるいは果樹の問題あるいは畑作、こうした各分野の施策と考へあわして見たときに、この森林關係がきわめて、年数でどういふふうに評価をするか別にいたしましたして、一番手おく

れになつてゐる部分が私はここだと思ふんです。その現状を踏まえて、私はいまあなた方がとられておる姿勢の問題について指摘をしておるわけでありまして、この辺の反省を明確にしていだかないと、私はこれは論議をやっていることが無意味になる。これはぜひもう少し明確に箇切れよく、しかもこれからの大道を踏まえての問題でありますから、再度御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 閣議決定をしてそれから国会に提出をするわけでありまして、形の上では国会に提出をするまでは、やはり国会の皆様方には、国会提出する場合に当たってはきちっとしたものにしなきゃなりませんから、形としてはやはり二十日なら二十日、十四日閣議決定、そうして二十日ということできちっとしたものを御提出申し上げなければならぬわけでありまして、いま御指摘のように、やはり法案の審議が先に行われておると、そうしてその法案との關係は非常に深いということになります。やはり国会の審議の關係もございまして、そういう際には政府として閣議決定した内容について公表をする、内容についてレクチュアをするという以上は、国会の皆様方の審議の便に供するために、これは積極的にその技倆等については御提示をしても差し支えないことである。またその必要もあるかとも思ひます。その点は今後十分分氣をつけて、国会の御審議に大いに参考となるように、便に供するために積極的な態度で取り組んでまいりたいと、こういうふうに考へます。

○坂倉藤吉君 ぜひ実質的にそれが役に立つように私はお願いしたいと思ひます。それからもし国会提出とかかわりがあるとすれば、先ほど川村先生の方からも御指摘がありましたように、マスコミの關係、これは国会に提出しそのことが公にされる前に、私は閣議決定だからといってマスコミに発表すること自体をむしろ考へてもらふべきだ。そうした具体的なものが何もかも、それはどこからどういふふうに掌握するか、ニュース

ソースの問題は知りませんが、少なくともそれに對して、たとえば關係をする方々の意見等も踏まえて幾つかの報道が展開されるわけでありまして、私はもつてのほかにないかというふうに思ふ。したがって、私はぜひともそうした具体的な手段も含めて、国会の審議が十分に尽くせて、しかもそこで正確に論議が行われ評価が行われて、そして何といひますか、この取り扱ひがされていくようにぜひとも注意をいただきたいというふうに思ひます。

なおかついまの問題は、林業基本法の第九条あるいは第十条、これらにかかわつての問題でありますから、しかも森林法の四条も含めての關係でありますから、そうした根本的な課題について疑惑を持たれたり、あるいは国会軽視というふうに私が言わざるを得ないような形にならないように、ぜひとも御留意を賜つて取り扱ひをお願いしたいと思います。

そこで具体的に、前回の論議の中にも出ておりましたが、林業基本法の第十条に定めております森林資源に關する基本計画、同時に林産物の需給に關する長期の見通し、これと森林法の第四条の一、二、三項とありますが、この各項に定める全国の森林計画というものについては、その見通しにおいて食い違ひがあるというふうに認識をされますか。あるいは食い違ひはない、おおむね予測をしたとおり進行しておるといふふうに考へてみえますか。さらに、それと実態とのいわゆる關係、こうしたことについてどう認識をされ評価をされておりますのか、その辺をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(監原義邦君) ただいま御指摘になりました森林資源に關します基本計画、それから林産物の需給の長期計画につきまして、その見通しとそれから現実の問題はどうなつておるかという御質問でございますけれども、御存じのとおり、最近伐採あるいは造林というものが、この立てました長期の見通しとかなりの乖離をしておるといふことは、私たちが認識をいたしております。

その主な原因が何であるかということでございますが、まずけれども、ちょうど資源の基本計画を立てました時期、四十八年でございまして、四十八年というの、木材関係のいろいろな動向を見ましても、林業関係の動向を見ましても、一応戦後のずっと成長してまいりましたものの、ちょうどピークになっております。そういうものと、日本全体の経済がやはり安定成長に移行していくというふうな形の中に、ちょうどその変動期にもぶつかってまいりました。そういう観点から、ちょうどこの計画を立てた時期とそれ以降の日本全体の経済のあり方、推移、それに関連いたしました林業関係の推移、指向、そういうものがある程度変わってまいりましたために、いま申し上げましたような乖離が出ておるといふふうにわれわれは考えておる次第でございます。

○坂倉藤吉君　そうしますと、この基本法の九条あるいは十条の計画、これはそれぞれの条文の中に、そうした立てた計画見直しに変化をした場合に手続を踏まえて修正をするということが法の趣旨として義務づけられているわけですか。これは私は義務だと思ふんですが、法律としての。その辺の変更措置は一体どうなっているんですか。

○政府委員(藍原義邦君)　先生十分御存じだと思いますけれども、この基本計画なり見直しというものでございまして、林業の場合には、やはり森林をいかに日本全体の国土からながめて資源的にいい森林に仕立てていくかという一つの非常に長期の目標というものを立てるわけでございまして。これは、ですから考え方とすれば、経済的な問題がある意味では無視したいわけの資源的な考え方、こういうものから長期な見直しを一つ立てていく、それとあわせて一部その中に経済的な問題というものも加味せざるを得ないというふうな考えでおります。

そういう点で、四十八年に立てまして以降、たとえば経済計画の変動、改定もございました。それから、三全総というものが昨年の暮れに出てまいりました。そういうような国全体の経済なり政

策のいろいろなこれからの見直し、こういうものが立てられてきたわけでございまして、私どももいま申し上げましたように、四十八年がピークになりまして、それから部分的な乖離が乖離があるというふうな認識はいたしておりますけれども、そういう全体の国のいろいろなあり方の長期的な見直し、こういうものとのやはりある程度の相関関係なり総合性というものは考えなさいませんで、そういうものとのにらみ合わせながら、どう対応していくかというものを現在まで検討は進めておったわけでございまして。

一方、御存じのように、冒頭申し上げましたが、森林のこういう計画というのは長期的なや、大きな見直しの中に立てなさいませんで、短期的ないろいろな変動はあるにしても、それが長期的になくなっていくかというものはある程度見きわめなさいいけない、こういうような観点から、従前からこの問題についてどう対応するかという点の検討を進めておりましたけれども、いま申し上げましたように、中期の経済計画あるいは三全総というものも出てまいりました。そういう観点を踏まえまして、私どもは関係方面、いろいろな方面の方々に御意見を伺いながら、どういふこれからの処置をしていったらいいか、所要の検討は進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○坂倉藤吉君　検討は進めてまいりたいというの、前回もたびたび出ていたわけですね。私は、そうじゃないかと思ふんです。それはどういふことかと言いますと、いま長官言われますように、非常に息の長い問題を相手にしているわけですね。したがって、原則的には資本主義経済のいわゆる変動の問題に左右をされないで見直しをしていくというものは、本来は経済に動かされなさいという対応策というものが、具体的にそこをきちんと打ち出されてこないか、対応できないわけですね。だから、そこに私は、林業政策としての政策的価値が問われていると思ふ。

だから、一般的な経済に大きく左右されて、それに携わっている人がその経済に追いまくられて、一時的には大いにうかるけれども、一時的にはもう生活も支えられないというふうな状況にいつて、そのことによつて山が荒らされたというふうな状況になるような形にならないように、そういう立場で私は長期の基本計画の立てられる原則だと思ふんです。そうして、そういう経済に左右されなさいという施策というものがその中に貫き流れていかないと、私は森林の政策そのものが生きてこない、原則的に。そういうふうに考えるわけですね。そういう立場でこの法案を、今日までの法案を仮にながめていきますと、私はこれは先見の英知であろうというふうに思いますが、きわめてこの林業関係についてはそういう意味では私は整っていると思ふ。いま言いましたような非常に長期にわたった基本計画がある。しかも、その次には十五年間の一定の期間を見直しをしなから森林計画が立てられる。しかも、その森林計画は五年ごとに見直しを必然的に迫っていくようになっているわけですね。しかも、なおかつその過程で計画に変更を加えなさいやならぬような幾つかの要素が出た場合、これは手続を得てさらに変更を義務づけているわけですね。

したがって、大きな基本計画に沿いながらその現状に合わせて沿っていくような立場を、その都度その都度の幾つかの動きに見合わせて修正をしつつ近づけていくという、こういうことがこの法案の中に組み入れられている基本であろうと思ふんです。ところが、これ検討中検討中で、現実に変化して大変動して大変な状況になっている。にもかかわらず、具体的にこれはこれこれこうなりますよという指摘が全然ない。私は、これは明らかに怠慢だと思ふんです。言うなら、その責任を、全体的な経済の動きに向けて逃げちゃっている。それに責任を転嫁しちゃって、本来のいわゆる山の政策というものについて放棄をしている、私はこういうことだと思ふんです。その辺について大臣、ひとつ明確な私は政策的なところを踏まえて態度表明をいただきたい。

○政府委員(藍原義邦君)　先に私の方からちょっと御説明申し上げておきたいと思ふんですが、いま先生御指摘のとおり、林業は確かに長期的な見直しというものを立てまして、それに基づいて計画的に施策するなり森林経営をしてまいりません。木材の資源としてのいろいろな問題も発生いたしまして、国土保全なり環境保全なりいろいろな問題がございまして。したがって、御指摘がありまして、やはり長期のものを見通しまして、そういう一つの大きな長期ビジョンに立ってそれぞれ計画を立てていくことが筋であるというふうに考えております。私どもそういう意味から先ほど申し上げましたように、この計画というものは、非常にそういう意味から資源的な観点から日本の森林をどう仕立てるかという大きな昭和九十六年までの見直しを立てまして、これはある意味では経済的な問題あるいは財政的な問題を無視した一つの資源的な施策として立てておるわけでございまして。したがって、そういうものが本来現実の問題としてやはり経済的な経済の変動なり国全体の政策の変更、変動なり、そういうものでどうしてもその辺がぶれてくる場合がございまして。

その場合に、いま先生から、私どもの非常に怠慢であるという御指摘を受けたわけでございまして、私どももこれをただ傍観しておるわけではございませんで、やはりこういう九十六年までの施策を盛り込んだときには、やはりそれぞれの森林のたとえば切り方は何年ぐらいにしたらいいだろうかと、あるいは造林はどう進めたらいいだろうかと、そういう大きな基本的な考え方から成り立っております。そういうものが、現在のようにな、日本の木材需給そのものが当分の間やはり外材によらざるを得ないという事態もございまして。それから、日本全体の最近の木材の価格が木材住宅の建設量によりまして短期的な変動を非常にするというような問題、これも過去においてはそうつかみ得ない問題でもございました。

そういう点を踏まえまして、さらには先ほど申

上げましたように三全総は昨年の秋に出てまいったわけでございまして、そういうものもろの国の施策をその中に織り込みながら、林業の基本的な先生が御指摘になりました考え方の上にやはりある程度そういうものを盛りまして、計画というものは立てていかなくてはならないであらうというところから、ただいま申し上げましたように私どもも所要の検討を進め、これに対してどういう基本的な考え方での長期の見通しというものを考えていくかということに真剣に取り組んでおる最中でございます。

○坂倉藤吾君 私、まあ前回村沢委員の方からも指摘をされていますように、いまのこの日本の森林の保護培養という観点からいいますと、いま長官が言われましたような形が具体的に反映を、直接責任を持ってやれるというのはこれは国有林です。ただ、そういう全体の方針に対しては、いわゆる民有林ですね、いわゆる民間の協力を具体的に得ていかなきゃならない。その民間の協力を得ていくという立場からいいますと、各県が具体的な案に見合った計画、これを林野庁のいわゆる林業政策に基づいて計画が提起をされる、そして協力体制というのはいくつ進んでいくんです。そうしますと、少なくとも直接それを指導し、山にぶち当たってそうして見てきた感覚と、民間のこの協力を求めていく統一した形というの、これはもう大変な私は責任を持っています。直接どうしろという話は、これは指導としてはできても動かすことはできません、協力を得ないと。こういう形になっているわけですよ。

それだけに、基本的な私は計画、施策、こうしたものが重要視をされる、こうなっておると思うんです。それが、いまいろいろなむずかしい条件があるから検討するんだ検討するんだと、こうなっているわけであって、少なくとも私は政治あるいは行政という立場からいいますと、幾ら頭の中に描いて、あるいは口で物を言っておりましても、具体的なあらわれ方としてそのことが示されていないと、あるいは実行されていないと、私は

これは政治ではないし、あるいはまた行政ではないと思う。そこが、こうやって論議をされていますと、基本的にそう食い違わないし、考えていることについてそう間違ったことはないと思うんです。私どもも、ところが、実際にわけていく形からいいますと、そこまで一貫したのになっているかどうかという、大きな食い違いを私は意識をせざるを得ません。その辺をもう少し重視をした形で、ただ考えている、検討していると言ふんじやなくて、早期に私は実施に移せる措置というものを明確に約束しながら進めていってほしいというふうに思っています。その辺はいかがでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 先生の御指摘のとおりだと私も思います。そういう意味から私どもも先ほどいろいろ御説明申し上げましたけれども、林野庁におきましても、これからの林業をどうあるべきかという基本的な問題を検討する場を、本当にそれは林業専門家がかりでなくて、いろいろな各界の方々に広くお集まりいただきまして、林業の基本問題の検討会議というのを昨年末に開くことにいたしました。昨年の秋以来すでに四回でした。実行いたしております。そういう中で、いま先生の御指摘になりましたようなことを含めて十分検討し、できるだけ近い機会に方向を見出し、対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 確かに、いまいろいろと御指摘を受けましたような問題が存在していることは事実であると思えます。林野庁長官が先ほどからも御答弁申し上げましたように、やはり長期見通しというのは、資源的な立場に立って長期的な計画を立案するわけでございますから、その基本的な形というものは、私は路線というものは変わらない。

ただ問題は、経済情勢の変化に際しまして、やはり経済、財政等の制約というものがおのずから短期的には生じてくる。そういうことがやはり林業の施策の上にもいろいろと問題が生じてまいり

まして、路線そのものの大きな流れというものは変わりませんけれど、短期的にはいろいろの変化というものが起こってくることはやむを得ないと思われたいと思いますが、そうした点につきましては、いま長官から申し上げましたように、やはり林野庁としても十分検討を加えて、調整すべきところは調整をして、そして長期見通しというものが最終的に実現をしていくことに對して力を尽くしていかなくやならぬと思うわけで、決して責任をおおりにしておるということではなくて、林野庁は林野庁なりに全力を尽くして、そういう長期的なものと短期的なものギャップをどういうふうな調整をしていくかということであるというところを御指摘を加えておるわけでございまして、いろいろと御指摘された点は十分踏まえてこれから善処してまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○坂倉藤吾君 ぜひ先ほど長官からも、あるいは大臣からはどうもはつきりしたお答えをいただけたことがありまして、出ておりましたように、原則として経済変動に目を奪われて、そしてそれに対応することに余りにも急で、基本が置き去られてしまうことのないように、ぜひその辺を整理をし、そういう形に林業政策は何かあるかという視点を、集中的に私は御議論いただけるような形に持っていってほしい。そうでなかったら山はだめです。

山が荒れてしまふ問題が提起をされるというのは、もういまから十五年も前から議論をされているわけですね。大変危ないという指摘はありました。先ほどピークは四十八年だと、こういうふうな言われておられますが、私はそうじゃないと思う。予測をされておったんですが、されておったことが急激に来ただけです。それだけに、私はもう少しきちっとした基本的な何と云いますかね、発想をぜひとも転換をさせていただいて、見直しをもらいたい。経済に振り回されることのないようなそういうものが基本に据えられていかないと、私は大変なことになるといって御指摘を申し上げ

げておきたいというふうに思っています。

そこで、五十二年の十二月の五日、森林組合制度等検討会、これが提出をいたしました報告書、これを見せていただきましたが、この中に指摘をされておる事柄を私なりにきちっと理解をいたしていきますと、森林と林業の現状というものは今日重大な危機に直面している。この前の質疑の中でも、長官みずから口に危機という言葉も私は聞いております。そういう危機に直面をしていて、という判断というものは、政府全体として共通の、いわゆる山に對する危機意識というものを政府全体共通して認識をされておるんだらうかどうか、ここを大変私は心配をするわけですが、政府全体ということになれば、これは予算にかかわる大蔵省も含めて、当然これは一番最初の質問に返ることになると思いますが、林業白書が報告をされて、そしてそれが閣議で決定されたということは、私はすでに政府全体の山に對する認識というのには統一をされた、こういうふうに見るわけでありまして、その辺を再度確認をしておきたいというふうに思っています。そして、そういう危機意識というのについて受けとめるとするならば、危機を招来をしないわけの主要因、これは一体何なのかという点について、もう一度柱を立てて、整理をして説明をいただきたい。

○政府委員(藍原義邦君) 林業の戦後推移してまいりました過程を見ますと、戦後非常に復興いたしました森林、山が荒れておりましたので、非常にそのために災害も出ておりました。そういう意味から治山治水緊急措置法等も制定され、そして林政の中心課題は、早く山を緑に包まれた健全な山にするということであるというところで、積極的な造林に取り組んできたわけでございます。そして、その造林が非常に進んでまいりました一方、今度は経済の復興という形で木材の需要というものが非常に年々ふえてまいりまして、三十年代から四十年代の初めにかけてまして、木材の需要というものが非常に急激にふえてまいりました。ところが、御存じのとおり、日本の山は非常に

に思うんですが、これは需要拡大で調整をしていこうというのか。パーセントですから、数字が具体的にあらわれていせんから私はお聞きをするんですが、たとえば需要拡大によつて外材の占めるパーセントを下げようということなのか、あるいは需要見通しから、この需要供給の関係からいきまして、外材の輸入数量自体をこれを減らしていこうとすることなのか、この辺をひとつ明らかにしていただきたいと、こう思うのです。

○政府委員(藍原義邦君) まず最初に、秩序ある輸入が行われればということに対して御質問ございしましたけれども、これはまあたとえば五十二年の外材の輸入状況を見ますと、五十二年冒頭ある程度景気が回復するのじやなからうかという先行き見通しがあつたために、前半、上半期は外材の輸入がふえております。ところが逆に、景気がそう十分回復しなかつたということもありまして、五十二年の下半期になりますと、その辺がずうつと鎮静化されて、年間を通してみますと、前年度とそんなに違わない外材の輸入がされております。

つては誤弊がございますけれども、もう少し安定した輸入の仕方、そういうものが考えられるべきではなからうかということ、そういうものがあれば、昨年の価格の変動のあり方ももう少し変わってきたであろうというような気がいたします。そういう意味で、これからの外材輸入については、私どもは秩序のある外材輸入ができるような行政指導を強力に推してまいりたいというのが、私たちの現在の考え方でございます。

そういう考え方に立ちまして、じゃあ外材輸入と国産材との比率を三五%とすることについてはどう考えるのかというお話でございますが、現在の私どもが見通しておりますのは、これから需

要と申すすが、五十三年を見ましても、需要につきましてはそう大きな変動はないであらう。したがって、それに対応します国産材がどのくらい出てくるかということ、これを都道府県で調査いたしました数字がございます。そういうもの

から、国産材がどのくらい出てくるであろうということを想定いたしまして、全体の需要量からその国産材を引いた残り、これを外材で賄うべきであるというところで、外材の輸入量というものの見通しを現在立てておるわけでございます。したがって、私どもとすれば、そういう見通しを立てて外材の輸入が適正に行われ、必要あるような形で輸入されれば安定していくというふうに考えておりました、そういう指導を今後してまいりたい。

さらには、短期的ないろいろの変動もございまして、いままでは主として一年間の見通しを年一遍程度改定しておりましたけれども、その辺については、さらにきめの細かい対応をしてみたいというのが私たちの考え方でございます。

○坂倉藤吾君　そうしますと、外材のいわゆる輸入規制もあり得るというふうに私受けとめたのですが、そうすると、今日のこの仕組みの中で外材の輸入を規制をするという措置、法的な措置でありますが、これはどこにあるのですか。

○政府委員(藍原義邦君)　私がたゞいま御説明いたしましたのは、一応立てました需給計画に対して外材輸入がそれに見合った形で輸入できるように行政指導をしてみたいというのを申し上げましたので、いま先生が御指摘になりましたような調整的な一元輸入をしようということではございません。と申しますのは、十分御存じのとおり、現在ガット等を中心にして、世界では貿易拡大という方向に動いておまして、アメリカ、カナダ等々を中心にして、日本に対して木材の買いつけという姿勢も強いわけでございます。そういう世界情勢の中で一元輸入を図るということ、これはきわめて妥当ではない、適切ではないのではなからうかというぐあいになっております。

しかしながら、それではどうするかということでございますが、先ほど申し上げましたように、従来は一年間の見通しの中で年に一度程度見通しの改定は行っておりましたけれども、もっと

それを四半期の単位ぐらいな需給計画を、さらに情報を細かくとりまして、そのための情報の収集ということにつきましてさらに密度の高いものを作る。さらには、在庫がどのくらいになっているかということ、この在庫の問題についても、とメスを入れていくということ、こういうことから需要との関連をにらみ合わせまして、四半期の需給的なものをもう少し細かくつくり、そして今度は、輸入されたものがどうなっているかという把握の中で、次の四半期なり四半期のあり方等について強力な行政指導をしていく、こういう形で業界の御協力も十分得なければいけませんし、最近の情勢を見ておきますと、やはり全般的にはそういうものの中で、すべて調和のある中で木材産業というものは生きていく方がベターであるという考え方が一般的になってきておりますので、十分御協力はいただけたらというふうにわれわれは考えておりますけれども、そういう指導の中で対応してまいりたいというところでございます。

○坂倉藤吾君　どうも少し歯切れが悪いんですが、いま何も措置はないわけですね。そうすると、林野庁として輸入業者に対してのこの程度にしてみたいという願望ですね。ただ、農林省導と、こういうことになるんです。ただ、農林省の場合、米の生産調整とやありませんけれども、行政指導でもペナルティーを科すことを平気でやるわけですから、これは林業につきましてもその辺のことをやるならやるといことになるのでしようけれども、この強い行政指導というのはどれだけの効果があるところになるのですか。商業ベースで全部取引を国際的であっても行われるわけですから、もうかりさえすれば商社は遠慮なしに入れてくるんじゃない、もうかりさえすれば。いまその辺が国際的にもいろいろ問題があつて日本が攻撃をされている、これが現実じゃないですか。そうしますと、いまの強い行政指導という問題がどこまで具体的に実効が上げられるのか、こうした点についてきわめて私は危惧を感じざるを得ないのです。この辺いかがでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君)　これはこれからやる問題でございますから、先生御指摘のように、絶対大丈夫かと言われますと、この辺は必ずしも絶対と私ども申し上げるわけにはいかないと思ひます。

ただ、過去におきまして、アメリカから非常に素材丸太が入つてまいりまして、アメリカとの関係が非常に問題があつたことがございます。そのときにも一応一千万立方という一つの線を引きました、林野庁が中心になりまして対応した事態もございまして、そういうことで、いまアメリカとの丸太の輸入というものは、大体一千万立方が基準になりましてアメリカから入つてきておるといふ状態がございまして、そういう過去の経緯もございまして、私どもはこれからはやはりそういうことをやりませんと、これから林業はもろろのこと、日本の林業そのものにも大きな影響があるというところは重々頭を置かなければいけない。そういう気概で対応いたしますので、私どもとしてはもうできる限りの対応をしながら、需給が秩序あり安定的に外材輸入がされるような努力を積極的に行なうというふうに考えております。

○村沢牧君　関連してお伺いしますが、農林省は昭和四十八年に木材の備蓄機構をつくつたのです。この備蓄機構というのは、その後どういう機能を果たしているんですか。この当時は木材が不足したから、こういうふうな備蓄機構をつくつたけれども、最近はどうなっているわけですか。一体どのくらいだぶついているのかというのを把握していないでしよう、外材なら外材が、一体木材備蓄機構というのは、なるほど足りないときには備蓄するけれども、余つたときにはどういうことになりませんか。あるいはそのときの価格はどうなんですか。

○政府委員(石川弘君)　いま御指摘のございましたように、四十八年から九年にかけての大暴騰を機会に穀物——これは飼料用穀物でございますけれども、大豆、木材について備蓄をやつたわけ

でございます。木材の場合は、その後、実はむしろ価格低迷期に入つておまして、備蓄がそのまま高騰時に働くという形では一度も動いていないわけでございます。ただし、ある種の更新をせざるを得ませんので、これは例の米ツガのベビースクエアというものでございまして、これらの若干の更新売買等をやつておたわけでございますが、最近の事情を見ますと、材価低迷にさらにそういうこともございまして、実は最近では売りをとめております。売りをとめて、むしろ備蓄機構が極端に、これは価格安定機能と申しまして、逆に値を冷やし過ぎては何にもなりませんので、更新売買もとめまして、何と申しますか、備蓄機構が逆に働かないようにというのをやっております。合板等につきましても若干持つておりますが、合板も同様の事情でございまして、これは更新の販買等は可能であらうかと思ひますけれども、備蓄機構が材を放出することによつて、かえつて国内における材価を低迷させ過ぎないようにという配慮をむしろ払いながら運用しているわけでございます。

ただし、この問題は、こういう住宅着工が非常に急増する可能性があります。場合には、やはり過去の経緯から考えましても全く心配がないと言ひ切れるものではございません。御承知のように、四十七、八年の大暴騰のときには、やはりその前の四十六年あたり在庫を非常に減らしておりました。在庫が急減したところで住宅着工が急増してきた。それで一挙に放出できなかつたというところがございますので、やはり備蓄機構はそれなりの機能を果たすべきものと思つておりますが、ただ、大豆あるいは飼料作物と違ひまして、いわゆる大豆、飼料作物は流動混合保管という方式をとつておまして品質低下の心配はございませんが、木材につきましては、やはり余り長期に保存いたしますと品質低下をする。そのために大きな負担があつてもいかぬという問題がありました。あるいは外国産の木材、これは大量に入られ

れるという、外材しかありませんが、外材を原料とした国内産きのものを備蓄しておるわけでございますが、そういうものへさらに国産材というようなものも加えられないかどうかとか、いろいろ過去の二カ年の経験によりまして反省すべき点もございますので、五十三年度の運用からは、そのようなことも含めた新しい備蓄のやり方をどうしたらいいかということを現在検討している最中でございます。

○村沢牧君 いま林政部長の答弁があつたんですけれども、いわゆる木材備蓄機構は価格の高騰したときに作用するだけでなくて、むしろ外材が入つて下がったときもやはり何らかの作用をする、あるいはいまお話しがあつたようなことですね、四十八年にこの機構をつくつたけれどもその後作用しておりませんから、新しいこういう視点に立つて、備蓄機構がせつかくあるんですから何かやるべきだと思いますが、やりますか。

○政府委員(石川弘君) 備蓄機構が果たしております中で、いま一番実は評判がいいと言つておかしゅうございますが、期待されておりますのは情報機能でございます。非常に外国における情報等についても的確に把握をしております、私は現段階ではこの情報機能の充実というのがまず第一に考えられると思います。

それから、いま御指摘のたとえば余つたときに買つて保管をしたらというようなことがございまして、これは何しろポリウムが大変バルキーなものでございまして、一定のもの以上のものを持ちますには、大変な財政負担を要するというような事情もありまして、たとえば下がりましてたときの買い出動というものは、なかなか実はむずかしいわけでございますが、そういうことも検討の課題とはなっておりますけれども、実現するには相当の問題があるかと思ひます。特に、品質低下問題をよくこなしておきませんと、ほかの要するに大豆とか飼料穀物のような流動混合保管方式がなかなかとりにくいものでございますから、その辺の検討をさらに詰めました上で、この

せつかくの機構でございますから、もっと動きができますように十分検討していきたいと思つております。

○坂倉藤吉君 ぜひいまの関係は、さらに効果的になるように、期間的なものもありますから、先ほどのお話しやありませんが、いつまでも検討じやぐあい悪いですから、ぜひひとつ十分に充実をしていつてもいいと思ひます。

そこで、少し視点を変えて御質問を申し上げるわけですが、林業関係の労働者といひますか、就業人口の推移を見ていきますと、三十年にはおおよそ五十六万人。これが、外材輸入が急激に増加を始めてまいり、そしてまた、それによって市場が混乱を始めた四十六年になりますと、おおよそ七十七万人。いまやと持ち直しておおむね二十万人ですか、というふうな数字を見ておるわけですが、これはもう間違いありませんで、ね。——肯定をされていきますから、大体それでいいんだらうと思ひますが、これからの就業人口の推移についてどう推定をされていきますか。もしその推定があれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) 林業労働人口数でございますけれども、これは総理府の労働力調査、これによりまして私も統計をとっております。これは三十年代ではそれらが余りございせんのでしたので、大体三十七年からとっておりますけれども、先生いま御指摘になりましたように、三十七年から四十六年の間、十年間に三十八万人から十七万人に確かに減つております。それからその後十七万で大体下がりまして、いま先生がおっしゃいましたけれども、二十万、二十万、二十一万、二十二万という形で一応横ばいなり微増といひますか、そういう形で推移してきております。こういうことを考えますと、ここ当分の間はある意味では、内容的には老齢化が進むかもしれせんけれども、大体このくらいの数字で推移するのではなからうかという気はいたします。ただ一方、新規参入者が非常に少ないという問題もござ

います。したがって、遠い将来のことを考えますと、傾向としては少々減少ぎみに推移するのじやなからうかというふうな推測を立てております。

○坂倉藤吉君 そうしますと、これからの就業人口を大体二十二万ないし二十三万ぐらいで推移をしていくとして見ましたときに、民有林の占める保続培養というふうな課題に対して、これで十分だというふうな御判断をされますか。いかがでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 正確な数字を私どももいまのところまだ出してはおりません。しかしながら、いまこれからの林業を考えますときには、やはり基盤整備を相当していかねばいけない。たとえば林道が非常に足りないところもございまして、したがってそういう林道投資あるいは集材機その他を使いまして機械化、それから作業仕組みの改善、こういうものを盛り込みまして、これから民有林の行政の中でこういうものが、こういう労働力でこれからの造林なり伐採なりやうっていくような考え方、私どもとしても対応してまいらうというふうに考えておりますが、問題なのは、やはりこれからこういう林業労働力を安定的にそれぞれの山村に定着させ、そしてまたあわせて後継者を養成するということは、これからの林政推進の一番大きな柱の一つでもあるというふうな考えでおりますので、さらにこの問題につきましても重点的な課題としてとらえ、私どもとしてもこれに対する施策については十二分な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○坂倉藤吉君 そうしますと、その労働力をいかにして定着をさせていく、こういうことが大原則になるわけですが、そのときに、今日の社会情勢の中でそれを定着をさせていく一番大きな課題が私はいまこう思ひます。で、今日の労働力の現状をながめてみると、この山林、さらには林業労働者がきわめて高齢化の現象をたどつておるわけですね。これは国有林でも一緒のことです。これはまあ定員法その他の問題がありましょ

う。ところが、それに縛られない民間でも、私はやはり高齢化の現象というのはいくへ行つても目につくわけですね。そうしますと、森林を抱えておる今日の状況は、おおよそその地域全体が山で飯が食つていけるのかどうか、ここに大きな基本がある。ただ単に、労働者をよそから連れてきてそこで働かせるということではないはずでありまして、そこで家族を含めて生計を立てられるのかどうか、このことが基本的な私には問題にならうと思ひます。そうしますと、いまの山林あるいは林業の形で果たして一家が支えられていくのかどうか、この手当てはこれでいいのか、この辺についてのお考えはいかがなものですか。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生が御指摘になりましたように、林業労働力というのが量的にはある意味で横ばい傾向ではございましてけれども、質的に非常に高齢化しておるということは先生の御指摘のとおりでございますし、私どももこの辺については十分関心を払わなければいけないというふうな思つております。

そこで、林業のこれからの方でございましてけれども、やはり私どもとすれば、これからの林政を進める観点に立つて、長期的な視点に立ちまして、成長力の高い活力ある森林資源をますます整備しなさいいけないということ、それから先ほども申し上げましたけれども、国産材供給力の強化を基本としながら安定成長経済の中で木材需給の安定を図るということ、これが大事であらうというふうな考えでおりますし、それから先生もいま最後に御指摘されました、地域の特長というものをやはり十分生かしまして、それぞれの林業経営の育成とその近代化を図つていかなければいけないだらうというふうな考えでおります。そういう意味も含めまして、五十一年度から中核林業振興地域の対策事業というのを進めております。これはやはり、これから林業の中核的な地域になるであらうという地域を町村単位に少し広目にとりまして、数カ町村まとめてとつて、そこを、林業を中心に、あるいは他産業との絡み合

わせを含めたこれからの林業施策の計画を町村中心に立てていただく、その中には人の問題も考え林道の問題も考えた、それぞれの地域のこれからの林業の行き方というものの計画を立てていただく、こういう中で、いろいろな現在国が考えております助成策を集中的に投資していくこと、こういうことで地域の実態に合った林業の中核的地域を育てていくというのを進めております。こういうことによりましてそれぞれの地域の特徴を生かした林政の推進、林業の推進ということでは先生の御指摘のとおり必要だろうというふうに考えておりますので、こういう問題については私どもも真剣に取り組んでおり、今後とも対応してまいりたいというふうに考えております。

○坂倉藤吉君 いま、わが国の国土のおおむね六〇％、これが森林山野、そのうちこの森林の六八％、大体これに当たります千七百二十万ヘクタール、これがまあ民有林ということになっているわけですね。その民有林の特徴というものは、国有林と対比してみたとときほとんどが里山ですね。私はここに大きなポイントがあると思う。したがって、いま長官が言われましたように、労働力の確保、同時にそこで生計ができていくような施策というものは、里山であるがゆえにその特徴を生かし切って、言うなら地域全体がそれをもって生活のできる、町村全体がそれをもって発展ができれば、こういう対策というものがぜひ講じられていかないと、私は幾ら口で労働対策だとかいふんことを言ってみたって役に立たないと思うんです。

そこで問題になりますのは、今日の社会情勢でありますから、少なくとも経済性がその施策によって支えられるという原則がなければ、いわゆる現金収入も含めてそこで得ていける、ここにおれば一家を含めて生活ができる、こういう現状にならなかならぬと思うわけです。ところが、今日の具体的にあらわれておる形は、依然としてまだ過疎化の現象というのはとまっていけないわけですね、山林部においては、学校は閉鎖をされて、そ

して併合されてしまう。学校がかわっていけば、それにつれて親も一緒についていく。こういう形にどんどんどんどん変化をしているわけです。これを食い止めなさい、私はこれは山の対策にならないと思います。そうしますと、そういうような重要性あるいは具体的な今日の日本の全体のあり方の問題からながめていって、私はここに大きな責任というものを林野庁は抱えていると、こう思っています。

しかも、これは林野庁で抱え切れるものじゃない。全体の協力がなければ、そうした課題については達成ができません。もう一つ、もちろん当該市町村は真剣です。ところが、真剣な要請その他が、これが予算事情で幾つかぶつちぎられていくという今日の状況です。ぜひその辺につきましては、もともと私はこれは農林省が——農林省の内部でもけんかしておつてもらつては困るんですから、全体がやはり協力をし、関係の省庁にも働きかけをし、その辺の事情については政府全体の統一した見解のもとに対策が総合的に組み立てられていくように、ぜひ私は努力をしてもらいたい。この辺はひとつ初村次官にお聞きをしたい。

○政府委員(初村清一郎君) ただいま非常にごもつともな林業に対するお考えの示しがあり、また林業の部落に対する考え方と、特に子供が学校を余儀なく転校すれば当然家族も引越していかなければならないという実情を切々と訴えられたわけであります。

そういうことを考えますときに、最近においてわが国の林業というのは非常に厳しい情勢下にあるということは無論論わかっておるわけであります。したがって、林業生活の高度化を通じて、森林の持つ多面的機能の高度発揮に對する国民的要望にこたえる必要がありはしないか。そしてまた、林業者の生活の安定と、社会的、経済的地位の向上を図る必要があるというような考え方を持っております。

そこで、長期的視点に立つて成長力の高い活力

ある森林資源を着実に整備することが必要である。また、国産材供給力の強化を基本とし、かつ安定成長経済に即した需要の安定を図らなければならない。あるいはまた、その地域の特徴を生かして、林業経営の育成とその近代化を図ることが絶対必要である。そのためには、何はさておいても造林の計画的な推進、林道網の整備と林業生産基盤の整備を図る必要があります。またあわせて治山事業の推進、保安林の整備等公的機能の拡充を図る必要があります。そして林業構造の改善と、これまた担い手の対策の強化を図らなければならない。そして、あわせて木材の需給、価格の安定と流通、消費改善対策の強化、全般にわたる施策を強力に推進していくという心構えを、国全体が考えていかなければならないと確信をするものであります。

○坂倉藤吉君 その辺は、いま言われたことは、強力なぜひひとつ体制を進めてもらいたい。

この前の委員会の際にやりとりがありましたことに関連をしてもう少しお話ししたいんですが、人工造林面積の関係であります。里山薪炭林が、今日、統計でいきますと七百万あるいは八百万ヘクタール、これが放置をされたままに実はなつておるわけですね。もし違つておりましたら、指摘をいただきたいと思ひます。これは労働力不足、資金不足、こういう形であるわけであります。ところが、放置をされたままになつておる形の中で、今日人工造林面積、これは民有林だけ入っていますから、そういう形の中で造林面積が三十六年、この一年当たりの面積なんですが、二十三万三千ヘクタール。ところが五十年になりますと、十七万ヘクタールにさあつて下がつていけるわけですね、一年間の人工造林が。森林計画でいきますと、大体年平均二十四万六千ヘクタールぐらゐを平均の造林面積として認めていけるわけですね。そういう状況の中で人工造林を進めていくのには、私は大変今日無理があるんじゃないか、この森林計画というものがですね。しかも、先ほどの御答弁にありましたように、労働力といひます

か、これはまあまあおおむね横ばいの状況になっております。

こういうことから考えていきますと、前の委員会の際に、全国でこれから人工造林の可能な土地は全体で幾らかという質問に對しまして、おおよそ三百万ヘクタールという御答弁があつた、こう思つております。そうしますと、年間の人工造林をやつていく能力と、それから、これからの三百万ヘクタールに達する予定のところとのつり合いを考えていきましたときに、ちよつといまの形のままで置かなかつたこれは不可能であるし、そのままに放置をしておくと、経済的にも、あるいはまた森林の持ついわゆる公共の立場からいひますとも問題があり過ぎるんじゃないだろうか、こういうふうな思ひます。これは何らかこれを解決していく手段というものをもち込んでいこうか。

○説明員(須藤徹男君) 最初に、日本のいわゆる里山薪炭林七百万ヘクタールというお話ございましたが、これはいろいろな統計のとり方によりまして厳密な把握がむづかしいわけでございまして、実は私も森林計画の面で把握いたしておりますのは、約四百万ヘクタールというふうに把握いたしております。その中には、今後天然林のままで施業するものもございまして、保安林もございまして、その中で先般の御質問に答えましたのは約三百万ヘクタールが技術的に造林可能地であるということをおし上げておるわけでございします。

そこで、御指摘のとおり、大変これらの地域に對します造林がむづかしい状況になつておるわけでございまして、先般も申し上げましたとおり、造林しやすいところはほとんど造林が終わつて、いろいろ問題のあるところがむしろ残つておるというのが実態でございまして、やはりこれらの造林可能地をいかに造林をしていくかというのが非常に大きな課題でございします。この前も申し上げましたように、やはりこれらの対象林地に對しまして林道網の拡充でございしますとか、あるいは作

業道を拡充するとか、いろいろな基盤整備をまずやっていく必要があるということでございます。また入会林野等で非常に権利がふくそうしておるところにつきましては、権利の近代化をやったりやっていくことがまず必要でございます。

また、私もいま強力に推し進めております、いわゆる個人の森林施業計画、むしろ零細な所有規模に對しましては、一流域を団地といたしまして団地共同施業計画というふうなものを作成をしてみたいと、そこに強力な力を入れていきたいということも一つの手法でございます。またいまの造林補助制度を十分に活用していく、たとえば作業道を入れるとかいろいろな方法がございまして、そういう方法も活用していく、あるいは現在林分改良事業というのをやっておりますが、これも低質広葉樹林地帯を対象にしてやっておりますが、いわゆる将来とも広葉樹で残す山については択伐等によって広葉樹の山を仕立てていく、あるいは早急に人工林に変えるべきものについては林分改良事業の作業道を入れたり、機械を使ったり、そういうものに助成をいたしまして進めていく。そして、人工林化を図っていくというふうなこと。それから、労働力の問題につきましては、ただいま御審議いただいております森林組合法案の森林組合の中の作業班の育成強化というふうなことを進めていかなければならない。

もう一つ重要な点は、これらの薪炭材が利用されなければ伐採ができないわけでございますから、最近のようにチップの市況が非常に軟化をしております、なかなか利用できないということではこれは困るわけでございます。やはりそういう利用の対策を今後強力に進めていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 大体構想としてはわかるんですが、実現可能であるかどうかという立場からいいますと、いまの御答弁について大変私はやはり危

惧を感じざるを得ないのです。たとえば一番最後にお答えになりましたこの利用拡大をどうやっていくんだらうか、口で利用拡大というのをはたせば出ますんですが、具体的には一向に進んでいない。これはもう大変なことなんです。ですから、それらについて専門的に私は今日の産業構造を抜本的に見直して、そういう形の中での具体策を早急に堅持するんじゃないかな、そういうところまでお考えはないでしょうか。たとえば、そういう考え方が提起をされるなら私はいまの説明を聞けば、まあまあ納得ができるんですね。しかも、先ほど提起をしますように、統計のとり方その他の問題もあるでしょうが、いずれにしても、三百万というこれから人工造林をやっていくなければならぬという点では一致をしておる。そうしますと、いままで民有林で人工造林をやったまゝいりましたのが、これは政府資料によりまして七百九十九ヘクタールですから、そうすると三百万を置きかえてみますと、まさに四二%にも当たるわけですね、これからやろうとしていることはいままでやってきたことに對して。そうしますと、私はそうしたいいろいろな施策の問題もあるけれども、これは民間に任せておいて果たしていいんだらうかどうか、ここにひとつ基本的なものとしてやはり考えざるを得ません。これは先般村沢委員の方からも指摘をいたしましたように、民有林の造林の推進という立場からいいますと、民有林の造林の推進という立場からいいますと、いわずに強力にこれを導入をしていくという形というものがやはり加わってこないといかぬのじゃないかというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(監原義邦君) ただいま指導部長から御説明申し上げましたように、民有林につきましてはただいま拡大造林そのものが、過去に比べますと量的に減ってきておるといことは事実でございます。それにはいろいろな原因があるわけでございます。その原因を私もとしてもやはり取り除く

ことを考えていかなければいけないと考えております。また、取り除くための必要な施策というものを私も講じなければいけないというふうには考えておりますが、一方、現在の造林の推進状況を見ておきますと、いわゆる保安林につきましては公団によります保安林の水源林造林、こういうものが量的にこれも少しずつ落ちたことは落ちてまいりましたけれども、ある一定の量計画的にこう進められておる。一方、都道府県に御存じのように公社というものがそれぞれ設置されておりますけれども、公社造林というものもある程度計画的に進んでおるといふふうにおれわれ見えておりますし、全体的にこういう分収林によりまして造林推進というものが、分収造林の法律ができて以来、当時考えました計画に對しまして、その計画に對しては相当な進捗で進んでおるといふ実態がございまして。

そういう意味で、これからの民有林の造林の推進につきましては、いま先生もいろいろ御指摘ございましたけれども、森林組合の作業班を強化することによりまして森林組合のその経営の発展と同時に、やはり地域の産業の発展あるいは労働する方々の地位の向上というものを、やはり私どもとしては図っていく必要があるであらうというふうに考えておりますし、そういう観点から造林というものは進められていくのが中心になるのじゃないかならうかというふうに考えております。そういう意味からいまして、いま先生がおっしゃいますような国営の分収造林制度でございますけれども、ただいま衆議院の方で御審議いただくことになっておりますが、これについては私どもとしてはもう少し慎重な検討が要するのじゃないかならうかという気がいたしております。

○坂倉藤吉君 そうしますと、いま長官お答えになりました中でも、いわゆる作業班の強化、これはもうもちろんこの森林組合に絡んで論議をされることですが、この作業班の強化をしていくという立場は、先ほど少し御質問申し上げましたように、非常に高齢化をしている現象の中で、

具体的に挙げていきますと、むしろ後継者づくりをどういうふうにしていくかに道筋というものが、ちょっと短絡的に私申し上げておりますが、なると思うのです。そうしますと、後継者をつくるべくに私は評価をするんです。その辺の後継者づくりを具体的に促進のできるような施策というものは、今日一体何と何がございましょうか。

○政府委員(監原義邦君) 後継者の問題でございますけれども、御指摘のように、これからの林業を推進するためには、やはり人づくりなり担い手の確保というものが大きな問題であることは先生の御指摘のとおりでございますし、私も先ほど申し上げても、やはり後継者の養成確保ということをも一つの命題にいたしまして、過去におきまして、それぞれの対応をしてきたわけでございますが、その一例を申し上げますと、まず基本的には、林業の知識の普及なり技術の向上ということを中心いたしました都道府県に置いております林業専門技術員あるいは改良指導員というのがありますけれども、こういう者が中心になりまして、それぞれの地域の技術林家の育成あるいは林業の組織化、共同化というのに対応する推進をやっております。

こういふ普及組織を中心いたしました林業経営者、従事者の育成ということに對応いたしました、昭和四十七年度からは、各都道府県に林業技術実習指導施設というものを設けております。こういう整備を促進することによりまして、それぞれの林業技術の向上、あるいは合理的な林業経営の推進ということを図ってまいらうというところでこの助成を進めておりました、これからの林業を担います後継者の養成確保のためには、またそのほか一方では、青年の山というものの山づくり、これも昭和四十三年からやっております、そういうことを通じて、後継者が林業に對する意欲増進を図ってくるような施策を講じておりますけれども、さらに五十三年度からは、中央、県

あるいはそれぞれの町村で、それぞれの立場で後

継者対策をするような対策も講じております。こういうことを、いままでも努力してまいりましたけれども、いま先生の御指摘もございましたように、やはりこれがこれからのそれぞれの地域におきます林業の担い手でございまして、こういうものにつきましても、私ども従来に増して、この面については鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 私は、第一の課題というものは、森林事業が持ちますいわゆる公益性の問題をきちつとやっぱり認識をする人ということが、まず第一の条件であらうと思ひます。しかし、公益性といひますか、社会的使命感、これだけで飯が食つていけませんから、そのことを十分認識をし、それにこたえ得るようないわゆる経済性、まずこの条件といふものが満たされてこないことにはいけません。もう一つ、技術もこれは当然大切な要素であります。これは先ほども申し上げましたように、私は、そういう意味から言つて、家族の生活も支えて、しかも一般の労働と比較をしたときに大変な労働にもなつてまいるわけですから、そうしたことにこたえ得るような一元的な経済性を保障していくということが根本にありまないと、私は後継者は、幾ら後継者後継者と言つてみましても育つてこないんじゃないかと、こういうふうに思ひます。

しかも、このことは、ちゃんと法律的に明確に国の責任として決められてゐるわけですね。たとえば、基本法の第三条にはつきり出ているわけですね。一項から六項までありまして、特にいまの問題に直接かかわるということになりますと、五の技術的・林業経営と技術を身につけた者の養成確保、こういうふうになつていますが、この者を養成をしていくのにきつめて重要な要件というものがあつて、これが近代社会の問題であらうと思ひます。ですから、そういう意味で幾つかの施策をされるのはいいんですが、形の上で問題じゃなくて、具体的に飯の食えるようなそういう経済性というものについてさらに焦点を当てて、

私はやっぱりやつてもらわなきゃならぬ。この辺はどうでしょう。自信があまりでしようか。

○政府委員(監原義邦君) 先ほど来御説明申し上げておりますけれども、林業の実態を見ますと、それぞれの地域で現在の山の構成状況は十分違つております。したがつて、たとへばすでに伐採可能な森林から植えたばかりの山、われわれは法正林と申しておりますけれども、それに近い一つの形をなした森林が、山がその地域にあるところでは、いま先生がおっしゃいましたような公益的な機能を追求しながら、経済性をやはり備へつつ、それぞれの形でそれぞれの地域の林業振興、地域振興がなされておると思ひます。

これから問題なのは、戦後植えましたまだ若齢の森林が非常に多いところ、こういうものを中心にこれからどうしていくかということ、これが伐期な森林になるまでの問題が非常に私どもとしても問題ではなからうかと思ひます。そういうところにつきましても、ただいま、たとえば入会林野等でございますと、その近代化のために農林業を一体にした近代化ができる方途も考へておりますし、また特産につきましても、これは相当予算的にも充実したつもりでございますし、そういうところでは、毎日毎日の日銭と申しますか、現金収入があるような特産事業をあわせて振興していく方途、こういうことも考へております。それからもう一方、農林一体開発というふうなこともいま農林省全体では考へております。地域によりましては、やはり農業と林業が一体になつてこれから経営していく、地域の産業として維持されるというところもございまして。

そういう施策も農林省全体では考へておりますし、そういうやはり単発的ではなくて、いま先生もおっしゃいましたけれども、総合的ないろいろなものをまとめてそこに集中してやつていくと、こういうことが必要ではなからうか。そのためにも、先ほど御説明いたしました中核林業振興地域、そういうものは、そういうところに指定されたところに国のいろいろな助成策を集中的に通し

ていこうという形で今後この地域の成長を図らうというふうに考へておりました、御指摘されまして、たとへば、そういう振興について私どももやはり重点的な一つの施策として今後これをさらに進めることに努力してまいりたいというふうに考へております。

○村沢牧君 閣下。

いま坂倉委員の後継者問題についての質問に対して、長官、いろいろな施策を行つてゐるといふ答弁があつたのでありますけれども、林政部長にお伺ひいたしましたが、後継者育成のために林業改善資金の後継者資金がございまして、これが、なかなか内容が厳しく適用がしにくいんですよ。たとえば、御承知のとおり、これは後継者グループの構成員でなくてはならない。しかも、このグループは五人以上だ。研修を受けるのも、三カ月以上は出なくちゃいけない。複合経営ですか、これも五人以上で、同時にやらなければいけないというわけですね。グループというのはいくらでもつくつたけれども、五人以上でなくちゃ講習を受けても金も貸せないとか、複合経営も同時に五人以上やらなければいけない。いろいろやりたいと思つても、実際この規定の対象にならない。そういう問題がたくさんあるんですよ。

私もそのことで陳情を受けておりますけれども、もつとこんなのを緩和して、せつかく貴重な後継者をつくるのですから、全部が利用できるようにすべきだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(石川弘君) 後継者資金、御承知のとおり、無利息の資金であるということから大変要望の多い資金でございます。御承知のように、農業改良資金等につきましても、できましてからいろいろと制度の内容を充実しまして、貸し付けの対象なりあるいは運用の仕方を緩和してきておるわけでございますが、まだ、できまして非常に短い期間を経過してゐるものでございまして、い

ま先生から御指摘のような個別の運用としまして、地域の実態から見ても必ずしも十分じゃなからうという御指摘のものもあるかと思ひます。

内容等につきましてはよく考へさせていただきます。そして、そういう真に後継者を育成するのに必要な場合には、貸し付けを受けられるようにやりたいと思つておりますけれども、何せ資金等々に相当制限がありまして、思い切つて伸ばしてきてはおりますけれども、どちらかと申しますと、要望の非常に強い資金でございますので、無利息資金にありがちな何といひますか、利用面で乱に流れるということがあつてもいけませんので、その辺のこと等も十分勘案しながら考へさせていただきますと思ひます。

○坂倉藤吾君 四十三年の森林法改正のとき、それから四十九年の同じく森林法一部改正のとき、このときにそれぞれ附帯決議が行われてゐるわけですね。この附帯決議の中で見ていきましたときに、いまお話の出ています後継者を含めてございまして、これを改善を図つていくように特に注文がつけられております。これについての施策というものは、今日まで具体的にどう行われてきておるでしょうか。また、これから残されておるいわゆる改善すべき重点課題というのはいく何だといふふうな柱をお立てになつてゐるか。この辺、ひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(監原義邦君) いま御指摘になりました法律の改正のときの指摘事項でございますが、その中の林業労働に従事する者の福祉の向上、養成及び確保という御指摘がございまして。

これにつきましても、四十年代からやつてきたことをちよつとかいつまんで申し上げますと、四十年につきては、まず労働力の需要動向を調査いたしました。それから、この調査をもとにいたしました。これからの林業の労働就業対策をしていくというところで、まずその調査を始めております。そして、四十二年には、安全衛生関係の施設の取得に対します助成を内容といたします林業就

労体制整備促進対策という事業を始めました。それから、四十五年からは、一定の日数以上の就労者に国、県、市町村等の助成によって森林組合作業員等に奨励金を交付いたします。森林労働者通年就労促進対策、俗にも代と言っておりますけれども、こういうものを四十五年からやりました。それから、四十九年には、模範訓練施設等の導入を促進いたします。振動障害緊急対策を始めます。それから、五十年からは、安全点検、パトロール事業というものを設けて、安全点検を十分に安全対策を講ずることをいたしております。それから、五十一年度からは、主要対象地域につきまして、労務改善推進員を配置するというようにいたしまして、労務の改善促進を図るというように努力いたしております。それから、チェーンソーの作業時間を二時間以内にするための合理的な作業仕組を策定いたし、そしてそれを普及するための作業仕組み改善促進事業というものをその年にやっております。それから、五十二年からは、チェーンソーの作業員に対して特別教育訓練の促進事業というものをやっております。さらに、御存じのとおり、ことし、五十三年には、予算に林業の就労実態に適應いたした特別退職金共済制度というものが適用が早目に行き、そのような対応をするということで、その促進対策を実施することにいたしております。

以上、いままでやりましたものを具体的に列挙したわけでございますけれども、こういうことで、昭和四十年から五十三年度までの林業関係の労働関係の予算を見ますと、四十年度に千二百萬でございましたものが五十三年度では四億六千万という形で、相当私どもとしては努力したつもりではございます。

○坂倉藤吾君 なお、重要性に心がみてぜひともっとやはり強化をしていただかないと、具体的にはまだまだ困っていますよ。この現実といえますか、実態はやはり的確につかんでもらいたいというふうに、私は特にこの問題について要望をしておきたいと思ひます。そういう形が、先ほ

どから論議をしております後継者づくりに対して大きなウエイトになってくるというふうに思ひます。使命感が言つて当然魅力が持たれるような事業分野ですね、労働の分野、これを達成をしていけるように、ぜひともお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、いままでずっと質疑を続けてまいりました現状認識の上に立ちまして、今回提案をされております森林組合法、これは前回成立をいたしました合併助成法の中で、現在の森林組合の基盤自体が非常に強固が多いし、格差があるし、しかも他の産業と比較をしたときに、大変今日見劣りがしておるというところは事実です。そういう状況からこの基盤を大きくしていく、強大なものにしていく、こういう形になって合併助成法があり、それが相当な効果を上げてくるだろうというふうには期待をするわけですが、そういう期待は持ちつとも、政府としてこの森林組合法が今日の状況に合わせて施行されていったときに、どれほどの価値観といひますか、法案自体に期待をするものか。この辺のポイントはどうなんでしょうか。ちよつと御説明をいただきたい。

○政府委員(石川弘君) 森林組合の単独立法問題につきましては非常に長い経緯がございます。関係なさつておられる森林組合関係者の方も大変期待が大きかつたわけでございます。こういう法案の成立ということと同時に並行的に、組合としまして刷新運動をずっと続けられておるわけでございまして、そういうことと今回の法制度の改正というものは、これは単に法制度だけではございませんで、制度の改正に対応した組合関係施策、あるいはその背後にありまふ森林・林業のための国のいろいろな施策と相まつたことにならうかと思ひますが、私はやはりこういう制度を改善をいたします機会に、組合自体がその持ちます使命の重要性に心がみまして、組合における活動を十分やっていたかどうかということ。われわれもそれに對して積極的な援助をやるということによりまして、やはり相当の効果を期待しているわけで

ございます。特に大変苦しい時期ではございますけれども、逆に申しますと、七割の幼齡林を持つていけるということは、仕上がり途中の資産を持つていけるわけでございますので、これからの過程で、かつての先進的な組合が歩いた道を今後歩く可能性があるとこのことでございまして、そういうことを期待しながら、十分法制度の実施に努力していきたいと考えております。

○坂倉藤吾君 ところで、そういう期待をしつつも、いふことになりましたが、森林組合のいふゆる形態といひますか、他のたとえば農協だとか漁協等と比較をしたときに非常に基盤が弱いわけですか、これを匹敵をするような形にまで上げていく、こういう一つの期待があるわけですね。そういう期待で大体農林省あるいは林野庁がながめてみまして、現在現存するいふゆる森林組合の中で、大体この程度のところまではやっておりますが、言うならばこれは青写真といひますか、これがあるだろうと思ひます、想定されるものが、それうると、現在ある森林組合の中で、たとえば天竜の方のいふゆる模範だといふふうになつております森林組合、これ等と比較をしまして、現在満足すべき大体基盤を持つていけるなと思ひますが、今日ある森林組合の中で何%ぐらいになるのかわからず。しかも、それに近づけていくのに指標として出されていくいふゆる指導の方針なんですが、この辺と、到達をしていく課題についての描き方、この辺をちよつと御説明をいただきたい。

○政府委員(石川弘君) 合併助成法の際に、非常に形式的ではございませうけれども、一つの形として、森林の面積で約一萬ヘクタール、あるいは払い込み出資の一千萬、あるいは役員員の七名といふことを申し上げましたけれども、これはあくまで一つの形式的基準でございまして、いま先生の御指摘のたとえば竜山の森林組合のような、これは支配面積自身はそう大きくございませうが、あの組合の場合は人工林化がたしか九〇%、九二、三%まで進んでおりまして、しかも林齢が非常に平均化しまして、法正林とは申しませ

んけれども、非常に形の整つた林業を背後に持つていける。その形の整つた林業を背後に持つて、それに対してあの場合には特にいふゆる森林組合労働者を巧みに活用しまして、しかも林業以外にもその労働力を配分をいたしまして、非常に周年的な雇用ができる形である経済活動をやつていけるわけでございまして。

私どもやはり模範と考えておりますのは、そういう仕事が断続するような形、これは人工林化のプロセスでは当然あることでございまして、そういう仕事が間断なくあるような、そのためにはその地域で行われます林業の生産活動を一貫して扱えるようなこと。それからもう一つ大事なことは、やはり組合と組合員との関係で利用関係が円満な、したがって基本的には組合利用をみなしていただくという形、さらにそのもとをなします組合員の労働力が完全燃焼できますような、これは林業だけに限りませんで、今度も法案にお願いをいたしますような、いふゆる他の仕事も含めまして仕事が円滑に回転できるようなもの、そういうようなものを一つの理想の姿と考えております。いま先生どれくらいあるかという御指摘でございますが、残念ながらいまの人工林化がこういう段階ではなかなか一〇という台には申し上げにくくて、数%の組合がようやくそういうものに達しているというところしか言えないわけでござい

ます。たとえば、販・購買でも、五億を超えるという水準になりますと一割ないわけでございまして、非常にそういう点では数は少のうございまして、そういう先進林業地域にはすでにそういう模範があるわけでございまして。山の状態によりまして里山の組合あるいは奥地の山村の組合といふので形態も違ひましようから、私どもいま申し上げました幾つかの先進的な事例をよく分析いたしまして、それを似通つた地域あるいは似通つた発展段階のところに示すことによりまして、一日も早くこういう先進的な組合に比肩できるように指導していき

いと思っております。

○坂倉藤吉君 昭和五十一年の統計が私手元に持っていないんですが、森林組合のこの動き方が一体どうなっているのかという立場で調査をしたものがあるわけですね。それによりまして、たとえば常勤役員、それから専任職員、これのない組合というのが相当数あるわけですね。多いところでも一人一人、こういうふうになっていくわけでありまして、大変いま言われておりますように、きちっとしたひな形が見やすいところはないというの、今日の一番問題点だろうと思えますね。そうしますと、少なくとも森林の多い各県の中で一つぐらいはやはり見本になるようなものが、これは先ほどの長官のお話じやありませんが、政府あるいは県の援助を集中して効果的に、がんばればこうなるんだという、それはもちろん指導者も見つけ出さなければなりませんし、それに頼れるような人も配置をしなければならぬと思えますが、そういう形というのは今日急がれておるんじゃないでしょうか。

全国的にながめまして、まあまあ大丈夫だなど思われるのが六つぐらいの組合では、規模の大きい少し基盤がしっかりしているなと思う組合が六つぐらいしかないというんじや、これはちょっとやっぱりなかなか見本にならないというのが現実じゃないうか。その辺に、私は大きな一つの手段というのをやっぱり見つけてもらって、その実現に向かって最大の努力をしてもらいたいな、こう思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 先ほどから申し上げておりますように、三十年ごろからの人工林化が戦後の人工林の主力でございます。それから、どうしてもそういう地帯ではなかなか継続的な形で業務を拡大するといふ余地が少なかったという事実がございます。その後、御承知のように、合併その他の形でそういう仕事の場も通年的にずっとあるような形の指導もしてきたわけでございますが、御指摘のように、約三分の一の組合については非常に弱体だということをおねがひ申し上げて

いるわけでございます。いま私が二けたないと申しましたのは、かなり有名な組合でございます。結局、有名な組合にはそういうモデルということになりますか、非常に見学者も殺到するといふような現状は、そのモデルの数が少ないということの一つの見本かと思えます。

御指摘のように、各県におきましてもやはりそれなりの発展の可能性を持った組合があるわけでございますので、極力そういうものの数を多くしまして、その地域地域で、あの組合をモデルにしていくというふうなことが言えるように、そういうものの数をふやすように、先ほど長官が申し上げました中核林業振興地域などもそういうことを考えてつくったわけでございますので、そういう努力を続けていきたいと思えます。

○坂倉藤吉君 私どもの県をながめてみしても、今日森林関係で町あるいは村全体が生活をしていかなきゃならぬというのが相当数あるわけですね。ところが共通して言えることは、そういう町村につきましては、ともかく町財政自体が今日の状況の中で大変もう苦しい状況になっている。実際には町を支えている、村を支えているその産業基盤はそれしかない。ないにもかかわらず、現実にはそこでの収益が上がつきませんから町としての財政がもたない、村としての財政がもたない、こういう結果になるわけですね。それが各人にはね返りまして、先ほど話が出ましたように、どんどんと都市部の方へ人口までも移動してしまふ。ますます困つてくるという状態。

かてて加えて、代表的なのは、私どものたとえば紀和町というところがございますが、ここなかでは、いままで石原産業の紀和鉱業所という鉱山の関係がございましたので、辛うじて森林とこの鉱山によって町が運営されてきた。それが最近の経済事情が影響しまして、その鉱山自体が銅の鉱山ですから、国際銅価が低落をするといふことで採算がとれなくて閉山をする。閉山をいたしました、たちどころにそこに働いておった労働者、家族、またそれを相手にしておりました町の商店

自体が全部閉鎖をしなければならぬ。結果的には、そこで生活ができせんから町へ出ていくという運命をたどっていくことになる。そうしますと、残された林業自体も、あるいは山林労働者自体も、そこに生活できないという現状に立ち至っている。こうなりますと、自分の生活の問題が出てまいりますから山どころの騒ぎじゃありません。しかも現金にすぐならない。こういう状況になりますと、もうそこはまるっきり死の町になつてしまふ、こういう状況がたちどころに想定をされてくるわけですね。

しかし、現実にはそこがダウンをしてしまったら、その下流域の町村にだけ被害をもちますのかというのを考えますと、そこに今度は鉱山が仮になくなったにしても、今度は森林を中心にした町づくりというものが急がれていかなければならない、こういうことになるわけですね。それうした社会的なウエートというものが現実問題として、今日の厳しい経済情勢であるがゆえに特に問題が提起をされてきているわけでありまして、ぜひともそうしたかかわりの中でこの森林組合法が急速に生かされていくための、さらにこれを盛り立てていくための、政府のいわゆる施策というものが具体的に行動をしなければならぬ、いんじやないか。しかもそれは、大体言いますように、いま検討して見ますと、一つ一つ具体的に、生き物ですから、直ちにこれだと思われる手当てについてやはり思い切つてやっていく必要があるだろうと、こう考えているわけでございます。ぜひその辺の態度も含めて、ひとつ決意のほどを最後にお伺いをいたして質問を終わりたい、どういふふうにお聞きします。

○政府委員(藤原義邦君) いま先生から現実の生々しいお話を伺いました、私も確かにそういう地域があるというふうにお聞きします。そこで、ただいま御審議をいただいております森林組合法を中心にしたしまして、それぞれの地域の林業なり、あるいは地域の発展というものが図れるよ

うな私どもも努力をしていかなければいけないといふことは痛切に感じておる次第でございます。

ただいま林政部長の方から御説明申し上げましたいろいろな地域の実態がございまして、たとえば静岡県では、昨年全国の森林組合の方々に集まっていたら、シンポジウムを開催しております。そういう形で、非常にいい効果をあらわしている。私も思っております。したがって、先生も御指摘になりましたけれども、今後そういう各県の森林組合の役員の方々あるいは林業を営む方々、それぞれその地域においてどうやってたらその地域の林業なり地域振興に役に立つかという御努力を精いっぱいしていただく。同時に、私どもも国の立場でやるべきことにつきましましては十分な対応をしながら、これからやはり日本の国土の三分の二を占めます森林の維持、管理、経営については十分な対応をしていく必要があらうと思えます。また、それによりまして、国土の保全なり環境の保全が十分に図れるような努力をしてまいりたいと考えております。

○委員長(鈴木省吾君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時九分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

森林組合法案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○相沢武彦君 最初に、提案理由の説明の中から二点お聞きをしておきたいと思っております。説明の中に、「森林・林業の果たす役割りに対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと思われる」、また「その広範な役割りへの制度的対応を図るとともに」とありますけれども、この「広範な役割りへの制度的対応を図る」ということは、具体的に

言つてどういふことなのか。現状の説明と今後の施策について御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合につきましても、先生十分御存じだと思ひますけれども、森林所有者の共同的な協同組織としてのあり方として、農協やあるいは漁協と同じように、組合員の共同の利益の増進を指向するものであるというところは、これは言うまでもないわけでございますけれども、森林組合の場合には単なる協同組合という、協同組織ということだけではなくて、森林が持ちますいろいろな公益機能でございます。国土の保全とか、あるいは水資源の涵養とか、さらには環境保全、保健休養、こういうものに対します公益的な機能を森林が持つておりますから、そういうものに対します森林資源の維持増進の担い手としての役割、これがまた森林組合に課せられた一つの大きな役割りでもございします。こういう二つの大きな役割りを持つていうところで、森林組合の役割りは非常に広範な役割りになっていて、このふうなわれわれ理解いたしております、こういう情勢の中で、たゞいま森林あるいは林業を取り巻くいろいろな情勢というものが厳しくなっておりますし、また、山村の労働事情というものが変化いたしております。

こういう中で、個別の森林所有者自身によります施策がますます厳しくなつてきています、困難になつてきていふ状況でございますし、これから適切な森林施策というものを推進するためには、国民的な要請にこたへながら民有林林業の一層の発展を確保するためには、森林組合が、先ほど申し上げましたような協同組合的な機能と公益的な機能とを有機的な連係のもとに総合的に発揮することが何よりも必要だろつというふうな考えをしております、今後ともこれがますます強く要請されてくるであろうとわれわれ理解いたしております。こういう中で森林組合は、森林を一つの結合の母体といたしまして、協同組合原理に基づきます森林所有者の協同組織として、所有者の経済的、社会的地位の向上を図ることをやっております。

まいりますと同時に、それぞれの時代の経済的、社会的要請に即応いたしまして、森林の保護増進と森林生産力の増進にも積極的に寄与していかなければいけない、そういう総合的な役割りを担つていく必要があるであらうというふうに考えております。

そういう意味で、今回御審議いたされております森林組合法というものを森林法から分離いたしまして、単独法としての制定をすると同時に、協同組合的な機能の充実に要請に即応いたしまして、林業に關します共済事業に關する規定の整備等を行うと同時に、また、公益的機能の發揮を要請することに即応いたしまして、受託事業等にかかります員外利用制限を緩和する、こういうような措置を講じまして、森林組合が、冒頭申し上げましたその期待されていふ広範な役割りにこたへていけるような制度の改善を図ることとしておるわけでございます。

○相沢武彦君 広範な役割りを持つていふことはもう前々からこれはわかつたことである、また、特に時代的要請としてそれは強まつてきていたわけですから、これまで林野庁の取り組みとしては制度的対応というものが十分であつたといふ御認識なのか。あるいは総合的な対応としては非常に不備な点があつたので、やはりそれを相当強化しなければならぬといふことで、今回抜本的な取り組みをするという意欲でこの法案を単独立法で提案すると、こういうことになつたのか、その辺のところはどういうお考えですか。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合の系統の方々から、前々から単独法をつくつてほしいという御要望があつたことはわれわれも知つております、それからまた、国会におきましても附則で森林組合の制度については十分検討するようといふことを言われてまいつておつたわけでございます。そこで、私も過去二年間森林組合のあり方につきましても、関係者の方々いろいろな御検討をいたしまして、その結果、森林組合の過去のいろいろな歴史的な経過の中、それから時代の流れ、

こういうものを十分踏まえて、やはりこれからの森林組合の育成強化のためには、現在森林組合が位置づけられております森林法から独立いたしまして、森林組合法として脱皮し、それを根拠法規にして今後森林組合が發展していくことがより望ましいといふ私どもも判断をいたしまして、ただいま御審議をいただくような形をとりまして単独法としたわけでございます。

○相沢武彦君 もう一点、提案理由の説明の中で、先に讀んだ文章に続きまして「森林組合の事業及び管理運営体制につき一層の改善強化を図る」と、こう述べられていふんですが、その現状における問題点と、今後の施策について具体的にひとつ説明してください。

○政府委員(石川弘君) いま行つております森林組合の事業でございしますけれども、前々から申し上げておりますように、約三分の一の組合につきましてはある程度の事業活動が活発である、三分の一程度の組合につきましては非常に不活発な状態、あとの三分の一がその中間というやうなことを大体御説明申し上げてきたと思ひますけれども、その背後にはやはり組合員の持つております日本の森林全体がまだ若齢の人工林が多いといふこともあつたわけではございしますけれども、そういう事業を組合の事業としてどの程度取り入れ、あるいはどの程度活発化しているかによつて、先ほど申しましたやうな大体三分割されるやうな態様があらわれるわけでございます。

合併助成法の際にも申し上げましたやうに、そのやうな弱小組合につきましては、広域の合併等を進めてまいりまして、事業の基盤をつくるというこゝを申し上げてきたわけでございますが、林業構造改善事業その他林野庁が持つております各種の林業生産を活発化するための施策というやうなものを、そういう不活発なところにもつぎ込んでまいりまして、組合の背後にありまします林業自身が活発化するということが必要であらうと思つております。また、そういう不活発な組合につきましては、非常に組合の管理運営体制も弱体である。

これも御指摘があつたと思ひますけれども、約三分の一、七百を超えます組合につきましても常勤いしませんが役員が一名以下と、こういう形では、とても組合の管理運営が十分でないわけでございます。

したがういまして、私も合併の際にも申し上げましたやうに、そういうものについて合併推進その他によつて、相当な管理ができればやうな人が置けるやうな形の組合にしたいといふことを申し上げたわけでございますが、現に役員がおります組合につきましても、組合事業を活発化させますためには、やはりそういう役員員のいろいろな組合経営に対する努力が必要なのでございまして、そのためには組合の役員員研修とか、そういう形での資質向上を図るための措置もとつてまいりました。今後ともそれを充実したいと思つております。

また、それから今回の法改正の中にも組み込んでございしますけれども、組合内における監事による監査のほか、あるいは常例検査といふやうな行政庁の検査のほか、組合系統の中でやはり指導監査をさらに進めたいといふことで、監査士の制度等もお願ひをいたしておりますけれども、そういうものもこの管理運営体制の強化の一助にならうかと考えております。

○相沢武彦君 いまお話をなつた特に組合員の自主的な努力ですね、それから工夫、そして資質の向上を図るための研修制度というのは、相当こればかりを力を入れなきゃならぬものだらうと思ひます。

それから、監査士のお話ありましたんで先にちよつとお尋ねをしておきたいと思ふんですが、この監査士制度を設けるということなんです、これは監査業務だけでなく、経営指導なども行つていくという考えも含めていふのかどうかです。監査士の具体的な役割りについて明らかにしてください。

○政府委員(石川弘君) 監査のやり方につきましてはいろいろございまして、たとえば不正の発見

というような形でのこともございますけれども、森林組合の場合は、先ほど管理運営の実態を申し上げましたように、そういう事業の執行自身にまだ問題がございまして、したがって、事業運営をどのようにやっていくかというふうな、いわば指導的役割りを含みました監査、こういうものにかかりの比重をかけていくべきではなからうかと思っております。そういうことで事業が活発になりまして、その事業の成果としましていろいろな会計事務その他を監査することも当然ではございまして、まだまだそこまですべていい組合も相当多いわけでございまして、そういう事業のやり方、あるいは管理運営体制をどのようにしていくかというふうな、組合運営としては比較的初歩的な指導業務も含めました広範な監査を監査士に期待しているわけでございまして。

○相沢武彦君 一応曲がりなりにも森林組合として活動しているのは三分の一ということですから、相当これは初歩的な、監査というよりは指導面を重点に置いた制度であらうと思うのですが、この監査士制度というのはいつから発足させる予定でございましょうか。

○政府委員(石川弘君) 法案を御審議いただきまして可決いただきました際に、この法を施行いたしますのを大体ことしの十月以降の時点を考えておりますので、もちろんその法施行後でございまして、しかしながら、できるだけ早くこういうものを発足させたいと思っておりますので、法施行と同時に、そういう監査士をつくり出しますための種々の行政的な手続ができましたように早目に内容は周知をさせておきまして、法施行になりましたら極力早い手続で監査士制度が設けられるように考えております。

○相沢武彦君 法案施行後できるだけ早い時点で制度を発足させたい。そうすると、諸般の準備はもう進んでいると思うのですけれども、この監査士制度を発足するにはまず試験が行われなければならぬと思うのですが、試験はいつごろを予定されておりますか。

○政府委員(石川弘君) 試験をやりますこと、それから試験を前に予算の面でも実は監査士を養成いたしますための研修の予算も持っております。したがって、法施行を十月と仮定をいたしますと、ほぼ十月の時期にこの研修なりあるいは研修をした上での試験を十月の下旬あたりから十一月の下旬ぐらいまでは一カ月ぐらいの間にその種の手続をやりまして、極力早く監査士が生まれるようにやっていきたいと思っております。

○相沢武彦君 ちよつと細かいことになって恐縮ですが、この監査士は監査業務や経営管理など幅広い知識が当然要求されると思うのですが、試験項目として必須課題、こういうものはどんなものを予定されておりますか。

○政府委員(石川弘君) 他の農協中央会とか、あるいは全漁連でもこういう監査士のための試験をいたしておりますので、そのあたりともある程度試験の項目等も合わせて考えなければならぬと思っておりますけれども、普通考えられますものとして、当然簿記がございまして、それから会計学、それから監査につきましてもこれは理論的な面あるいは実務というふうなものが言えようかと思っております。それから、これは法令でございまして、今度のたといは森林組合法その他関係法令というふうなもの、それから協同組合の監査でございまして、一種の協同組合論というふうなもの、そのほかに、先ほど申しました森林組合の監査士の場合に、経営指導というふうなことになるの比重をかけたかと思っておりますので、一種の経営論といったようなものもこういう項目に含めるべきではなからうかというところで、現在検討中でございます。

○相沢武彦君 林野行政に関する法律的事項としては林業基本法それから森林法とあつたわけですが、今回森林法から取り出して森林組合法を単独立法されるんですが、そうなりますと法体系上この三法の関係についてどうなっていくのか、林野庁としてはどういふふうにとらまえておりますか。

○政府委員(石川弘君) 現在、法令として、森林の一般法規といたしまして森林法がございまして、したがって、森林法の一の条の目的の中では森林の保護培養を中心とした法の規定がございまして、その一つの章の中で実は森林組合の目的という形で森林組合が置かれたわけでございまして、現行森林法の体系で申しますと、保護培養を中心とした法律の物の考え方の中に、組合員の共同の利益を守るという森林組合が位置づけられたわけでございまして、森林関係法令のうち一つの体系は御承知の林業基本法でございまして、これは林業の発展、林業従事者の地位の向上というふうなことを主力にしました法令でございまして、実は、森林組合の持つております二つの性格のうちの一つであります林業従事者の地位の向上的な観点、協同組織としてみずからの組合員の地位を高めるといふ思想は、どちらかと申しますと、林業基本法の林業従事者の地位の向上というふうな概念に近い何と申しますか、施策の分野に属していると考えたわけですが。

したがって、分離をしますということを決断いたしますことは、森林組合というものがいままでは森林法にどちらかと言うとその主軸を置いていたものを、林業基本法と森林法の両側に足をかけると申しますか、両方に基礎を持った法制にするという意味でございまして、私どもの感じで申し上げますと、林業基本法に片足を乗せ、片足を森林法の上に乗せて森林組合という制度が組み立てられる、そういうふうに御理解いただければ結構かと思ひます。

○相沢武彦君 どちらにしても、森林組合の今後の発展という点については、いまおっしゃったような、林業基本法、それから森林法の上に両足を乗せての単独立法の方が有効に働くんだと、こういう点に自信を持って提案されていると思うのですが、その点どうですか、長官。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘のように、いままで何回か単独立法の問題がありましたのは、実はそういう点に問題意識を持つてのいろいろな

御要請であり、院においてもそういうようなことをお考えの上での法の一部修正であつたと思ひます。私ども、現段階で考えますれば、それが最も法の体系としても望ましい姿ではなからうかと考えまして今回の提案をいたしましたわけでございまして。

○相沢武彦君 森林組合法は民有林が対象になるわけなんですけれども、森林・林業行政というのは、国有林野事業と民有林事業と総合的に推進していかなければならないと思うのです。今回の森林組合法がこうした要件の中でどのような位置づけに置かれるのか、その点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(監原義邦君) 日本の森林を大きく分けておりますのは、いま先生御指摘になりましたように、民有林と国有林大体二対一ぐらいの割合で分布しておりますわけでございまして、そういう意味におきまして、日本の林業なり森林行政というものは、それらを合わせた一体的な管理の中にあらねばいけぬというふうにならねばならぬと考えております。その基礎になりますのは、いまございまして森林法なり林業基本法であらうというふうな考えをしております、これは国有林とてやはりこの両法に基づいて国有林なりの経営をしていかなければいけぬというふうなことを考えております。

そういう観点から、いま森林計画制度では、全国森林計画をつくりまして、その中で国有林は国有林の持ち分を、民有林は民有林の持ち分をそれぞれ遂行することにいたしております、全国森林計画をつくる場合もたがいまブロック別にそれぞれでございまして、そのブロックも国有林、民有林を合わせた一本の形でつくり上げて、そして国有林はその中の国有林分を遂行していく、民有林はそれを指向しながら対応していくという形をとつておられます、そういう意味では国有林、民有林、基本的には一体の施策の中で今後とも遂行されると思ひますが、その中で森林組合はこの森林組合法に基づきまして民有林の分についてその持ち分を果たすというのが森林組合の

役割りであらうというふうに考えておりますし、そのために森林組合法そのものが森林所有者の組合であるという形をとっておりますし、また、仕事をやり出す中に必須事業というものを設けてまして、それぞれ森林組合が当然行うべき仕事というものを一応法律の中に読み込んでおるわけでございますし、そういうことで森林組合が公益的な機能と、それからいわゆる協同組合的な性格のものと、両々相まって、民有林のこれから中心的な役割りを果たしていかねばいけないというように考えております。

○相沢武彦君 いただいた資料によりますと、森林組合の中で施設組合数が五十年の時点で二千三百三十九組合、生産組合数も同じく五十年の時点で千七百六十六組合、このようになっておりますけれども、この中でいわゆる休眠組合と言われている実際に活動を行っていない組合、これはそれぞれどのくらいになっておりますか。

○政府委員(石川弘君) 先生御指摘のその休眠という状態でございますが、いろんな姿で見れると思うのですが、一つはたとえば森林組合の方、いままでの施設組合でございますが、販売とか林産とか造林といったようなそういう経済的な事業を実施をしてないという形でとらえますと、七百十九でございます。それから常勤の役員が一人以下、そういう意味で管理運営部門が弱体という形で仕事に非常に不活発じやなからうかと見ますと、七百五十八という数字がございます。それからもう一つ、森林組合の中で非常に大事な作業班をいまだに組織をしてないという形で見ますと、七百二十五でございます。いずれにしても、約三分の一ぐらいのものが非常に不活発ではなからうかと思えます。それから生産森林組合でございますが、販売とか保育といったような事業活動の不実施という姿で見ますと六百九十四、それから組合員が、これは常時従事の義務がございますけれども、組合員の事業従事実績という形が出てきてないものと見ますと四百一、まあ粗っぽく申しましてこれ約三分の一ぐらいが非常に不活発で

はなからうかと考えております。

○相沢武彦君 およそ三分の一がほとんど実際活動をしていない休眠組合という範疇に入らうと思っておりますが、主にどういう理由からそういうことになっているのか。

○政府委員(石川弘君) やはり何と申しまして、基盤となりますその林業自身が不活発ということの一つの要因でございます。それから、そういうものは端的に見ますと、大変組合員の持っている森林の面積が小さいという姿にあらわれておりまして、あるいはものによりましては、面積はありますけれども、まあこれは一斉人工林にいたしましてどうしてもそうなるんですが、いわゆる何と申しますか伐期に達してないもの、しかもある程度手入れをしますとしばらくはそういう林業生産活動不要の時代でございますが、そういうことが考えられることでございます。それからもう一つは、資本的に非常に寡少な資本で、何か事業をやるにもそういう元となります自己資本あるいは金を借りてまいりますにも必要なそういう資本がないというようなこと、したがって事業活動がなかなか興せない。そのほか、たとえば先ほど申しました常勤役員がいなくて、あるいはそれは人に得ておられますんで、組合活動というのはやはり相当の要人の強いものでございまして、すぐれた指導者に欠けるとか、あるいはそういう人の活発な活動を期待できないといった、そういうものが不活発の非常に大きな要因ではなからうかと思っております。

それから、生産組合につきましましては御承知のように、生産組合の非常に多くの部分は入会林の分解の過程で生まれてきておるものでございまして、これが単に権利の名目的近代化に終わっております。それから、いわゆる何と申しますか、旧入会地の高度利用のために人工林化するとか、あるいはその他の利用をするとかいうような形の利用が進んでないというもので、それから、ある程度そういうもので人工林化をしまして、その面積自身非常に小さいような場合にそこでの事業が断続

してしまっている、そういうようなものがいまの不活発なもの幾つかの態様にならうかと思っております。

○相沢武彦君 すでに事業活動をやっている森林組合の経営についてなんですが、午前中の質疑の中にもありましたけれども、他の組合の模範になるような組合数は五つ六つぐらいだろうかということですから、きわめて全体的な経営の現状というものは非常に貧困なんだろうと思えますが、林野庁から見ると経営の現状、全体的な点、それから経営のうまいことについていらない主眼理由はどこにあるのか、その点をひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 事業の平均的な活動の状況から申しますと、先ほど申し上げましたように、販売でございますとか、あるいは購買あるいは造林といったようなもの、あるいはその造林の主力は作業班の活動でございますが、そういうものがある水準以上いっておると言えますのは先ほど申しました約三分の一でございます。模範的と申しますか、かなりよくやっていると云うことになりまして、一けたという数字にならうかと思えますけれども、そのうまいかないというものは、何と申しましても、いまの日本の人工林が非常にまだ伐期に至らない幼齢林の比重がうんと高いという、したがって一生懸命植えてきたわけでございまして、これを回収する時期に入っていないものが比較的高い。

結果的に、優秀組合と言われるものの非常に多くの場合は、そういう林齢の階級配置が比較的にうまくいっておまして、要するに切る山があつてそれで順な回転が始まるというようものが、竜山その他比較的優秀組合と言われておりますものには、そういう何と申しますか、山の状態がいい状態のものにすでになつていくということでございますが、そういうことのほかに、やはりその種の優秀組合ではいずれも非常にそれを構成します組合員あるいはその指導者というものを人を得ておりまして、そういうものが単に山がいいという

だけではなくて、そういう人たちの積極的な林業生活活動がある。その場合に、竜山もそうでございますが、多くの場合は必ず森林組合労働班を比較早い時期に組織をいたしております。そういう人たちが周年働きますように、山における生産活動のほかに、たとえば竜山でございますと鑛製工場等まで持ちまして、山に働いている方が周年何らかの意味で収入が得られるような形になつていくということ。それから、その種の優秀組合は大体におきまして林業構造改善事業等を巧みに利用いたしまして、そこで各種の林産のための生産活動とか、あるいは山菜を加工するとか、いろいろな意味でそういう仕事をその土地に持ってきているということ。そういうようなことが、大体優秀組合と言われるものの共通したところでございます。

さらには、そういう生産活動を通じてその土地土地の生産物、木材等についてもある種の信用を得られるようなブランドをつくり出してきているというところがございますので、いまの段階で森林組合の非常に多くの分を急にそういう段階まで持ち上げることはなかなか困難でございますけれども、人工林の相当なものが今後伐期に入る段階で、この種の優良事例がたどりましたようなそういうようなたとえば資本整備の近代化の問題とか、あるいは優秀な役員を置くとか、あるいは組合の団結を強めるといったようなことを進めまして、比較的優秀なものの数を少しでもふやしていくというような方途を考えていくべきではなからうかと思っております。

○相沢武彦君 いま答弁の中に出てきました静岡県の竜山村の森林組合ですね、それから和歌山県の竜神村の森林組合も比較的経営がうまくいっているようなのですけれども、この二つの森林組合の概要ですね、事業量とか発展の経緯、また非常に順調に経営が進んでいるその内容をかいつまんで御説明願いたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 竜山村の森林組合は主力が民有林でございまして、地区内の森林面積が約

六千六百ヘクタールぐらいでございますけれども、そのうち民有林が五千三百ヘクタールぐらい、国有林が千三百ヘクタールという圧倒的に民有林の多いところでございます。森林組合員の持つております森林面積自身は四千八百ヘクタールぐらいでございますから、これは全国の森林組合の平均値よりもむしろ低いぐらいでございますけれども、これは圧倒的に人工林でございます。九三%がすでに人工林化され、しかも年齢配置が非常にバランスがとれておりまして、若齢の人工林ばかりという形ではございません。したがって、仕事があるわけでございます。組合員は八百人をちよつと上回っておりますけれども、地区内の森林所有者は全員組合に加入しております。そういう意味で、組合の団結が強いと言えるかと思ひます。払い込み出資は二千九百万でございますけれども、常勤の役員は二十三名おりまして作業班は百十四名、まあ非常にこの作業班の編成が早かつたことが特徴であらうと思ひます。

事業の内容で申しますと、販売事業は二千百万程度、決して大きいものではございませんけれども、林産事業では地区内の木材生産の四分の三を、実はこの組合がやっております。生産販売高では約四億になっております。そのほか、山行苗を購買をいたしております。それから造林事業等につきましては地区内の新植の八割はこの森林組合がやっております。そのほか、五百ヘクタールを超えます森林の保育も一手に引き受けていられるわけでございます。

うまく活動してまいります主力は、やはり何と申しましても、山の状態がそういう非常にバランスのとれた山づくりにあるということと、それから先ほど申しました労務班の編成、これが非常に早い時期に行われております。三十年代の後半にはすでに労務班組織を完全に持つていたと。その労務班を抱えたことによつて、その労務班が周年的に雇用ができるようにというところから縫製工場をつくりましたり、あるいは花木の栽培をいたしておりましたり、製材の協同組合をつくりま

したり、いろんな形で素材生産あるいはその流通部門にまで投資をしまして、そこで働く場を得ていられることが典型的ではなからうかと思ひます。

それからもう一つ、和歌山の竜神でございますが、これは全体の面積では二万四千ヘクタールぐらいの中で民有林が二万二千ヘクタールぐらいでございますから、これも圧倒的に民有林の地域でございます。組合員の所有森林が地区内の民有森の八五%ございまして、約一万九千ヘクタールでございます。組合員は全体で七百五十人ばかりでございます。組合員は全体で七百五十人ばかりでございます。これは地区外の森林所有者が実は全員組合に加入をしております。地区内の方が半分ぐらゐでございます。これは、比較的森林の所有自身は小さいわけでございます。で、払い込み出資が二千百万、常勤職員は二十八人、作業班員が九十五人ということでございます。販売事業では約五億四千万でございます。それから、林産事業では生産販売高で五億八千万というぐらゐに、事業量は相当多うございます。それから、造林につきましても、地区内の新植の約八割を組合がやっております。管理につきましては一千ヘクタールを超えますものを保育をしております。このように、いづれも事業が活発でございます。

この組合の場合も、先ほど申しましたように、林齢の配置が比較的順調、うまくいっているということもございまして、これは四十年に実は組合合併をいたしまして三組合を一組合に合併したところでございまして、その後一次の林構等を使いまして資本整備を相当高度化させているというふうなこと、それからこの組合の場合には非常に地元で素材共販をやっております。それを通じまして竜神材というこの材木の販売の一つのブランドも得ておりまして、そういう面で販売でも有利な活動をしていられる。

いづれの組合につきましても、こういう一定の資本あるいはもとになります山等の条件はよいございまして、それにも増して、やはりこれらの地区においては組合員の方の組合利用とか、あるい

は組合役職員の活動というものが大変活発である、そういう特徴があるかと思ひます。

○相沢武彦君 いま説明あつたように、経営が順調な森林組合はもともと林地の条件がよいこともありますが、事業の多角化それから生産流通体制の整備とか、素材の共販を地元で行うことによるところの素材の有利販売とか、自森林組合のブランドの定着化が非常に効果を上げています。さらには低質材の有効利用、こういったことで、経営の体質を改善させることで非常に経営を好調化させているんだと思ひます。全般的に森林組合の経営が弱体だというのは、森林組合の体質がもともと経営に対して未熟というか、林業経営に対しての意識が非常にまだ低いために、もう少し工夫、努力すれば何とかなる点がなかなか効果を上げていない、みずからその経営をさらに悪化させている面が非常に多いんじゃないかと思ひますが、この点についての林野庁の見解はどうでございますか。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のように、森林の状態自身がまだそこまでいってないということが大きな原因の一つではございますが、やはり組合でございますので、組合員が組合をどのように盛り立てるかという意欲とか、あるいはそれを引き張ってまいります指導者の努力というものが相当大事ではなからうかと思つております。組合につきましても、森林組合の新生十カ年運動というのをやっております。そういうものも一つのこういう組合活動の士気を向上しますために必要なものだと思つておりますが、私どもも大いにそういうものを応援をしまして、そういう組合員の組合に対する何といいますか、参加といいますか、組合を盛り立てるための努力とか、あるいはそれを引き張ってまいります指導者の活動を大いに援助していききたいと考えております。

○相沢武彦君 日本の林業は現在非常に不振なんですけれども、また森林組合の経営もなかなか順調にいつているところは数少ない。これの原因の一つを外材の輸入、国内需要の低下、こういった

いわば外的要因を挙げている面も強いんですけれども、経営に関する限り、意識を高めたただで実際に順調な成績を上げていられる組合もあるわけですから、林野庁としても推進運動は計画されているように思ひます。さらに模範的な組合の実態を全国の森林組合が参照にするような普及指導の手を、もつともっと手厚くする必要があるんじゃないかと思ひますが、この点についてはどうですか。

○政府委員(監原義邦君) ただいま林政部長の方から、比較的経営が順調にいつている森林組合につきましても、事例を御説明したわけでございまして、先生御指摘になりましたように、森林組合の活動の仕方につきましてはいろいろまだレベルの差がございまして、そういう点、私どももいたしましても、十分個々の森林組合がそれぞれのレベルアップをいたしまして、皆どの森林組合も同じようなレベルで今後発展していただくことが望ましいというふうには考えております。

また、森林組合が非常に最近いろいろな意味で財政が厳しい面の一因として、いま先生が御指摘になりました外材の問題もあるかもしれません。これは森林組合ばかりではなくて、日本全体木材が緩和基調になっておるといふ事象の中で、林業、林産業が非常にいろいろむずかしい局面に遭遇しておるわけでございまして、そういうものはそれなりの対応としてこれから日本全体の林業のあり方の中で対応していく必要があると思ひますが、いま先生が御指摘になりましたように、森林組合として今後どうやってこれを伸ばしていくかという問題につきましても、たとえば昨年静岡県で森林組合の県連合会あるいは県の林業会議所、こういうものが中心になりましてシンポジウムを開催いたしております。これには全国の森林組合からお集まりいたしまして、それぞれこれからの森林組合のあり方を、静岡県内のいい例を中心にシンポジウムの中で皆様方が切磋琢磨していかれたというところでございまして、こういうのも一つの例だと思ひますし、そういう

うもののおいおい見られるということは非常に私どももいいことではなからうかと思ひます。そういうことを通じまして、森林組合が今後みずからの手で伸びることを御努力されるとき同時に、林野庁といたしまして、人の問題につきましてはそれだけの場での研修に対して助成をするとか指導をするとか、そしてまた構造改善事業におきまして資本設備の近代化を図るとか、それぞれの方法を通じまして、森林組合が先ほど事例がありましてような組合にそれぞれなるような御努力に対しての助成もしてまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 優秀組合の実態の経営状態というものを、広く全国の森林組合に参照させるということとは当然必要なことだと思ひますが、地域によつて相当いろいろ条件も違ひし、そのまま参考にならない、実施できないという点もありますので、やはり気候とか気温とか立地条件、そういうものが大体似通つていく地域ごとに、模範になるようなそういう森林組合というものを今後数をややしていくと、地域ごとにそれを目標にしながらやつていくということが非常に大事だと思ひますが、特に林業関係では北海道は非常に条件も本州と大きく違つていくわけですし、また林業の実態も非常に立ちおくれている立場なんです、北海道の林業に対して特に今後力点を置かなきゃならない点があればお伺ひしたいし、それから各ブロック単位といひますが、まだまだ優秀組合、模範になるような組合のないそういうブロックの地域に対して、特に林野庁として選定してモデルケースをつくつていくというふうな方針を進めていくお考えがないかどうか、この二点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生から北海道の民有林についてのお話あつたわけですが、民有林は、北海道の場合、東の方、西の方、北の方、それぞれ相当違つております。それともう一点、北海道は国有林、道有林が相当大きな面積を占めておりまして、そういう意味から言ひますと、民有林の占めるシェアが内地の一般的なところと比べて非常に少ないという問題、それから北海道の木材需給の状況を現在見ておきますと、日本全体ではいま外材が約六五%入つておりますけれども、北海道ではそれよりも少ないというところ、そして北海道が大体北海道で、特殊なものは別といたしまして利用されておるといふこと。そういうことで、本州を中心にして、北海道には北海道なりの民有林業といふものがある必要があるかと思ひますが、この問題につきましては北海道庁あるいは北海道の森林組合連合会、こういうものと私も十分今後連絡を取りながら、北海道らしい民有林が育つていくような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから後段の、それぞれの地域にモデル的なものををつくる意思はないかという御質問でございますけれども、これにつきましては、当然森林組合自身でもそういうことをお考えになるだろうと思ひます。それから私も、市町村が相当な認識を持っていたかなければいけないだろうというところも考えております。そういう意味から、中核林業振興地域というものををつくりまして、ここに對しては、たゞいま国がやつておりますいろいろな助成策を集中的に投資するという方針を考えております。そういうことを通じまして、いま先生が御指摘になりましたような、それぞれの地域の模範となるような林業地帯あるいは森林組合といふものが育つていくような努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 ここで、十四日の閣議に報告して承されました五十二年度林業白書についてちょっと伺つておきたいんですが、この中で、国際経済環境を配慮しつつ秩序ある適切な輸入を確保するための措置を講ずる必要がある、こう述べられてい

るのは、外材を中心に供給を必要とする基調があることから輸入抑制の行政指導が必要なることを指摘したんだろうと、このようにとらえてよいのかどうか。それから、もしそうだとすると、昨年来ニュージランドがわが国に對して木材の輸入拡大を求めてきておりますし、また諸外国から農産品の輸入拡大要求といふものが強まつてくるに、ただに非常にむずかしいと思ひますけれども、林業行政としてはこの点具体的にどういうふうに取り組むのか、それをひとつ大臣から。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 外材の輸入につきましては、秩序ある輸入といふことを政府としてもしよつちゅう申し述べておるわけでございますが、これまで各種協議会等の場におきまして、年間の木材需給の見通しを策定するなどの施策を通じて、関係業界に指導をしてきておる。これは輸入を制限するといひますが、規制をするといふわけにはまいらぬので、やはり行政指導によつて秩序を保たして、以外にはない。こういうふうな基本的な考えのわけですが、五十二年前半の木材輸入量は景氣回復への期待感等もありまして増加いたしました。景氣の回復が、五十二年後半に入つても木材需給の回復が見られず価格の低迷が続いたため、これらの実態を踏まえて指導もしてきたわけでありまして、秋以降外材の輸入量は減少する傾向に転じております。

年間を通じて実績では前年並みと、こういうふうになつておるわけでございます。木材貿易は、わが国の木材の需要が住宅建設の動向によりまして大きく変化をしておるといふわけでありまして、一方におきましては、現地の生産からわが国への入荷までに相当期間を要するといふことなどから、ある程度見込み輸入にならざるを得ない面も有することなど、行政指導の効果があらわれるという点では相当な期間がかかつてきておるといふ実情ですが、今後さらに情報の機能の強化、あるいは短期的な需給の見通し等を十分行つて、関係業界に對する指導等にはひとつ全力

を費やしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○相沢武彦君 外材輸入の適正化を図ることが非常にこれは大事なことでございまして、力を入れて行政指導に取り組んでいただきたいと思います。この外材輸入問題で見落としてならない一つの観点は、外材輸入がこまごまと拡大されてきたのは、単に価格が安いという点ばかりじゃなく、国内林業の未成熟さといふものがみずから引き入れてしまつた一面もあるのではないかと、こういうことなんですね。たとえば販売面から見まして、国内材の場合は注文しても需要者の希望する時期に所望する材がきちんとなかなか入荷されないといふ事例が多い。そのために、微妙な需給ギャップを埋めるために外材で補つてきたといふことも言えるんじゃないかと思ひます。外材の場合は電話一本で決められた時期に入荷されるし、手形決済で済むので便利だと、こういう声もあるようなんです。それからまた外材といつても製品化の仕方によつて価格差を生じておりまして、一括して論じられない点もあるんじゃないかと思ひます。

たとえば、アメリカ材で有名な田辺とか、あるいはアラスカ材を扱つていて天竜ですか、この場合は内材を扱うと同じようにきめ細かい製材をして荷しますと、他の製品とは歴然とした価格差をつけている、こう言われております。また、販路に對しては、内材を基軸にして外材を補充的に添えながら一軒の家が建つたといふようなPRも非常にしている。そういうことで、内材と外材といふものを単に對立的にとらえて日本林業の繁栄を論ずるというだけでは、真の打開策にならぬんじゃないかと、こういうふうに見られるんですが、この点についての林野庁の御見解を求めておきたいと思ひます。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生が外材の問題について数点御指摘になつたわけでございます。

が、外材の問題が、国産材の流通の問題から外材の方に指向されるということもあるのじやなからうかというお話、また外材については、それぞれの木取りの仕方によってやはり利用価値が大分違つておると、そういうことでやっておるのだから、日本の国産材についてもそういうことを十分考えていけば、逆に外材と日本材という対立的な考え方でなく対応できるではないかという御趣旨だろうと思います。

ただいま外材が相当入っておりますのは、いま先生がおっしゃいましたように、国産材のやはり流通体系と申しますか、流通のあり方と申しますか、そういうものが必ずしも近代化されてないという面も一部あるかと思ひます。しかし、一面、また日本の需要に對しては供給量が、絶対量が足りないということ、これがやはり一番大きな原因であるかと思ひます。そういう意味から、私も需給計画を立てるときには、やはり国産材がどのくらい出てくるかということを都道府県で毎年調べておいて、それをもとにして国産材の出でくる量を押さへ、その不足分を外材で補うという形で需給計画というものを見通しておきます。

そういう意味から、先生御指摘になりましたように決して対立的に扱うわけではなくて、やはり量は多いにしても、基本的には補完的に扱うという考え方でわれわれとしても対応しなければいけないというふうに考えておりますが、あわせまして、やはり一方、外材につきましても製材品がよけい入つてくるという問題もござります。いま先生おっしゃいましたように、木取りがうまいというところが日本の一つの大きな技術でもござります。そういう意味で、丸太の輸入というものがあつて意味では確保できるような努力もし、そして国産材の足りない分を外材で補つて国民の需要にこたへるような方途をしていくということが、これから大きな私どもの課題でもあるというふうに考えておりますし、そういう意味から国産材のいい点は国産材のいい点を伸ばす、また外材のいい

点は外材のいい点を伸ばす、そういう両々相ましまして日本の林業も振興できる、そして林産業も進展できるということを私もは考えていく必要があるというふうに考えております。

○相沢武彦君 次に、間伐材の販売につきまして若干お伺いしておきたいんですが、間伐材の売れ行きがよくないということでも非常に関係者は困つていて、というんですが、これも関係者の努力がこれまで非常に足りなかったという点を厳しく指摘する声があるわけですね。以前間伐材がよく売れたという時期は、足場丸太の需要が大量にあつたときでして、材木なら何でもいというふうな木材逼迫的な需要期だつたと。そこで、林業経営者はただ座つていればよくて、売つたんじゃないかという思いに來ていたんだと、こういうふうな実情だつたと思つておられる。そのときの夢をいまだに追つておられるだけでは、経済状況のこのように変わった現在売れるわけはないわけであつて、また一面、原木市場の人の声の中には、現在だつて間伐材の需要は全く消滅したわけじゃないんだと、まだまだ土建業にも間伐材需要というものは根強いものがあるんだし、また土建業以外にこの間伐材の需要というものはあるはずだと、そういう点を非常に見落としておられるんじゃないかという指摘があります。

これまで間伐材を集積して仕分けをする、それを需要に応じて配給するという基本的な機能が余りにも弱いという点を突かれて、そのかわりにアメリカ材の細物というものが入り込んでしまつたんじゃないか、こう言える一面があると思つてですね。そして、こうした点を放置しておきまうと、全く市場の中にアメリカ材の細物がビルドインしてしまつて、間伐材の入り込む余地がもう全くなくなつてしまふおそれがあるんじゃないか。そこで、間伐材の集積、配給、販路開拓、こういう面について林野庁としてはどんな指導と対策をこれまで講じてきたのか、またこれからされようとするのか、この点を明らかにしていただきたいと思つておられます。

○政府委員(藍原義邦君) 間伐材の利用方法につきましては、ただいま先生御指摘になりましたけれども、過去におきましては、いわゆる間伐材の形態が非常に多かったと思ひます。足場丸太あるいは箱のかけ丸太、そういうもので利用されるのが多分七割くらいあつたのじやなからうかとわれわれ考えておりますけれども、近年に至りましてそういうものの代替材が非常に出てまいりました、販路がそちらの方に押されてしまつたということ、そういう意味で、間伐材が丸太のまま利用する利用面というのが狭められたというのが一番大きな原因であるかと思ひます。

そういう意味から、間伐材のこれからの利用につきましては、当然そういう面での利用開拓をしなければいけないということは言えますけれども、あわせて、間伐材をさらに加工してこれを利用するという方面、これにやはり鋭意努力をする必要があるというふうに考えております。そういう意味から、過去におきましてもそういう未利用資源といひますか、間伐材等の高度化利用の事業だとか、あるいは間伐材を利用した展示事業、こういうものをそれぞれ国の助成のもとに行ひまして、間伐材の利用を推進するPRをするなど、また、その間伐材を利用した小な小な一つの家でございますけれども、私ども俗に新築倉庫式住宅と言つておりますけれども、そういう家をつくりまして一般の国民の方々に見ていただく、こういう建築方法もあるぞと、そして間伐材を利用していただきたいというPRをいたしておりますし、そのための技術開発ということも進めておる次第でございます。また、昨年、日本住宅・木材技術センターというものを建設省とともども創設いたしましたので、ここで主としてそういう問題の利用開発それから普及等々を行ひ、これからの間伐材が、いま申し上げましたように丸太のまま使われると同時に、あわせていろいろな面で加工されながら利用されるという方法を研究開発いたしまして、その普及に努

めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 その件と関連して、林野行政として木材の流通機構、これが合理化されて国産材の価格が安定されますと、かなり林業関係者の経営も有利になると思はれるんですが、この木材の流通機構の合理化、国産材の価格安定対策、これについてどのように今後見込まれるか、大臣からひとつお聞きします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 最近、住宅産業が相当発展してきたわけですが、この発展によりまして需要が大體化する、あるいはまたそれに伴つて外材輸入が増大をする、あるいは国内材の生産の停滞等木材流通を取り巻く諸情勢というものは変化をしており、また素材、製材等の流通合理化の要請もそれに伴つて強く出ておりますが、これに對処をしていくためには、まず第一には、木材住宅供給のための共同体組織の育成強化を通じて、木材生産から住宅建設に至るまでの流通コストの低減といったものをやらなきゃなりませんし、あるいは使用部材の単純化、流通の合理化等を目的とした在来の工法、住宅の部材の流通消費改善対策事業、さらにまた、素材及び製材の流通のあるべき姿を描くことを目的とした木材市場整備対策調査を行うとともに、わが国素材生産の八割を担つておるのが素材生産業者でありますから、これを対象に素材の生産流通の円滑化、近代化を推進することを目的とした素材生産流通近代化対策事業等を行つておるところであります。今後ともこれらの諸施策を充実強化をして木材流通機構の合理化を図つてまいります。木材流通機構というのが一番大事でございますから、この合理化を図つてまいりたいと考えております。

それから、国産材の価格を安定させるためには、まず木材の需要サイド及び供給サイドの安定を図ることが基本であるというふうに政府として考えておるわけであつて、需要サイドにおきましては、住宅建設の安定化が必要であるわけであり、特にわが国の林業が在来工法住宅用資材の

○政府委員(藍原義邦君) これからの地域林業の中心をなしますものは、いま先生が御指摘になり

○相沢武彦君　ここで、山村における労働力の維持と雑草木の有効活用化につきまして触れておきたいと思うのですが、林業では資金それから労働

そういう意味から、私どもも今後先ほど来御説
明いたしましたような諸般の施策をそういう山村
に投入していくことによりまして山村の振興を圖
っていきたいと考えておりますが、特に現在低質
広葉樹と申しますか、前生樹といいますが、そう

○相沢武彦君 具体的にちよつと申し上げたいと思ふのですが、東大農学部の手元の村尾行一氏は、こういうように提案されているのですが、林野利用法の例だけでも、造林した後にソバを栽培すると。ソバは二カ月ほどで収穫ができると。ソバがらは枕になるし、花からはハチみつがとれるし、その後には豆類、根菜類、和紙原料のミツマタ等を栽培すると。そうしているうちに間伐期が訪れる。こうした方式は、林業に対する直接的なプラスになると思う。しかも、とりわけ問題の地

ごしらえや下刈りがソバ等の栽培作業によって自動的に行われるから、林業自体の作業として行われなくても賄える。こういう方式は近年まで全国各地の山村で実行されてきたことなんだから、これをもっと力を入れるべきではないかというところを言っています。

それからさらに、活用したい植物の例を挙げておるんですが、竹類、茶、それからクズ、シキミ、ペニバナ、ムラサキ、クチナシ、山桃、クロモジ、漆、葉は食器に、材は木版材料にもなるホオノキ、それからすりこぎになるサンショノキ、木蠟のハゼ、コケ、こういうものは無数に近くあるんじゃないか。しかも、こういった用途は道具、食品、染料から始まって薬用、装飾用に至るまで、生活のほぼ全端をカバーしている。確かにこれは個々の所得効率というのには低いかもしれないけれども、これを一つのシステムをつくってやれば、かなり地域としては活用できるんじゃないか。しかも、ソバ、漆、ペニバナなんというのは大量に輸入しているんだし、また昨今手づくりブーム、民芸品ブーム、自然食ブームといわゆる本物志向といった社会現象が起きている。こういったことを考えますと、こういった産物に対する需要は今後ますます旺盛になるのであって、現代社会の体質から発する需要だから根強い需要であらうと、こうも言っているわけですね。

これが地域で活用されますと、世代間それから男女の間での協業というものが可能であるし、いまのところ非生産力化せられているお年寄りや御婦人、子供、こういった人たちが地域社会の重要な成員とすることができたらどうか、こういう提言をされているんですが、ぜひともこれを参照されて、ひとつ地域でそれを活用されるように力を入れていただきたいと思っています。

最後に、大臣に御決意を承りたいんですが、わが国林業の衰退の原因を単に外に求めるだけでなく、持っているこれまでの日本森林・林業の内部的弱点といえますか、そういうものを打開するために、ひとつ実効性のある林業プロパールの政

策というものを、もっともとさらにきめ細かく打ち出して粘り強く指導をしていただきたいと思うんです。そして、山村地域に今後次々と模範的な林業事業の形態ができていく、それがその地域全体の経済のレベルアップにつながるような方向へぜひとも進めさせていただきたいと思いますが、質問を終わりたいと思います大臣の御決意を承って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 林業をこれから積極的に振興するということは、私もかねがね申し上げてまいりますが、何としてもこれは国策とも言うべき課題だと、こういうふうに考えております。

そういう意味で、総合的な林業政策というものを推進をいたしまして御期待にこたえなきゃならぬ。森林組合法を御提案をいたしておるのも、こうした林業の振興というものを一層有機的に進めたいという考えでこれを提案をいたしておるわけでありまして、この森林組合は、広く森林を結合の契機としつつ、協同組合原理に基づくとこの森林所有者の協同組織として森林所有者の経済的、社会的地位の向上を図るとともに、時代の経済的、社会的な要請に即応して、森林の保護培養と森林生産力の増進にも積極的に寄与すべき総合的な役割を担う必要があるというふうに考えておるわけでありまして。

こうした見地から、今回森林組合制度を森林法から分離をして単独法によるものの制度をするのと同時に、協同組合的な機能の充実の要請に対応して、林業に関する、公共事業に関する規定の整備等を行って、また同時に、公益的機能を發揮するに当たりまして、その時代的要請に対応いたしまして、受託施設等にかかわる員外利用制限を緩和するなどの措置を講じて、森林組合がその期待されておる広範な役割にこたえていけるよう制度の改善を図ることといたしておるところでございます。いま、これが森林組合法の基本的な考え方でありまして、これが森林組合法を通じて、その他の施策もあわせて行いながら、林業の振興をこれからより一層図ってまいりたいという政府は決意を

持って、今後積極的に取り組んでまいる考えでございます。

○下田京子君 安倍農林大臣臨時代理が途中で退席なさるというお話なので、大きな基本的なことについては代理大臣の方で端的に御答弁いただきたいというふうに思います。

第一に、るお話がなされておりますけれども、現在の林業そして木材をめぐる情勢というのはひとしく厳しいという御認識にこれは皆さんお立ちになっております。ところで、この厳しい林業あるいは木材情勢を切り開いていく上でどのようなたがそのネックになるかという点で、まづめて言えはいろいろあると思うんですが、二つに集約されるかと思っております。その一つは、やはり何といたしても国内における体質の強化ということとだと思っております。それから二つ目には、秩序ある外材の輸入というふうに思うわけですが、大臣、この御認識についてお伺いいたします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いまおっしゃる通りに、私も、現在の林業を取り巻く情勢はきわめて厳しい、これは全く同じ認識でありまして、このことは林業白書にもわれわれのその認識を明らかにいたしておるわけでございます。そうした厳しい林業の実態を打破してこれから振興発展へとというふうに進めていくためには、いまお話しのように、やはり国内的な林業の体質というものを強化していくことがもちろん最も大事なことでありまして、思うわけですが、同時に林業について、一つの林業不振の原因と言えものが、やはりいま輸入材が増加してこれが木材の需給関係に非常に影響を与えておると、こういうことであるかと思うわけで、こうした点につきましては、かねがね申し上げておりますような秩序あるところの適切な輸入を確保するということが必要ではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。認識も同じでありますし、考え方もそう変わってないわけでございますから、あとはこれから総合的な施策を強化して林業の振興を図っていく

なきやならぬと思うわけでございます。

○下田京子君 考え方や認識も全く同じだということですが、具体的な施策というのか、これからの解決策がやはり重要かと思えます。

そこで、具体的に前にちよっとお尋ねしたいんですが、大臣、日本木材備蓄機構の調査課長さんは、現在佐藤淳一さんという方でしょか。

○政府委員(藍原義邦君) そのとおりでございます。

○下田京子君 確認のためにお尋ねいたしますけれども、この日本木材備蓄機構というところは、政府・農林省とも連絡をとりながらいろいろと何よりも情報を集めていくということにたけている機関だというふうに認識してよろしいですね。

○政府委員(藍原義邦君) 備蓄機構におきましては、当然木材の備蓄を一定量やっておりますけれども、あわせてやはり木材の需給状況の情報把握というものが大きな使命でございます。

○下田京子君 そこでお尋ねしたいんですが、第五十一回林業経営教室というものをこの方を講師にして開かれました。そのときに、こういう御指摘をされているんですね。

どういう指摘かと言いますと、輸入外材問題の中で、特に米材、アメリカ材の日本への影響というところで二つのことを指摘しております。その一つというのは、アメリカの国内需要の九太の価格が日本向けの九太の価格に比べて非常に差があるということが一つですね。日本向けの場合には、アメリカ国内よりも相当高く買わされているというのが一点の指摘。

それから、もう一つ目の指摘の問題では、特に今度は製材品の問題なんですけれども、カナダから輸入されている製材品が四インチ角で円高ドル安の影響もあって立米当たり約二万八千円見当で入ってくる。ところが、アメリカから九太を買ってきてそして今度は製材にすると、どんなに努力しても立米当たり三万四、五千元になってしまう

というふうなことで、その影響が非常に日本の製材界に対して大きなはかり知れない不安を与えているという御指摘をされているわけですね。

同時にここで、その他の外材でソ連材のことなんかも触れているんですけども、そのソ連材との関係で実は米材の価格にソ連材がくっついて上がった下がりたりしているということもあつて、値段の動きも結果として米材が動かしにくいというふうな御指摘がまたあるわけですね。同時にまた、韓国のみがN製材というものを取り上げまして、韓国でアメリカから丸太を買ってきまして、日本向けにサイズをみがいして出しているわけですね。韓国はときどきいろいろと論議を呼ぶ国でございますが、人件費が相当安いというか、低賃金で劣悪な労働条件の中でつくり出された製材品が今度は相当安い価格で入ってくる。これが昭和四十八年ごろから急速にふえていて、特に關西方面ではこの韓国との問題で大変な打撃を受けているという御指摘をされているわけなんです。この御指摘御存じありますでしょうか。

○政府委員(藤原義邦君) いま先生が急にお話しをされましたので、私もそれは読みましたが、ただ細かいことにつきましては現時点ではちよつと記憶いたしておりませんけれども、私も読んだ事実はございます。

○下田京子君 大臣、そこでいま担当の長官が読まれたけれどもよく記憶にないというお話なんです。が、こういう大事な情報を握っている調査室長というか、調査課長さんがこういう形で講師になつて話されていることですから、非常に重要な問題だと思ひます。そういうことをやっぱ林野庁も政府も皆さんきちつと把握をしまして、そうして具体的に今後どうあるべきかという対処を真剣に考えなければならぬと思ひますが、その御認識はどうでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 私、その内容の具体的な細かいことをちよつと記憶してないと申し上げたわけでございますが、いま先生がおっしゃいます

した一、二の例の中でも、確かに私もはそういうことを十分把握しながら木材需給のあり方、需給計画というものを立てておりますし、また、一般的な指導につきましても、そういう面を踏まえながら業界指導ということをやつてきたわけでございますが、ただ、業界の指導のあり方あるいは木材需給のつかみ方、こういうものが必ずしもきめ細かい形で十分いままで行われたかということになりますと、この辺につきましても、私どもとしても反省はしていかなければいけないと思つておりますが、今後そういうものをさらにきめ細かく、特に備蓄機構におきましては先ほど林政部長もちよつと御説明申し上げたことがありますが、需給の情報把握というものが非常に大きな備蓄機構の仕事にもなります。そういう意味から、こういうところをつかみました情報につきましては、今後ともさらに的確にそれを分析いたしまして対応していく姿勢でおります。

○下田京子君 的確に情報を把握して、そして具体的な実効ある対処をしたいというお話ですけれども、先ほど来から論議になつております秩序ある外材の輸入に對していろいろと意見があるけれども現在のところは打つ手としては行政指導しか見当たらない、その行政指導の一つとして、前の森林組合併助成法のとときに私が質問しましたときに、検討すると言つた、例のアメリカに對してかつて話し合ひしたこともあるからという話でしたが、先ほどどなたかの御答弁で、そういう事例もあるから今後それらも含めてやつていきたいというふうな話ですが、どうでしょうか。大臣、そういうふうなアメリカとの話し合ひでもって秩序あるような、そういう輸入ができるようなお見通しでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これはもちろん對外折衝は大事なことでして、アメリカあるいはカナダ関係関係間でも話すこともありまふし、あるいは事務当局間、外交ルートを通じましてもそういう外材のアメリカからの輸入、カナダからの輸入、その場合に丸太あるいは製材——アメリカや

カナダ等はむしろ製材で輸出をしたいというわけですね。日本の方は丸太で輸入をしたいという傾向が非常に強いわけですが、そういう問題についても向こうは向こうで注文があります。こちらはこちらは外交交渉は丹念にやつておるわけですね。同時にまた、国内の関係業界からの協議会等とも林野庁は十分接して、そういう上になつて、先ほどもお話がありましたようなそういう意見等も重要な参考になるわけですが、そういうものを踏まえてこれは秩序ある輸入という方向で努力をしないと、こういうふうな考へております。

○下田京子君 お気持ちとそれから姿勢のほどはわかつたんですが、具体的に先ほど林政部長さんだつたんですが、アメリカの例をお出しになりましたから、秩序あるということでは本当にそういうものが見通しとして確保できるんだらうか。特に丸太はまあまあとしても、製材品の輸入の輸入ということでは、皆さん異口同音に不安を訴えておられます。これらについては開税もかけられおられますけれども、どうなんですか、ストラウスさんとの日米通商交渉の際には開税も外せ、それからもうと木材の輸入量もふやせ、そんな要望もあつたかと思ひますけれども、こういう中で確固たる姿勢でもつて本当に国内の木材、林業振興という点から、秩序ある輸入という点で奮闘いただけるんでしょうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 木材の輸入の問題、秩序ある輸入あるいは開税をどうするかという問題は、実は日本とアメリカとの間でも大きな交渉事項になつていゝことは事実であります。丸太につきましては開税はゼロということでありまふが、製材品については一〇%、それをアメリカ側はもっと下げろというところで強い要求が出ておるわけですね。これが今度の開税交渉でどういふふうになつていくか、わが方としてはわが国の木材関係業界をやはり守つていかなきゃならない、こういう立場があるわけですね。アメリカはアメリカなりにまた黒字減らしその他の強い要求があるわけ

けですから、そういうことを十分踏まえながらわれわれとしても適正なところで交渉を妥結しなきゃならぬ、わが方の立場は守りながら妥結しなきゃならない。全体的には、非常に強い諸外国からのわが国に對する圧力といひます。要請が加わつていゝことはこれはもう事実であります。

○下田京子君 一つは、国内の事情を踏まえて交渉に臨むとおっしゃられておりますが、適正なところで妥結をしなければならぬというところがどうもひつかかりまふ。心配です。皆さん不安に思ひんじやないかと思ひます。本当に国内の生産とか、あるいはいまの特別な不況業種というふうな点を見まして、一体どこにその主眼を置いてやるかという点で対処していただきたいわけなんです。そのこと自体がますますどうかというところは別にしましても、皆さん国内には木材引取税があるんじゃないかと、それはもう価格のつり上げになつてきていゝと、逆に言へば。なのに、外材輸入については全然開税がかかつてないじゃないか。それは特別なもので、合板なんかで二〇%とかかつていゝものもありますけれども、丸太全体はもう無開税ですね。だから、むしろ開税かけろという要求まであるぐらいですね。そういう状況の中で、やはり確固たる国内産業の発展と、林業、木材の発展という点から大臣ががんばつていただきたいというふうな思ひます。

それと、もう時間がありまふようなんです。もう一点決意のほどをお伺ひしたいんですが、国内においてやはりもっとも木材の消費を伸ばしていくというふうな大きな要望がございまして。具体的にこれは秋田県、林務部で出されていゝ要望なんですけれども、「木材需要量の拡大を図るよう配慮されたい」ということでもって「公営住宅の新築には木造住宅も認めるとともに、一般住宅及び学校等の公共建築物に木材の使用を拡大するよう図られたい」といふ言つておられます。で、いろいろ御要望があるようですが、官房長官という立場もあるので、ひとつこれは農林大臣の臨時代理

という立場だけじゃなくて、本当に政府が責任を持って建設省なりあるいは通産省なりあるいは大蔵省なり、各省庁とも折衝して、五十一年の林業白書にも指摘しておりますけれども、秩序ある輸入とか国内の体質強化とかと言われているこの点から、ぜひ音頭をとって具体的なお見通しを立てていただきたいと思うんですが、その決意のほどをお伺いいたします。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 木材の需要を喚起しこれを拡大していくことは、林業の振興にも直接つながるわけですから、これはどうしても必要だと思っております。われわれもそうした見地でこれまでも努力を重ねてまいりました。政府としても、これは政府全体として建設省とも十分な連携をとりながら、いろんな住宅関係で木材をこの中に取り入れるという方向に努力をしてまいりたい。日本住宅・木材技術センターというのがありますが、ここで国産材の活用を含めた住宅用木材の利用技術の開発、普及啓蒙を図っておるわけでありまして、そうした機能等もさらに充実をしてまいりたいと、こういうふうに存じております。

○下田京子君 大変具体的な、以前よりちょっと具体的な御答弁をいただきましたので、今後は実効あるような形で御協議とそれから施策をお立ていただきたいというふうに思います。

それでは、今度はいまの輸入問題との絡みで、さらに各界の要求等も踏まえて、細かなことであると二、三お尋ねしたいと思います。

すでに皆さんのところでもおわかりだと思っておりますけれども、ただいま私がお願いした輸入問題というのは、全国森林組合連合会でも要望書という形で出ておられます。この全森連の場合ですと、輸入に対しては一元輸入機関の設置あるいは調整政策というふうな形までお出しになっております。それから、その前にはまず何と言っても、全国的視野に立って木材需給計画を樹立するというのが大事だというふうに指摘されて

おりますけれども、この点についての御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど来大臣の方から御答弁いただいておりますとおり、私もこの点から日本の木材需給というものを安定的なものにするためには、やはり木材の需給計画というものを的確に把握してつくり上げること、そしてそれによる指導をできるだけ強固にやること、これが必要かと考えております。そういう観点から、需給計画を実のあるものをつくり上げようというところにつきましては、私もそのような考え方で今後対処するつもりでございます。一方、一元輸入あるいは調整と申しますが、そういう問題につきましては、先ほど大臣からもお話ございましたが、ただいまの世界情勢がやはり非常にガッドを中心にしてしまっていて貿易拡大という方向を向いております。その中で、また日本におきましてもそれなりの対応をしていくということになります。と、やはりいまの段階でこれを一元輸入というの意味では強制的な方法をとるということは、必ずしも適切でないというふうにわれわれ考えておりました。そういう意味からも、前々から申し上げておりますような実のある需給計画を立てまして、それによる指導を行っていくということに重点を置いていきたいというふうに考えております。

○下田京子君 需給計画の樹立ということでは必要だという御見解だったと思うんですが、輸入の一元化ということについてはいろいろまた問題があるという御答弁かと思えます。

そのことなんでも思いますが、これも御承知だと思ひます。一月の十七日に結成された山村振興・木材需給対策協議会という団体、全国のいろんな関係大団体ほどでつくられていて、一月二十三日に中川農林大臣の方に行っているわけですね。そのことも踏まえて、今後やっぱり輸入問題等についてはいろいろと考えなければならぬような時期に立たされていると思うんですけれども、具体的に

いま考えられているのはどんなものでしょうか。先生十分御存じだと思ひますけれども、やはり米材ありソ連材あり、あるいは南洋材あり、いろいろな種類がございます。そういう形で、それぞれ輸入のあり方が少々違つてはおります。しかしながら、やはりわれわれといたしますれば、貿易という面から考えて、これはやはり国内全体の木材需給計画をきちんと立てて、そしてその不足分を外材で補うという考え方、こういうものに立脚して、まず従来年間の需給計画というのを立てておきまして、それを年に一度程度手直しをいたしてはおります。しかし、木材の最近の状況を見ますと、短期的な変動が非常に多い。それからまた、住宅建設がどうなるかということ、これによって非常に支配されるということ、この辺をやはりつかむためには四半期ぐらいの一つの期間でさらに的確なものをつかみ、それによって指導していくということがベターではなからうかというふうに考えております。

そういう意味から、四半期単位の需給計画というものを情報をも十分かみまして対応していく。さらには、従来もやってはおりましたけれども、さらに精密に在庫量を把握するというふうなことも、そういう観点から、従来やっておりました需給計画というものをきめ細かい需給計画にいたしまして、それをもとにした行政指導をしていくというのが現時点で考えておる私どもの考え方でございます。

○下田京子君 それだけで、かなりやはり具体的にではないかと思ひます。なぜなら、三月の委員会では、いまのその調査にしても年一回ではとても足りないんじゃないかと、せめて四半期ごとの見直しをお立てになれないかという質問をいたしました際に、あのときの答弁では、それも含めて検討いたします、こういうことでした。ちょうど一カ月ですけれども、一カ月たったら今度は四半期ごとの見直しを含めて検討したいということですが、

が、その見直しを幾らお立てになつても、見直しは大事ですよ、だけども見直しを立てるだけでは、秩序ある輸入ということでもって実際に効果あるという輸入がなされるんじゃないか。しかも相手があることですから、そこが一番問題なんですよ。同時に、行政指導とおっしゃいますけれども、その行政指導の身身というのとはどんなものが考えられるんでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 木材の輸入につきましては、それぞ北米材を対応される方、あるいはソ連材を対応される方、南洋材の方、それぞれおられます。そしてまた、そういう団体ができ上がつております。私もその方々を中心にしていたしまして従来も指導をしておたわけでございます。ですから、今後さらに、やはり南洋材は南洋材関係のそういう業界の団体を中心にした行政指導、米材についてはそういうものを中心にした指導、こういうふうに、地域別、材種別にそれぞれの業界の団体がございますから、十分そういう業界の方々と連絡調整をとるということによりまして、私もいま先生がおっしゃいましたような需給計画に対するそれぞれの業界の実況、あるいはこれからの計画というのに対する指導は行い得るというふうに考えております。

○下田京子君 いまの御答弁の中で、米材、南洋材、北洋材それぞれ事情が違うということとは全くそうだと思うんですが、行政指導の身身の問題とか秩序ある輸入の問題というのは何もきょう突然出てきたことではなくて、さきにも私話しましたように、五十一年度の林業白書の時点から言われていることですよ。しかも、秩序ある外材の輸入という言葉がなぜ生まれたかと言え、昭和四十九年当時のころまでの状況と違つて、それ以前はとにかく木材が足りなかつたから入れるという方が必死であつたわけですね。現在の状況というのは、いろいろ外材が入ってくる先は異なるけれども、そのことによってむしろいろいろと需給均衡を乱したり、価格操作も大変な状況に迫り込まれていると。だから事情が違うわけですが、

よ。ね。ですから、どういふふうな実効ある行政指導をなさるおつもりなのかということなんです。

たとえば、具体的にお聞きしますと、私今度の森林組合法の単独立法に当たりまして各地域の皆さん方の生の声を聞いてまいりましたが、特にいま出したいのは北海道の例なんです。これはお持ちかと思いますが、北海道森林組合連合会でもつて一月の二十五日札幌市で会合を開いております。これは、全道の森林組合長さんがお集まりになつていろいろ審議された資料でございます。その中で北海道の状況が詳しく出ております。お持ちのようですからお聞きいただければわかりますけれども、二十四、二十五ページにこういうふうに出てくるんです。全国的に見ますと、木材輸入の量が南洋材が一番多いんですね。次いで木材なんです。その次は北洋材と、こうなつていますが、北海道の場合ですと第一に木材なんです。第二番目に南洋材、そして三番目に北洋材、こういうふうになつてゐるわけです。しかも、その木材が五四%と圧倒的に多いという指摘をしてゐるんです。

なぜこういう指摘をしてゐるかと申すと、実は北海道の場合には全国的な木材依存率とちよつと傾向が違います。傾向は違ふんですけれども、その傾向が違ふということは、逆に言えば、北海道には豊富な森林資源があり、しかもまた北海道の森林資源を活用していままではやってきたわけですね。ところが、その傾向がどんどんどんどん変わつてまいりまして、五十二年で実に全体では五百七十六万立米入つてきております。そしてその中で問題なのは、チップ材が三百六十四万立米入つてゐるんですよ。木材を問題にしてゐるのはここなんです。北海道の森林組合の皆さんも、それから木材関係の皆さんも、みんな口をそろえて、木材輸入の、特に製品輸入の、アメリカ材の問題がということをおっしゃられてゐるわけですね。

ここで尋ねたいんですが、これは非常に具

体的で地域的な特別なケースでもあります。こういった場合には、どういふふうな行政指導をなさるおつもりでしょうか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生御指摘になりました、北海道の木材輸入の傾向が木材が非常に多い、その木材の中で特にまたチップが多いという御指摘でございますが、北海道の場合、御存じのとおり、北海道には相当大手のパルプ会社がございます。したがって、従来から北海道はパルプ材というものが非常に使われておつたという実態がございます。ただ最近、御存じのように入つてきたという問題は、チップ材必ずしも北海道から十分でないという問題、さらには木材チップが安いという問題、そしてまた木材チップが非常に大量的に輸入できるという点、そういう点から木材チップが北海道を中心にしてやはり入つてきたという問題は事実でございます。

したがって、チップの問題ということになりますとこれは主体がやはりパルプ業界でございます。私も、先ほどそれぞれの団体があると申し上げましたように、そういうチップにつきましてもパルプ関係の業界、そういうものと十分連絡をとらなければ、チップの輸入についてそれぞれの需給計画に見合った形で輸入していただけるようなことを、私も、私どもとして今後努力して対応していきたいということでも申し上げておるわけでございますが、先ほど私が申し上げました需給計画をどうやって指導するかという点でございますが、これは現在やはり実のあるものをやろうということでも検討しておる最中なものでございますので、最終的な私どもの考えを申し上げる段階にはまだ至つていない。ただ、できるだけ早い機会にこれをまとめていきたいということで、先ほど御説明もいたしましたけれども、基本問題検討会議等々でもその点を御検討いただいておりますのでございまして、その辺は御理解いただきたいと思います。

○下田京子君 いまのお話の中で、木材のチップ材が安いということなんですが、これは全く安い

だらうかという点ではちよつと実態が合わないの、数字的に見てみたんですが、これは西暦になつていまして、アメリカの輸入チップです。一九六五年を一〇〇とした場合に、一九七〇年で二一・八になつてゐます。そして七五年で二八・一になつてゐます。それから七六年で二四・三・六とやや下がつたというふうな状況ですけれども、ここ十年間の間にもう三倍まではいかなかったと大変上がつてゐるということが一つ、それから、北海道のチップ材をなぜ私が問題にしたかという点、私が問題にしていると同時に、これは北海道の森林所有者、それから森林組合、それからそれに関係する業界の皆さんにとって死活問題なんです。

というのは、御承知のように、農林省でも林野庁でも、北海道については、特にエゾ、トドなどあります。あれはもう百年から二百年という長い年月を要する。で、カラマツを植えないといふことでカラマツを大分こつてきてゐるわけなんです。ところが、そのカラマツがどうも思ひつかないんです。思ひつかない理由としては、間伐がやられないんです。なぜやられないかという点、カラマツ自身の値段も問題であるし、それから間伐材としての利用の範囲も限られてゐるし、何よりチップ材として使つていただければいいんだけれども、それが木材と競合してしまつてもう売れなかつたて売れないという、そこに大変深刻さがあるわけなんです。

ですから、そういう特殊な深刻な状況に追い込まれてゐるという御認識をいただいてそして業界とやりませんと、業界と話し合ひ話し合ひと言いますけれども、それはもうなかなか実効あるものにはならないんじゃないかと思ふんです。どうでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 北海道のカラマツ材についてたゞいまお話ございましたけれども、先生も十分御存じかと思ひますが、北海道は従前カラマツ材を植えた地域が北海道の民有林には確かに多うございます。それは北海道の郷土樹種と申し

ますと、どうしてもエゾマツ、トドマツになります。エゾマツ、トドマツという樹種につきましても、やはりその幼苗期間が非常に長いとか、また成長も非常に時間がかかるとか、いろいろの問題がございまして、やはり北海道にそのほかの適樹種はないかということで道庁を中心に検討されて、カラマツというものが導入されたというふうなことは私も理解いたしておりますが、カラマツにつきましては、過去におきましては、たとえば間伐材等については、北海道は炭酸炭酸がございまして、そういう意味で、炭酸炭酸等には相当利用もされておつたという実態もございまして、そういう観点からカラマツを取り入れたところ、最近炭酸におきましても炭木の利用量というのは確かに減つてまいりました。

そういう点で、逆に、その間伐材をチップ等に利用するといふ方法がふえてきたわけでございますが、いま先生御指摘になりましたように、チップ材については、パルプ業界が安いということとあわせて、私申し上げましたように大量に一時に入るといふこの利点、この両方から外国から船でチップを持ってくるという事態になつたと思ひますが、それに対応して北海道に植えてあるというカラマツ材がなかなか利用できないという問題、私も十分認識はいたしております。そのために、北海道に現在カラマツその他の利用のためのいろいろな研究開発というものを進めるような対応をいたしておりますし、また国全体でもカラマツ材に限らず、全体の間伐等の材についての研究開発なり利用促進といふものを対応しておるわけでございまして、そういう個々の地域地域の問題につきましても、中央と都道府県等が十分連絡をとりながら今後とも私は進めていく必要があつたというふうな考えをしておりますし、今後とも林野庁にいたしまして北海道については、カラマツを中心にしたそういう間伐材のあり方については、十分北海道と連絡をとりながら対応していくという姿勢を今後ともとつていくつもりでございます。

○下田京子君 今後とも対応するということは、

もう委員会のたびに聞くわけですよ。それで重要なことは、その対応が具体的にどういうふうに結果としてあらわれるかということであるかと思っています。いまのお話の中に、大量に船でもって入ってくるんだと、そういうことで値段だけじゃなくて大量に活用できるという魅力があったとおっしゃられました。事実なんですよね。

だけれども、そのことによつて大變な事態になつてゐるということ、これは帯広と本別の木材関係の業者の方と懇談した際なんですけれども、木材がいつの間にかお魚になつちやつたというわけですね。本来ならそこに山があり森林組合があり、そしてそこに林業で働く労働者がおり製材工場や加工場があつて、そして何人かの労働者がそこで働いてゐる。だから地域が成り立っているわけです。それが山村振興なんです。そして、しかも昔はその間伐材というのが薪炭利用にも使はれたと、あるいはおっしゃるやうに炭鉱のくいにも利用された。いろいろあるけれども、いまはそれが全部崩れていつてゐるわけなんです。こういう実態の中で、真剣にそこに住んでゐる人たちのことをどうしていくかということをお考えの上で対処なさらないと、これはもう委員会のたびに私ども対処します対処しますって何度聞いても、これは事態がよくならないわけです。

そして言われているのは、北海道の場合ですと、この帯広や何かですと、苫小牧と釧路に揚がりますね。ですから、港湾関係にいわゆる木工関係の製材所が建ち並ぶわけです。全国的な数字、これは間違いないと思うんですが、およそこの木材関係で、林業労働者じゃなくて木材加工関係で働く労働者は実に五十万人というふうに言われております。しかも、港湾関係で働いている人たちがそのうちの六割です。こういう実態で、いま港湾にあるのが即悪いとかなんかというんじやなくて、現実さつき申しましたように、山があるところにやっぱり関係する何といいますが、仕事に発展させていくという振興策を考えなきゃならないと思うわけですね。そういう御認識の上で本

気になってそのチップ材の利用の問題、いわゆる間伐材の利用問題というものをお考えいだだかないとならないということなんです。単にそれはもう道庁の問題であるとか、その森林組合の問題だとかじゃないんです。それから個々の問題じゃないんです。全国的な問題なんです。そういう御認識にお立ちになって、農林省なり林野庁なりが責任を持ってこれをどうするかということで詰めていかないと、問題の解決にはなりませんよということなんです。いかがでしょう。

していろいろやられております。それはわかります。しかし、一般的な利用と同時に、もう一つ北海道の場合には、具体的にチップ材として利用できないかという御要望があるわけです。これはもう即刻具体的に連絡をとって、大量にどうなんだろうかというふうなことも御検討いただけないかということです。

○政府委員（藍原義邦君） 絶対量の問題はどうか、ちよつと私もいま記憶いたしておりませんけれども、いま先生御指摘になりましたカラマツ材

道を開くということでも考えたわけでございます。木材は、御承知のように、どちらかというとな産費から接近したり、あるいは所得補てんというような意味から接近しにくい商品でございしますので、御指摘の価格差補給的なものでこういうものを伸ばしていくということには大変困難があると思いますし、なかなかそういう面での接近はむずかしいとは思いますが、いま現にこういう一つの大量流通をします場合の組合の危険負担を分散するという姿で援助の道を開いたわけでございませ

○政府委員(藍原義邦君) 間伐材の対応の仕方
これがこれからの林政の大きな課題であることは
私どもも十分認識し、そのための施策を従前から
やってきたわけでございますが、それが必ずしも

は技術的にもうできておるはずでございますし、今後その点については積極的に指導してまいりたいと思います。

○下田京子君 具体的に検討をというお話があります。

現時点で十分でないということは、私どもも認識いたしております。したがって、さらにそれを進めるために、先ほど大臣から御説明ございまして、そのような建設省とタイアップした日本住宅・木材技術センターというものをつくりまして、さらに間伐材の従来と変わった利用の仕方がないだろうかとというような対策を進めることにもいたしております。また間伐の生産性を高める、コストを下げるためにも間伐林道というものを今年度は前年度の二倍の延長距離にいたしましたて対応しておりますということも、この辺の姿勢のあらわれと御理解いただきたいと思います。今後はやはり間伐問題については、これは地方的にはいま申し上げましたようにカラマツの間伐の問題がある。利用

○下田京子君　そこでさらに具体的に尋ねたいんですが、間伐材とチップの場合ですね、チップ材に利用するようになったときに恐らくまた価格がひつかかってくると思うんです。量もひつかかってくると思うんです。その価格の問題についてなんですが、消費者にもしお寄せさせないで生産者の意向も聞きながらということ、政府が五十三年度の予算の中身で間伐材安定流通促進パイロット事業費補助金ということで二億七千六百万円予算計上されておりますが、こんなものを具体的に使いまして、流通コストの問題である、あるいは輸入材との差額問題だとかいうふうな、具体的な予算的な裏づけも含めた御検討をいただきたいと思います。

ましたが、ぜひ検討いただきたいわけなんです。といひますのは、再度申し上げますけれども、北海道の場合には、本州とまたちよつと違つて、国有林よりも民有林の方が非常に山の荒れがあるんですね。それはどうしてかと言うと、いまのような特殊な事情と相まつて、木材の価格も思わしくないし、間伐をしなければいゝ森林が育たないでしよう。だけれど、その間伐の利用も思わしくないというふうなことでありますから、どうしてもこの間伐の問題というのが一つのネックになつてゐるのですね。そういう間伐材の利用だとか、あるいは具体的な援助というものが出てまいりますと、また違った形で道の森林連合会にしても森林所有者にしても造林意欲もわいてくるでしよう

の仕方がそれぞれ樹種によつて違ふ場合もございますから、地方地方で研究しなさいいけない問題と、間伐という一般論から全体、国全体で対応しなければいけない問題と両方あろうと思いますから、その両方につきまして十分私どもも対応していただくつもりでございます。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘の事業は、森林組合が集めた間に間伐材を集めて、いまだに零細分散的な出荷ということで非常に能率が悪かった。組合、これは連合会でございますが、連合会がそれを一種の基金を持ちまして、その基金の運用の中でそういう大量な集荷あるいは順調に安

し、そういうふうな具體的な裏づけがないと、森林組合法を單獨立法化して、協同組合的な性格をもう第一義的にやって、森林所有者の經濟的、社会的地位の向上、安定というのをばんと目的に打ち出しても、そういう具體的な裏づけがないとどうにもならないんじゃないかということなんです。

○下田京子君 いまの間伐材のことで具体的な提案でもって御検討いただきたいんですが、いまお話しの中に二つありました。間伐材一般的な再利用問題ということで、確かに林野庁はアイデア募集なんというところで、大学生や高校生を対象にしま

定的に出していくというのを事業化いたしますために新しく起こしまして二年目を迎えているわけですが、これは先生のおっしゃる価格でございしますが、これは先生のおっしゃる価格でございしますが、これは先生の価値観を踏まえて、差補給的なものではございませんけれども、そういう一つの大量流通という形で将来の安定販売の

ついでに申しますと、他の農産物というのは、ほとんど価格対策とそれから不十分であっても需給対策というのがあると。ところが、木材に関してはこれがないと。そこにもやっぱり魅力がな

い原因があるんだと、こういうところを総合的に考えてもらいたいということを皆さん口をそろえて言われていました。だから、現在ではむずかしいとおっしゃってありますけれども、間伐関連事業ということで、政府から私も資料いただいておりますが、林道の問題であるとか、いま言ったパイロット事業にしても、あるいは促進特別対策事業にしても、流通問題にしても、あるいは木材技術センター事業のことについても、あるいは木材チップ取引改善対策事業というものもあるわけですから、どこかになじめないかという形でもって、具体的な検討を再度お約束いただきたいと思っております。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど来申し上げておりますように、木材の需給の問題は、ひとりチップ材、パルプ業界の問題だけではなくて、やはりいろいろな問題がございます。そしてまた、間伐材を中心にしたしまして、この間伐材の利用の仕方、またそれをどうやって出してくるか、またそれをある意味でロットを大きくして流通に乗せるか、いろいろな問題がございます。そういうものをもうもろも含めまして、いま先生も御指摘になりましたようにいろいろな施策をやっておるわけでございますが、そういう施策をわれわれ総合的に判断し、それぞれの地域の実態に合うような形で指導はしてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 この次は、具体的にこういうふうなものが出たという御報告がいただけることを期待いたします。

それで、同時に、間伐材の問題とあわせまして、先ほどから大きな問題になっております輸入材と、もう一方の柱であります体質強化のことで、国産材の利用をもう少し優先的にということと、具体的にまたお願いしたいと思うのですが、先ほど安倍代理大臣の方から、木材の住宅については今後具体的に何らかの形でこたえられるように検討を進めていくというお話が一点ございました。その点で、こちらで具体的な提案なんですけれども、

ども、お話をちょっとお聞きしますと、住宅金融公庫から融資を受ける際に、木材住宅を建てるといふ場合に現在の限度額よりも上乗せして借りられるとか、そういう検討がちょっとなされているようなお話も聞いたんですけれども、実はそれは話として終わらないように、その辺のことも含めてひとつこれは建設省サイドに、ぜひ農林省、林野庁として提案をいただけないかということが一点。

それから、住宅問題で、ぜひ国産材の利用という点、その見直しを大いにアピール、宣伝する必要があるんじゃないかと思うのです。外材は、安いということとでどんどんいまままで入ってきてしました。確かにものによっては安いと思います。しかし、南洋材なんかですと、非常に木目が粗いんですね。というところは、耐久度が落ちるといふことですね。となれば、結果としてそれは高くつくことになります。ですから、消費者に安定的にいいものを使っていたらいいという点で、外材ではなく、むしろ木目の密度のある——これは競合するものですよ、もちろん選ぶのは消費者ですけれども、そういうことでの宣伝というのにも必要じゃないか。

それから、あといま考えなければならぬのは新建材だと思えます。新建材は、第一にまず便利であって大量に入ると、二つ目には大変宣伝が行き届いているし、三つ目に生産が少数の企業に集中していますからいろいろと流通が簡単ですね。また、これには外国資本が非常に大きく絡んでいまして、同時に、流通の問題ではスーパーなんか新しく乗り込んでいます。おまけに添加物が有害というふうになってくるわけですから、そんな点なんかも含めまして、大いに国産材の見直しということをお願いしていくべきじゃないかと思えます。この二点。

○政府委員(藍原義邦君) 前段で御指摘されました、建設省に住宅を建てる場合のいろいろの融資等々について何か申し入れをする意思はないかという点でございますが、これは事例でございますけれども、昭和五十年におきまして住宅金融公庫融資住宅工事共通仕様書というのがございまして、この仕様書に材料指定をカラマツ材について特記していただいたことがございます。従来、カラマツ材はそういう材料指定がなかったため使ってもらえない。しかし、軸組みの中にカラマツをたえばいいのだとか、あるいは太びきですか、主としてほりその他でございますけれども、そういうものにカラマツを使っていたらとをお願いいたしました。その仕様の中に組み込んでいただいたことがございます。したがって、いま先生の御指摘の問題につきましても、十分研究はさしてみたいと思えます。

それから二番目の、もっとPRをしるというお話でございますけれども、これは私も先生に御指摘されるまでもなく、やはりまず木材を使うことをPRしなければいけない。その次に、木材でも外材と国産材の違いというものをやはり十分国民に理解していただくことが必要であろうという点で、こういう問題についても今後とも十分対応をするつもりでございます。またその必要性は十分感じておりますので、今後ともその姿勢を堅持してまいりたいと思えます。

○下田京子君 今後具体的に研究するという点ですが、となれば関連法ですね、消防法の見直しだとか、いろいろな関係法があると思うので、その点もぜひ手抜きなくもろろ検討されると思うんですが、お願ひしたいと思えます。その中には、たとえば学校の建築なんかで問題になりましたが、各地域で体育館が、トップとあって、コンクリートの上にゴム張りのようなのが入ってきたと。とんでもないという点で、秋田なんかでは秋田大学の専門的な大学の先生に研究してもらった、成長盛りの子供にはよくないという点でもって、県全体としても張りかえる問題がいま進んでいるというふうなお話が出ていますし、ついせんだつて、私、文部省の方にその話をしました折には、文部省としても見直しをしたいというふうなことをしておりますので、そういう特に公共

事業なんかでやられるようなところにはほとんど見直しをし、そしてまた、国産材の普及というふうなことを図っていただきたいというふうに思っています。

それで次に、全体的な長期的な見直しの問題なんですけれども、木材需給の見直しという点で、先ほどどなたかの委員さんから御指摘がありましたが、いまのような情勢でいきますと、やっぱり四十八年のこの基本計画で出されております森林資源の計画そのものを全体として見直してみることがいま迫られているんじゃないかというふうに思っています。さつき長官は見直しを図りたいと言いましたが、大臣は最後にはっきりしないようなお話をしてましたので、私もこれは大事な問題ですから再度御質問したいわけなんです。必要に応じて見直しと、あるいは同時に、四十八年に出した基本計画に基づいて最終的には国内の木材の資源の活用が一〇〇%近くに近づいていくような方向で努力されるというところは大事ですが、見誤りがありましてやっぱ問題が大きくなりますので、必要に応じて見直しというものはやっぱり検討されるべきかと思えます。

○政府委員(藍原義邦君) 長期の需給計画あるいはいま先生がおっしゃいました基本計画でございますけれども、これにつきましては、私どもこの委員会でも御説明申し上げましたとおり、現時点では確かにいろいろな意味で乖離が生じているところは、私も認識いたしております。ただ、林業というものを本来の性格から申し上げまして、日本の山をどういう目標でどういうふうに住立てて、資源を保護的な形で維持していくかという大きな目標、これについては、私どももある意味でそういう線からこの長期計画というものを基礎にして物を考えていく必要があるであらうと。ただし、やはり日本の経済状況なり日本全体の国の施策なりが、そういうものが大きくある意味で変わってきております。そういうものとこれをどう整合性を持たせるかという問題につきましては、私どもとしてもその辺をどう踏まえていましてられ

ておりますこの計画を見直していくべきであらうか、また見直す必要があるのだから、どういふ点を見直すべきだろうか、そういう点を総合的に検討し見直す必要があるかどうかということ、その辺を現在十分検討を進めておる段階でございます。

○下田京子君 見直しのための検討を営々と続けているというふうな感じのお話なんです、検討することは非常に重要だと思ひます。ただ、昨年五十二年度の例で、木材需給の見直しを見てみますと、ずいぶん過程でいろいろあったように思ひます。これは、やっぱり木材の消費で第一番目と言われる住宅建築との関係から出てくると思うんです。五十二年度の三月で当初百六十万戸の住宅を建てようというふうになっていたのが、五十二年九月になると百五十五万戸になって、途中でまたそれが百五十一万戸に減った。最終的には今度の十五万戸予算なんというふうなことも終んで、実績百五十五万戸というお話をお伺しておりますが、そういう過程で、私が皆さんの方からいただいた資料そのものも、昨年の九月にいただいた資料と今回いただいた資料では、木材の需要の見込み額が変わっているわけですね。こういうふう

からいたっている資料ですが、アメリカからのキリ材の輸入は四十八年に三百九十六立米、四十九年が三百三十三立米、五十年が八百二十八立米、五十一年が五千三百三十八立米、ここで一挙に六・五倍に輸入がふえています。それから五十二年が一万五千七百九十九立米、五十一年対比で二・九倍になっています。まず、この数字間違いないかどうか、御確認ください。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生がおっしゃいました数字は、間違ひございません。

○下田京子君 もう一点の数字の確認でございますけれども、五十一年全国の桐連合会で調べたこれは数字ですが、輸入量が十萬三千五百六十二立米、国産の生産量が一萬九千四百四十四立米、これがいわゆる生産量及び輸入量。そして、五十一年のキリ材の消費動向ですが、これが十萬三千三百立米。この数字でいくと、在庫は別として五十一年半年度で国産材と輸入量合せて、片一方の消費量を見ますと、ちょうど国内生産量が過剰になっているという単純計算ができるわけですが、この点御確認いただけますか。

○政府委員(藍原義邦君) いま先生がおっしゃいました数字は、確かに数字としてはそのとおりでございます。

ただ、そのいまの五十一年度の国内生産量と輸入量の問題でございますけれども、これで消費量との関係を見ますと、大体国内生産量に近いものが差し引き残として残っております。ただこれは、先生もこの表をお持ちだろうと思ひますが、四十七年から五十年までを見ていただきますと、逆に供給量が消費量より少ないという事態が出ております。したがって、この辺の關係が結局在庫の問題だとかいろいろあるかと思ひますので、いま先生がおっしゃいましたように、五十一年度分の国産生産量がそのまま残ったということにはつながらないのではなからうかというふうにわれわれは理解いたしております。

○下田京子君 その解釈についてはここでは私触れないことにしますが、ちょうどそういう事態に

なつて、現地、いわゆる福島、会津、山形、秋田、青森、岩手、宮城、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、熊本、鹿児島、沖縄、というふうな地域では、いまキリ材が売れなくて困っているという実情があるんです、現実に。

そこで、価格の問題もこの前ちょっと触れましたが、アメリカのキリ材の場合には、国産の会津、山形、秋田、青森、岩手、宮城、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、大分、熊本、鹿児島、沖縄、というふうな地域では、いまキリ材が売れなくて困っているという実情があるんです、現実に。

○政府委員(藍原義邦君) いま林野庁では特用林産物の生産流通改善策というのをやっておりますけれども、いま先生の御指摘の問題については私どもも細かい話を聞いておりませんので、具体的な話があれば、それについては十分検討させていただきますというふうに思ひます。

○下田京子君 これは、具体的に対応できるといふ答弁と理解させていただきます。

次に、国内の森林組合の強化という点での中間収益制度というものが考えられないかという御指摘があるんですが、これはどういふものでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 中間収益制度というのは、先生がいまお考えになつておられるものがどういふ中間制度なのかよくわかりませんが、その辺御説明いただければ、私もいまいやっておりますものと合つておるのか、実は私どもがいまやっておりますのは、中間分収といひますか、やはり木を植えてから主伐にかかるまで、一部間伐等で収入もございすけれども、中間的で非常に収入がなくなる、そういうものの対応のために中間で分収契約をやるという形、そういうものをとらうかどうかということで、ただし

この方法にはいろいろなむずかしさがございす。中間で分収する場合、その場合のその森林の価値をどのくらいに評価するか、あるいは最後の分収歩合をどうするか、そしてまた、途中でもしいろいろな事故が起きた場合にはどうするか、そういうことがございすので、主として町村有林を対象にいたしまして五十一年度から実行に移っております。ただこれも、ある意味で研究的な形で移っておりますので、年間に実行いたします個所は二カ所ないし一カ所程度でございすけれども、そういう形のものです、ただいま町村有林を中心に半分研究的な対応、そして半分実質的な対応という形で進めておりますが、先生が考えておられるものとそれが同じであれば、そういう形で私どもはいま進めておるということを申し上げたいと思ひます。

○下田京子君 中間収益制度については、具体的にこうだといふ私の方で提案するということではなくて、いろいろと私も聞いてまいりましたけれども、問題は、どういふ制度であれ皆さんがなじむということですね、そして実効があること。特に青年後継者問題です。森林というのは、杉なんから早いのだと二十五年、三十年でありますけれども、やっぱり五十年とかというふうな長いでしょう。そうすると、北海道なんかですと、親さんが植えたのを孫さんのときになつてもうみたくはないかということになって、とてもなかなか造林意欲にはつながらないということになりますので、そうした地域的なことも考えながら、何か後継青年対策等も含めた中間収益制度というものを考えられないかということなので、実験的にやられてい

というもので、早くに実験のみならず全国の森林組合、特に不活発森林組合が二千百幾らのうちの約三分の一あるというわけですから、そういったところに力を入れていっていただきたいというのが一点です。

それから、次に造林の問題なんですけれども、委託者別造林事業の状況を見てみると、個人の割合というのが五〇％ぐらいで非常に落ち込んでい

ます。この会津のキリ材なんです、これは林野庁

次、この前質問した点で、長官と私の間で数字的なずれがありまして、後で委員会終了後長官の方から、先生のお話しの数字が正しいという御指摘いただきましたので、改めてここで確認をいた

私問題にしましたのが、会津のキリ材の問題です。この会津のキリ材なんです、これは林野庁

ますね。これはこういう個人部門のやつについて、もう少し何とかいいますので、森林造成事業というところで、手続を簡単に受けるようになつてくれないかという御意見もあるんです。いかがでしょうか。

○説明員(須藤徹男君) いま御質問の意味がよくわからなかったのですが、森林組合が個人の造林を受託するのに手続を簡単にしたらどうかという御質問でございましょうか。

○下田京子君 国の補助の問題であるとか、具体的にどう進むような手だてがないかということ

○説明員(須藤徹男君) 森林組合が受託して行う場合、いままで諸掛かり費も補助の対象としておりますし、今後その方針でまいりますので、別段問題はないというふうに解釈しておりますが、

○下田京子君 この個人の委託造林というのについては、非常に予算的な点で弱小でありますので、もう少し促進できるような方向でできないかという希望を聞いています。

○説明員(須藤徹男君) どうも御質問の趣旨がよくくみ込まないものですから、またしてありますが、現在も森林組合が受託して行う造林につきまして、個人の場合でも、先ほど申し上げましたように諸掛かり費を補助の対象にしているとか、あるいは拡大造林についても実質補助率の引き上げをやっているとか、あるいは保育事業におきましても、森林組合が受託してやる場合には特に助成を強化していることでもやっておりますから、先ほど申し上げましたように、特に個人の分を優遇してないことじやないわけでございますから、問題ないのじやないかと、こういうように思います。

○下田京子君 私もその点については、再度要望いたした方とも協議をして、また機会があったら伺うというふうにしたいと思います。

次に、林業労働者の問題でお尋ねしますが、白ろ病対策です。この白ろ病の問題ですけれども、これもやはり北海道の場合なんです、具体

的な例が幾つか出されて、第一次健診の助成として国が見ている場合、最低基準額が四千五百円ということなんです。ところが、最低でも四千三百円かかる。それから、高いところでは八千八百五十六円もかかっているというふうなお話です。白ろ病の健診を受けたくとも地方にはそういう施設がなかなかございませんで、急いで片道四時間半もかかるというところが大変多いというんです。そうなりますと、往復の交通費だけでも五千円とか六千円とかという形になって、一回健診を受けると一万を下らないというふうな実態で、一つは健診できる施設ももう少しふやしてほしいというのが一点と、それに絡んで巡回健診車みたいなものを回してもらえないかという点です。

○説明員(林部弘君) いま先生のお尋ねの後ろの方から先に御説明いたしますと、おっしゃるような白ろ病を起すような事態の発生するような事業場というのは山奥でございまして、確かに医療機関がなかなか右から左にいうわけにいかないという実態はございます。そういうようなことで、私ども実は四十八年から巡回委託健診方式というものをとりまして、林業労働災害防止協会に、そういういわゆる巡回方式の委託健診というものををお願いをいたしまして、四十八年からそういう方式がとられておりまして、少しずつ成果が上がつてきているわけでございまして、ちなみにその実態を申し上げますと、当初は年間五千四、五百人程度の健診実績でございましたが、

が、五十年には六千人、五十一年には一万六百人程度にまで実績が伸びてきておりますし、五十二年度につきましてもまだ最終的な集計が出ておりませんが、恐らく一万三、四千人にはなるだろうというふうに考えておりますので、健診そのものにつきましては、非常に特別な事情にあるということとを考慮いたしまして、巡回方式という

ものに強い力を入れておるといふ現状でございます。

それからもう一つ健診の費用の問題でございますが、私どもいま申し上げました巡回委託健診は、いま先生から御指摘ございました約四千五百円の二分の一相当程度のものを事業主の方に、いわゆる健診の実施率をより一層上げるための呼び水の助成というもので、その二分の一程度のものを助成いたしておるということでございまして、この一次健診費用の金額と申しますのは、実際に林業労働災害防止協会の方に委託をいたしましてお願いをしております。実際にかかる健診費用の積み上げのものをベースにして出しておるものでございまして、その中には実際の健診のために必要な人件費とか、物件費とか、そういったようなもの、あるいは実際に車で回るといふような問題もございまして、そういうようなものも費用を積み上げてはいたしたものであることになっておるわけでございまして、

ただ、いま先生御指摘の点につきましては、いわゆる一次健診、これはすべての労働者が健康診断を受診する場合に受けるであろうというふうに考えられる項目がすべて含まれておるわけでございまして、二次健診と申しますか、精密健診と申しますことになってまいりますと、これはすべての労働者が受けるわけでございまして、何らかの所見と申しますか、よりさらに精密な健診を要するような方について、さらに健診を行うという場合にその精密健診になるわけでございまして、実は現在に行っておりまして健診の実態から申しますと、二次健診的な要素も含めて同時に行っておるといふような事例もございまして、あるいは実際にかかる健診の費用について金額がかなり上回った方が出てくるという事例もあるかと思っておりますが、おおむね全国的にみれば、先ほど申し上げました巡回委託方式の健診の単価としてはおおむね積み上げ資料から四千円程度と見込みまして、その二分の一程度を事業主側に助成をしますと、こういう考え方をとっているという状況でございます。

○下田京子君 いまの答弁の中で、第一には巡回車が回っているということですが、実態として、長距離自分で受診しなければならぬというようなことを訴えておるわけですか。

それからもう一点は、山形でも同じようなことが出されて、山形県全体でもっていわゆる民有林の伐採作業員ですね、言ってみれば、一人親方的なチェンソー一台であるという人たちに聞いたら、四割方が異常を訴えてきていっているというお話なんです。山形の場合には県議会でも問題になりました。山形の場合には、そういう話まで出ておりますけれども、労働省としても、あるいは林野庁としても、特段に一人親方も含めたいわゆる民間のこうした林業労働者の白ろ病対策という点にいままでも相当力を入れてはおるでしようけれども、まだまだ実態にそぐわない点があるというので、今後とも調査をして対処していただきたいというふうに思います。

○説明員(林部弘君) 私どもの考え方としては、健康診断といふのは、本来職域における労働者の健康管理というのには事業主の責任において行うということが原則でございまして、いま先生おっしゃいました一人親方というふうな表現をされました方々をどういう形でとらえるかという点になると思うのでございまして、先生のおっしゃる俗に一人親方というふうな呼ばれておる方の場合には、実態としては労働者を持つていない自営業種であるという面もございまして、また現実には契約を結んで労働するといふようなこともあるというので、私ども実はそういう意味では事業主団体つまり先ほど林業労働災害防止協会というふうなことを申し上げましたが、そういう事業主の団体としてとらえることのできる形で、場合によっては、現実にはそういう方が健診を受けるという道はないわけではございませんけれども、そういう方の場合にはなかなかいろいろむずかしい問題もございまして、現実には先生さつき御指摘のような点もあるかと思っておりますが、何分にもたてまえとしては、私どもは健診そのものはやはり労働

働者の健康を守る責任が事業主の側にあるという前提で助成その他の措置を講じておられるということではございますので、その点では必ずしも健診の費用がすべての場合にはかばかしくないかという事柄もあるいは発生してくることもあらうかと思ひます。

それからもう一つ、先ほど非常に遠距離のところへ行く場合の問題もございましたが、恐らく私は、それは一次健診の問題というよりは二次健診と申しますか、特殊健診で遠くへ行く場合があると思うのでございますが、私もといたしましては、健康診断に必要な費用は事業主の負担を原則としておられるのだということで指導をいままでもいたしてきておりますし、これからはもうそういうようなことで対処してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 ですから、認識にずれがあるわけですよ。それから原則だとおっしゃいますけれども、一人親方も含めて民間の森林労働者が白ろう病にかかっているわけですから、それを原則だけ振り回していったんでは、具体的に対応できないでしょう。そこに行政が必要ではないですか。そのところ、林野庁も含めて労働省と協議をして対応していくことが必要ではないでしょうかということをおっしゃっているわけですか。

これは午前中にもありましたけれども、林業労働対策事業概要ということでいろいろやられておって、五十三年度の場合には新規に二つほど入っております。特に、リモコンチェーンソーの定着化をやるということで、これは九地区についての試験実施なんかもやられておると。そのほか、いろいろ労働省とも対応しながら事業もやられておるわけなので、そのところ現在はどうでありましてというたてまえ論だけじゃなくて、具体的な現実から対応していくような形でもって、一人親方も含めたいわゆる森林労働者の問題ということの対応を今後検討していくという前提のもとに、まず調査が必要じゃないかということをおっしゃっているわけですか。

○政府委員(藍原義邦君) 林業従事者の振動病の問題につきましては、私も発生が最近民有林に多いということでは非常に遺憾に思っております。したがって、林野庁並びに労働省さらには厚生省と、関係省庁と十分連絡をとりながら、いまそのための協議会も設けております。そして、林野庁はその持ち分として、発生しないような予防対策、これに重点を置いておりまして、いま先生が御指摘になりましたようなことも五十三年度考えておりますし、今後とも予防対策には十全を期してまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(石川弘君) 共済事業全体の問題でございまして、実は御承知のように、他の農業あるいは漁業の共済事業と最も異なっておりますのが、強制を伴うような形に実はなっていないわけでございます。われわれ国庫の助成をいたします場合には、一定の範囲内での加入強制というのが、他の制度等と比べてみますと必ず必要ではなからうかというようにございまして、現時点で森林組合の行います共済あるいは国が行っております保険につきましては、直ちに国庫の負担的な意味での援助ということはお考えでないわけでございます。ただ、国営につきましては、御承知のように、人件費の部分等につきまして国費で持っておりますものから、そういうことを含めましてある種の助成はないわけではございません。

現在、民間の保険とそれから森林国営保険及び森林災害共済事業というものは現実的にはやられておるわけですね。これはやられていることを、今度は法律的に、森林所有者の側にとつてそういう災害のときにきちっと補償しようというところでできた事業だと思ひます。その点で具体的に御尋ねしますと、第二十条の中には責任準備金金の問題が出てきておりますが、この責任準備金については、取り扱いとしては、その際にこの準備金そのものについては免税になるのかどうか、その点でございましょう。

あるいは国が再保険で裏を見るとき、あるいは基金をもつて援助するという方法がございせんのか、これはかねがね申し上げております両者の機能調整を図ります段階で検討をしていきたいと考えております。

○政府委員(石川弘君) 今後の問題でございまして、来年度の税制改正の際にわれわれとしても努力をしたいと考えておる分野でございまして。

○下田京子君 今後調整の段階でいろいろと検討をということですが、事業そのものは法律の裏づけに基づいての出版をするわけですか。いままでもうすでにやられておることなので、速やかに回答をいただければというふうに皆さん期待していらっしゃると思ひます。

○下田京子君 わかりました。

で、最後になります。通産省おいでいただいているかと思うのですが、ずっと問題の議論の一つに輸入問題を指摘してまいりました。今後行政指導という形でケース・バイ・ケースで個々の地域の問題も含めて対応していきたいというふうな話が一点確認されておりますし、それから今後官房長官としても通産省並びに関係するところと具体的に協議をして、国内の森林資源の振興あるいはそれに関係する業界の発展というふうなことを重点にしながら輸入問題に対応していきたいという御答弁はいただいているんです。

が、通産省としてのお考えです。農林省と話をすれば大変物がわかるんだけれども、通産省はどうもというのがよく聞かれることなので、その決意のほどをお聞きしたい。

○説明員(藤浦光君) ただいま御質問の点につきましては、先ほど来林野庁長官の方から御答弁いただいたことと併せて通産省としても考えておるということでございます。

○委員長(鈴木省吾君) この際、午後四時三十分まで休憩いたします。

午後三時五十七分休憩

午後四時四十二分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

森林組合法案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

○三治重信君 森林組合法を今度新しく従来の規定から独立して組合をつくること、こういうことではございますが、その一番大きなねらいはどのようなところにあるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 森林組合につきましては、従前からその位置づけが森林法の中に位置づけられておりました。ところが、国会においてもいろいろと御議論いただき、先般の国会におきまして森林法の改正のときに、その附則で森林組合のあり方については今後検討すべきであるという改定をいただいたわけですが、それに基きまして林野庁といたしましては専門家の方々にお集まりいただきまして、約二年間森林組合のあり方等を含めて検討を進めてまいりました。その結果、森林組合につきましては現在の森林法から抜き出して、単独法として森林組合の位置づけをするということが妥当であるという御意見をいただきました。

その理由といたしましては、森林法の中にあります森林組合とすれば、四十九年の改正のときに森林資源の培養なり生産力の増強という問題とあ

わけて、森林組合が、その組合員が社会的地位の向上等々を図るべき協同組合の性格を帯びるような性格に変わつてはおりましたけれども、さらにこれを単独の法律にいたしますことによりまして、いま申し上げました公益的な側面と、それからもう一つは、組合員の福祉向上という面からの両面を、やはり協同組合的な性格を持つという形の後管理運営させ、そして森林組合の発展を図るべきだという見解をいただきましたので、そういう趣旨の通りまして今回単独法として森林組合の根拠法として明定いたしました、御審議をいただくことにしたわけでございます。

○三治重信君 二つの部面というお話ですが、そのうちの中の協同組合的な部面というところで、特に民有林関係、まあ林業に特別な性格としていわれる不在地主がある。そういうものを配慮して、いわゆる員外利用を従来のこの森林組合から緩めたと思うわけなんです、協同組合的なものの性格を強くするとなれば、そういう不在地主の方をこの協同組合にもっと強力に編入していく対策というものが、こういうのはほかの農業や漁業にはないんだから、特別にその不在地主、ことにこれはいわゆる金持ちで経済的な負担力もあるし、またこういう不在地主が民有林としてはわりあい大きな森林所有者である。

そうすると、これはまた後でもう一遍質問しますけれども、公益的な林業の部面をこれから今後強調していくならば、それと相まって、もういっぺん森林所有者というものをもう強くやって、不在地主は特別その不在地主の方の決めたやつについては余り文句を言わぬような規定をむしろ入れていく方がいと思ひますが、それをむしろ外して自由加入だというのはどういうわけですか。

○政府委員(石川弘君) 実は、今回の員外利用を必須事業につきまして若干緩めていこうというところでございますが、これは森林の持ちますやはり公益的機能を考えますと、組合員の林地と一体とし

て施業いたしますことが森林の保護培養上どうしても必要だと、その場合に先生のおっしゃいますように員内に入つてこれが協力してやるのが一番望ましい姿であると思つております。ただ、その場合に、現実には平均でいいますと約一〇%ぐらいの不在の方がいるということ、それから非常に所有する森林が零細なために、組合に入りましても直接すぐメリットがあるという感じがなくて入つてないという員外者がいることもまた事実でございます。私どもそういう人たちは、まずそういう員外利用でございませうけれども、一体として森林施業の中に入つてもらうということで、現実にはそういう組合を通じて仕事をしてもらうそのメリットと申しますか、そういう利益を享受させまして、そういうことを手がかりにしまして員内にさらに入つてきてもらおうというように運用したいと思つております。

実は、優良な組合と言われるものにはやはりいま御指摘のように、たとえば和歌山の竜神でございしますが、こういうところでは地区外の人も全員組合に入つていっているという形、やはり優良な組合はむしろそういう形で土地に住んでない方も組合員になつてもらう、その林地を使つて森林組合労働班等が仕事をやっていくというふうなことでやっていまして、私も、いま御指摘のように、今回の規定の改正が組合員を、組合員といいますが、員外にいまいる人を将来とも員外であつてもいいという形に運用するのではなくて、むしろ員外利用をさせますことを契機にして組合に加入させるようにと、そういう行政指導を強めていきたいと思つております。

○三治重信君 そうすると、組合の加入脱退の自由、いわゆる自由主義のもとにおける協同組合主義だからその原則をむしろ強めて、しかし実際の組合の運用では自主的な加入を促進するようにして、そして不在地主の方も組合の中へできるだけ入れるようにしていくと、また、それがある程度特別規定を設けて、不在地主を特別参加する特別規定を設けるには、員外利用者といひますか、

不在地主でも零細業者が多いからちよつと酷ではないか、そこばかり特別に半強制的に入れさせるといふのも酷じゃないかと。そうすると、員外利用の方で特に不在地主の中で零細企業がまだ非常に余りにも多いから、その組合のいわゆる加入脱退の自由の原則から余り離れることを規定からやるというのも自己矛盾を来すと、こういうことであるわけですか。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘のように、組合の大原則でございします加入脱退の自由をこれを変えますことは、組合制度自身の基本に触れることでございします。これはなかなかやりがたいわけでございます。しかし、そうかといつて、員外に放置し、かつ員外の利用自身で何ら組合活動と関連をつけないでいくことは、山を守るという立場からはなかなか問題がある。したがって、御承知のとおり、たとえば造林の助成でも共同施業等、団地共同施業等をやります場合に手厚い援助をしてありますが、これなんかはまさしく共同してそういう事業をやることにメリットを認めておるわけでございます。

そういうことをやります場合に、たとえば員外利用制限の規定がひつかかつてそれができないということになりまして、組合の事業の発展にもマイナスになるかと思つて、こういう改正をいたしておられますけれども、御指摘のように、員内に入つて事業をやられることが最も望ましいわけでございます。かつ優良な組合はいろいろそういう形をとつていまして、いま御指摘のとおり形のあり方としましては、いま御指摘のとおり形でやつていきたいと思います。

○三治重信君 その点はひとつ、今後の場合、第二番目の森林組合の公益的な性格を強めていくというところの関連で、いまの御答弁だと、造林とか共同作業とか、経営の委託とかいうことについては、非組合員であつても共同作業的にやらぬと経営ができないんだから大体入つてくるんだらう、またそういうふうに指導していくということであるわけですが、私はこれが一番問題だと思ひんで

す。山の所有者はやはり財産保全的なことが主になつて、森林のいわゆる公益的な性格の部面を、零細所有者が多ければ多いほど、そういうような配慮をしることも、やはりそれは財産の維持管理、増殖ということを考えて、経費の節減また費用の出し渋りというものは私は非常に強いんじゃないかと思ひ。

私は、むしろ森林組合というものを独立させからには、そういう不在地主にこそ、公益的側面を強調されるならば、そういう側面から特にこの森林のいわゆる公益的側面を損なわないように、せっかく森林組合ができて共同作業なりいろんな計画をやつていく場合には全面参加をすることをやつた方がいいんじゃないかと思ひますが、そこを余り強くいくと協同組合的な性格が非常におかしくなるといふ部面でもちよつとジレンマがあるかも知れませんが、その点をひとつ今後私は問題点として特に指摘をしておきたいと思ひます。

林野庁がことに公益的側面を強調し、そして山のやはり国民的資源として非常に良好な保全、維持管理が行われるためには、私はそういう部面において何か部分的な、また重要な作業に限つても、そういうものについてはいわゆる半強制的な当然参加さすというふうな、作業部面に限つても、そういう不在地主の森林の自然の維持管理に要するものや生産関係においても、特別その個人の利益に反しない部面に限つて実質上半強制的な全加入するような、森林組合の面積全部をカバーするような対策をぜひ検討して進めていただきたいと思ひます。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕
それが、この森林組合法をせつかつくつて、そして日本の林野を単に生産の場としてだけでなく、これだけ密集した日本の国土の非常な天然資源として維持管理をしていくという部面からいくと、私はそこが非常に重要な問題が必ず出てくるし、その指導だけではなかなかいかぬ部面が出てくると思ひますが、そういう面について、今後、実際の森林組合の運営指導の場合の員

外者の利用の部面を、法律等の規定からいくと、実際の運用は何か逆のようなことになるわけですが、そこは特に林野庁長官に運用の部面の配慮をひとつもう一度はつきりしていただきたい。

○政府委員(藍原義邦君) いま林政部長からも御説明申し上げましたし、また先生が御指摘になりましたけれども、私どもも当然そういう形で森林組合はあるべきだろと思ひます。したがって、行政指導の面で十分に森林組合の意義というものを森林所有者が認識していただきまして、できるだけ森林組合に加入していただけるような行政指導をしてまいりたいというように考えております。

○三治重信君 それから農村ばかりでなく、ことに農村よりかともつといゆる山村においては労働者の不足が叫ばれる。しかしながら、それが叫ばれるのは、そこにおつても就業条件あるいはそれに対する労働報酬というものが自分の働きの価値から見て低いからほかのところへ流れるというものが、経済的な問題だと思ひます。したがって、森林組合を独立させて、また、ことに森林生産組合とか、それからこの中のいゆる作業班とか労働班というふうな、いゆる森林組合に経営部面を重点的にやらすということになってくると、林業労働者の問題が非常に重要に出てくると思ひますが、林業労働者と森林組合との関係を、森林組合部面から、新しい森林組合から林業労働者に対する対策、林業経営の対策をどういうふうに考えていますか。

○政府委員(藍原義邦君) 林業労働の問題につきましては、ただいま先生が御指摘になりましたように、これからの林業を営んでいく場合のやはり担い手として中心的存在だろうというふうに考えております。

ただいま私どもは林業労働につきましましては主として森林組合の作業班、これを中心にいたしまして林業労働従事者の社会的地位の向上、あるいはその他労働条件の改善というものを含めまして、

中心的にはこの作業班を中心にして、林業労働の労働条件の向上というものに鋭意努力をするような施策を講じておるわけですが、今後とも、やはり林業労働の中心でございまして森林組合の作業班に對しましていろいろの施策を講じながら、林業に働く方々が社会的な地位が向上されるように、私どももせっかくな努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○三治重信君 この林業、森林組合のそういういふ言われた作業班に働いておるという人が大体五万七千人ぐらゐる、六万人弱というふうに承知してゐるんですが、こういう人々と森林組合の山の地主、所有者との割合はどの程度になつてゐるか。大体、山の在地主が作業班の主力をなしてゐるのか。その割合が、純然たるいゆる日雇いの労働者だけで作業班に加入してゐる人の割合をひとつ教えてください。

○政府委員(藍原義邦君) 作業班の内容を見ますと、約七割の方が森林組合員であるか、あるいはその家族で構成されております。

○三治重信君 それからもう一つ、これは単純なことなんです、五万七千人のうちで国有林の作業に入る人、いゆる森林組合の作業班の五万七千人のうち、国有林の作業にどのくらいの割合が入りますか、大なり小なり。

○政府委員(藍原義邦君) ちょっと人数につきましては現在把握いたしておりませんけれども、造林につきましては約四割国有林の仕事をしておるというふうなわれわれ調査いたしております。

○三治重信君 そうすると、国有林の方で作業員の人たちが三万人おるといふのは、これは国有林で直接雇つてゐる方なんでしょう。それから、実際これは一番初めのときもちよつと御答弁になつたんですが、この森林組合の作業班で、いゆる国有林では四割程度ということになると、ほとんど重複というんですか、この森林組合の作業班の人は国有林の仕事というものはほとんどしてないか、こういうふうなことをいひわけですか。

○政府委員(藍原義邦君) 部分的に細かいことは

ちよつと把握いたしておりませんが、總体的に見ますと、やはり森林組合員の作業班の方は森林組合を中心にした仕事、そして先ほど申し上げましたように、造林等につきましては、森林組合の仕事のうちの全体の四割ぐらゐるが国有林の仕事を一応やっておられる。したがって、国有林の約三万六千人ばかり作業員がおりますけれども、この方々と森林組合の作業班とはほとんどダブつてはいないといふことは考えております。

○三治重信君 そうすると、約五万七千人程度の林業労働者、森林組合でつかんでおられるのがその程度だと。こういう人々を今後の民有林、国有林を除いたいろいろの林野の維持管理に充てていくという場合のこの労働条件について、ことし初めて退職金制度の新規予算が入つてゐるわけですが、この退職金の新規の予算のねらいと、今後の退職金の方は森林組合の作業員、作業班の五万七千人だけを対象か、もつとほかはどういうのを見込んでゐるか。まあ大体のつかみ方ですな。退職金制度をやつていくという、使う範囲の労働者のつかみ方。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘のように、民有林の労働者に対しては社会保険制度はいろいろございまして、残るところがこの退職金になつたわけでございます。退職金制度がなかなかできなかつたこと、御承知のように非常に間断雇用であるというふうなこともございまして、よく御承知のあの特例的退職金共済制度を、中小企業制度の中に建設業とかあるいは酒造業等がございまして、それに比較的似たものであるといふことでございまして、この退職金共済制度への円滑な移行のために三カ年間掛金掛金の四分の一について助成をするというのを始めたわけでございます。五十三年度の予定では二万五千人程度を想定をいたしておりますが、三カ年後にはそれが四万五千人程度にまでいくようにということでは、主としてあくまで森林組合の労働者というふうなものは中心にならうと思ひますが、そのほかにいゆる伐出業を営んでおりますという業界の人、その労働者についても入り得るという可能性は持つておるわけでございます。

○三治重信君 そうすると、これは林業の労働者だけの退職金を特定業種として、一業種として独立して林業労働者のグループとして退職金制度をつくつていくと、その準備的な段階で始めていくと、こういうふうな理解していいわけですか。

○政府委員(石川弘君) 御指摘のとおりでございます。

○三治重信君 この考え方といひますか、林業労働者を確保していく上において、やはり一般の民間の常用労働者は社会保険制度から退職金制度もある。ところが、こういう林業労働者ではいゆる一般的な日雇いの労働者あるいは期間を定め雇用する労働者というもので、社会保険の適用並びに常用雇用のような退職金の制度もないということでは始められてゐると思ひますが、こういうことについての考え方というものが、私は非常に、ただ退職金を渡すから——これを林業労働者がどう理解するかといふことを特に考えてやらぬと、まあまあ金は取られるけれども、いつもらえるんだと。それから、いつになるかわからぬのにそんなに保険料を出して——保険料と言ふんです、積立金を出してかなわぬといふふうなので、途中でなかなかまとまりにくい部面も出てくるかと思ひます。そうすると、考え方を相当しっかりしていかぬと私はうまくいかぬかと思ひます。この点は、いゆる特定業種の退職金共済制度は私が中小企業退職金共済制度の中へ特に後から加えたやつなんですけれども、その中核体がないとこの仕事はうまくいかぬと思ひます。

一つの経験から申し上げますと、特によく研究していただきたいのは、いゆる酒造組合のあつた杜氏さんみたいに、非常に徒弟制度をやつていたのが徒弟制度が崩れて、そしてあつた非常に高い技能の集団というものが崩壊しかつた。

それを何とか頼むと、こういうことでこの制度を考えたわけなんです。したがって、非常に杜氏さんの賃金単価なんか高いわけですね。ですから、非常に技能職なので、普通の人にはよほど出入りができないわけなんです。したがって、ある程度この特定業種で一つまとまって退職金制度等というには、ある程度その業種に長く、一人の使用するには使われないけれども、その林業労働者としては大体年間の半分以上、林業労働者で大体年間の主だった収入なり仕事を得ているんだと、こういう労働者を対象にしていかなければ、ただ林業労働者に入っただけからそこですぐこれだと、こういうことにはいかぬと思う。

したがって私は、この退職金制度をやっているが、またこういうふうにして最後は全国的に特定業種としてまとめていきたいと言われる場合には、常用雇用者まではいかぬけれども、林業というのは季節労働ですね、そのために、こういう期間を定めて雇用というものの特性を生かしていくわけですから、しかしながらこの業種に非常に出入りが激しい不安定な人まで余り入れると、ぼけるわけなんです。その点の、いわゆる作業班の中でも臨時的な人とそれから常時的な人と、それから森林組合として作業を年間通じてどれぐらの作業の実態があるかを見て、よくこの実施の指導体制をつくっていただきたいと思うんです。

いずれこれをつくられて、まあとやかく言っても実態がわからぬから何とも言わぬですが、いずれ後でまたこれは一、二年たつて実施状況はお伺いしますけれども、いま私が申し上げましたようないわゆる一つの指導とか入る基準、こういうものは保険料を取られる、積立金を取られる、入らぬ人は全額金はもらえぬと。そこに、いかに入らぬ方が得みたいになくこうになる。そういうものの指導を、慎重に説明をしてやっていかないと、途中で崩れる可能性があるというのを特に一つ意見を申し上げておきます。やはり建設業の方も初めは普及しなかったですが、いまかなり普及し

てきたわけですが、中身は私はまだ非常にいいまゐることだと思つていふんです。林業の方は、そういう意味からいふと、地域が固定して、労働者の移動がわりあいに少ないのじやないかと思つて、そういう面でもこういふところで、林業労働の実態というのはこれをやうていくことによつてずいぶん実態がわかつてくるだろうと思つて、それがわかるようなひとつの計画樹立を特にやっていたかと思つていふのですが、この退職金制度をやっていることについて、特別ないま考えておられることがありましたら、簡単に答え願えればありがたいと思つておす。

○政府委員(石川弘君) いま制度の発足の当時からのお話でございますが、私どもは、先ほどもちよと申し上げましたように、この制度をやります前に、実は、失業保険につきましてこれと非常に似通つたことを、これはもち代とて言つておりましたけれども、国、県、雇用者等が若干の金を積み立てまして年末のときにもらうという制度をやつておりました、それが実はある程度実りまして、あの雇用保険の強制適用になつていって、あつたわけでございますが、それと同じ意味で、この退職金についてもこういう過渡期的措置、まあこれは建設業なりあるいは酒造業の場合にはなかつたものではございますけれども、林業の場合、雇用者の負担能力等もいろいろあると思つて、いまして、こういう制度を考えたいわけでございます。

いま御指摘のように、非常に短い、したがって断続雇用というよりも、雇用期間は断続的であつても、今後ますますと林業をやるといふことでない方が入りまして、実は余りメリットのあつた制度ではございませぬので、積算の基礎ではございませぬが、現在百八十日ぐらゐの林業に就労するといふことを前提にしました積算をいましておられます。これはやはり裏側にあります農業等と、あるいはその他の仕事と結びつきまして、相当林業に重点を置いて仕事をやってくださる方というよ

うな感じでこの程度の積算をいたしております。が、やはりそういう意味では将来とも林業に従事をしていく、しかも雇用の期間も、そのこと自身が断続的であつても、林業に従事するという面ではかなり長くなる。先生よく御承知のように、これはかなり長くなりますとメリットがあります。が、非常に短い期間でございまして、ほとんど預金をしているに等しいぐらゐでございまして、そういうような形で、いま御指摘のありましたようなことを十分頭に置きまして、制度が円滑にいくように努力してまいりたいと思つております。

○三治重信君 それからもう一つ、この予算の中に、それとも関連して「林業生産基盤整備」の項の第三項に「林業集落基盤整備事業」というのが今年度新しく入つておつて、そうしてこれには「林業従事者及び後継者の定着と育成を図り、健全な山村社会の建設に資するため」と云々と、こういうふうになつていふわけですが、これは山村の移転世帯や何かで、いわゆる部落として、集落としていままで十五戸なり二十戸あつたのが三戸とか七戸になつてしまつたと、それをさらに移転して集落を新しくつくるといふ面のことと考へていふのか。単にそのいまある現在の林業集落をさらに住みよくなり環境を改善して、よくしてやるための集落基盤整備整備事業か。このどちらなんですか。

私は、何といひますか、これからだんだん林道をつくり、それからガソリン税の方で道路をつくるにつけて、山村集落といふものはむしろもつと山からできるだけ里へ入つて、そして作業は、林道なり道路の改善によつて交通機関を利用して作業に出かけていく。そして、やはり林業従事者や後継者が定着、育成をするためには、むしろ山村集落をやはりできるだけ分散していったのを新しい集落へ再編成していく対策の方が、私は非常に必要じゃないかと思つて、そういうことではこれはないやうな気がするし、そのどちらなのか。

○政府委員(石川弘君) 実は、この事業は全く新

しくやつておりまして、農業の場合に、御承知の総合パイロットその他農業基盤整備事業に付帯をいたしまして、たとえば集落内の用排水を直すとか、あるいは共同利用施設の敷地をつくることとか、あることをやつてきたわけでございますが、山村集落よりもさらに条件が悪いと思われ、林業集落なり漁業集落についてこの種の事業はございませぬでした。したがって、五十二年度にいずれも十五地域ずつでございまして、そういう集落再編を伴うような基盤整備事業、林業の場合には主要な公共事業は林道でございまして、林道の改修等に付帯しまして、そういう集落の用排水問題とか、あるいは集落の中のそういう公共施設敷地といふようなものをつくり出していくといった事業、漁村の場合も漁港事業に付帯してやる事業でございまして、そういうものを計画いたしました、たしか十五地域ずつだと思つておりましたが、そのうち十カ所について実事業を始めるということでございます。

いま先生のおつしやいました、集落移転を伴うといふようなことをその十五の地区の中にどれか入つていたかどうかといふのは、ちよと私記憶がございませぬが、別に制度としていふと、そういうことを全く否定しているものではございませぬ。考え方とすれば、たとえば農村集落整備の中にかなり大規模な集落道整備なんかをやります際に、公共用地といひますか、集落の共同施設用地をつかえるなんという事業をやつておりますから、そういうこともあり得るのかも知れませんが、具体的ないまやっておりますものの中に、そのような集落移転的な大規模なものが想定されているかどうかは、私ちよと記憶がございませぬので、そういう事例が、本当にそういうことと申すような事業体が、これは市町村の事業でございまして、そういうものが出てきているかどうか、そういうことを考えました上で、またそこまでするやうな制度にまで大規模にやれるかどうか検討してまいりたいと思つて、主力は、現在あります集落内における環境施設その他の再整備といふの

が主力ではなからうかと思っております。

○三治重信君 この文章や予算の説明だけから見ると、いまおっしゃるのとおりだろうと思ふんですが、非常に改善するように書いてあるから、それが集落として改善するようにも余りにも山家が少なくなり過ぎてしまつて、そこへ大量の金をつぎ込んで、集落としての生活条件というものは實質的にはよくなったかも知れぬけれども、精神的にはむしろよくならぬ、こういうふうなことも考へて、私はやはり森林組合というものをこれからやつていかなければ、山村の集落にこういうふうな特別な配慮をしていくなら、またこういうところまで入っていくならば、私はやはり再編整備といふことを、強制的にといふことでなくて、やはり集落としての資格を失つた山村、山の中の部落について、これは誘導的にできるだけ便利なところへその集落の再編成をしていくのが、森林組合の経営から、また作業班の編成の上においても私は役立つかんではないかと、かように思つておりますが、そういう山村の再編といふことが、日本人は一軒一軒離れてやるよりか、部落をつくつて共同生活をやつた方が何事につけてもいいんじゃないかと。

そういう方向を、ひとつぜひこういうことで、ただ現在あるところの部落の中を改善するといふことでなくて、できればそういう部落の中でもどのぐらゐの部落がやはり大体的集落として効率がいいのか、生活環境がいいのか、またそれが二つ、三つ離れたやつを一つにするといふのもこれでやれるようなことも研究をしていただきたいと思ひます。

それから、森林組合の連合会の方の事業として間伐材の集積販売、こういうのに助成すると、こういうふうなことが書いてあるわけなんです、が、間伐材というのは、森林組合が出していても一組合当たりそうたくさんないと思ふんですが、森林組合連合会となると、少なくとも県単位になるんですが、これはどういふ集積販売を考へておられるか。また、その目的は何ですか。

○政府委員(石川弘君) 間伐材販売の場合に一審指摘されておりますのは、売れない売れないという声がある一方、あるとき需要がありますと、今度はなかなかその現物がないうふうな批判もございまして、ある程度恒常的に間伐材を集積しまして、かつそれが恒常的に出荷できるような体制をつくるべきではないかといふことがいろいろと議論されておりました。現に森林組合の系統でも、これは連合会と申します、単協なんかの段階でも、ある程度間伐材を恒常的に土場に集荷をしておつて、それに対してある程度恒常的な買い手がつくといふような事態もございまして、これをひとつ実験的にやりますために連合会——連合会といひましても、何と申しますか、県から全部材を一所へ集めるという性質じやございませんで、連合会が経営しますようなそういう土場に集積をさせるといふことでございまして、それとしてそういう間伐材を大量に出荷できるような地域といふことになりまして、そういうところに、これは方式としましては委託というふうな形とか、買い取りとか、いろんな形があるわけでございますが、そういうことをやりますと、どうして連合会はある程度安定的な資金が要る。そういう資金を国、県、連合会等が持ち寄りまして、それを原資にしまして販売をしていく。販売にはおのずとある種の危険負担も伴いますものですが、そういう場合の信用の原資にもなるわけでございますし、資金を調達いたしますときの元金といふことにもなるということで、実験的に始めたわけでございます。

これにつきましては、やはりそれなりの事業としてのやはりある種の危険性と申しますか、商売でございますのでそういうこともありますので、あくまで組合が自分でそういう計画を立てて、間伐材を集中的に有利販売していくという体制ができたところに援助をしていくという体制をとつておりますので、まだまだその広範に及ぶという形にはまいりませんが、こういう助成事業をやつておりますことから、それなりの成果はその地域

地域では出ていよう何つております。

○理事(山内一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま吉田正雄君が委員を辞任され、その補欠として浜本万三君が選任されました。

○三治重信君 そうすると、こういうような連合会がそういう間伐材にしても、また用材にしても、またチップ材にしても、自分のところの森林組合が出しているものを経済行為として取り扱っているのが、全国各森林組合連合会はそういうことを何らかの形でほとんどみんなやっているんです、そういう材の集配や販売の關係のことを、どの程度の連合会は活動を、またいまの話だと、どうもこういうことは全体の民有林の生産のパーセンテージにも余り入らぬぐらいしか扱っていないような口ぶりなんです、そういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(石川弘君) 連合会は、大半のものにつきましては、何らかのこういう販売施設を持つておるわけでございますが、こういう間伐材を相当数扱うというものはまだまだそれほど多いとはなかなか言えない状況だと思ひます。それから、木材の販売につきましましていわゆる系統が持つておりますシエアは、他の農産物等が共販等に占めまざりますシエアに比べれば、これははるかに低いわけでございますけれども、地域地域の組合によつてはそれなりに共販の事業は行つていられるわけでございます。

○三治重信君 それから、森林は単に木材の生産ばかりでなくて、いわゆるこういう公益的といひますか、自然保護またはここにこれから人のレクリエーション、休養の場所として注目をされて出してきたわけなんです。したがつて、この自然休養林とか、あるいはいろいろな人間の保健、保養地として利用するといふ体制が十分できてきたわけですが、これを森林組合とか連合会が、特別そういうこの何といひますか、経済行為として、自分たち

のその組合員のそういう施設といふことでなくて、むしろ工場、一般の労働者、サラリーマン等をそういう山に呼び寄せて自然を楽しんでもらう、そのためのいろいろの施設をやる。これは国有林では自然休養林として特別対策も国有林の中にとつておられるわけですが、民有林でそういうことを計画し、またあるいは実施しているようなところがどの程度あるか。また、そういうことについて森林組合並びに森林組合の活動が研究開発をされているのかどうか。それは国有林や県がいわゆる行政機関としてやっているんで、そういう森林組合連合会の方が動いていらないか。

○政府委員(石川弘君) 御審議いただいております森林法の中でも森林組合の行います事業として、組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設」といふのが事業としても認められております。したがつて、私どもも林業構造改善事業の中でこの種の保健、休養の事業を行うことも考へておりました、現在何らかの意味でそういう事業を行つておられますものが森林組合で二十一ぐらゐでございます。これは森林総合利用促進事業計画といふことで計画を出しまして、そういうことをやっておりますものは組合で二十一、生産森林組合で二つばかりでございます。まだそういう意味で数としては多いものではございせんが、これはあくまでもこういうものをやっていると申すものでございまして、その他自主的にやっているものも含めればまだ数は多いかと思ひますが、これはちよつと私どももいまい手元に数字は持つておりません。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕
○三治重信君 それから、こういういわゆる町の人たちに自然を味わうために山へ呼ぶと、こういうふうになつてくると、火災やそれからいろいろの自然破壊が行われる。これは特別な植物が持つていられる。したがつて、国有林も国民に開放するのはいいんだけれども、その自然の維持または山としての機能を十分維持していくためには、や

はりいままでの国有林の従業員は山の資産的な価値ですか、この盗伐とかその地域の境界の変更とか、そういう資産的な維持、保全のために主に人を使つたけれども、人がそういう山へいろいろ入つて、またいろいろ山で都会の人が楽しむということになつてくると、その自然を維持、涵養していくためには、いわゆるその森林パトロールが必要だといふことが国有林野の中では言われ、またそういう体制を早くつくるべきだ。

それはなぜかと言つと、いま申し上げたように国民に山を開放する。その一面においては、そういうものに対するいわゆる災害防除あるいはそういうものの盗難防除というもののためにパトロールが必要だと、こういうことだと思ふんですが、これは国有林においてもそういう国有林との関係で林野庁は考へておられるのかどうか。また、こういう問題はいろいろに現在処理されておりますか。また国有林はそこまではないんだと、国有林からだと、いづれ国有林の方で森林パトロールの方をやつてみて、そうして民有林のこういう場合に市町村にやらすか、あるいは森林組合にやらすか、それは考へていくというふうなことになるのか、どちらの方に考へておられるのか、どの程度のことを考へておられるのか。

○政府委員(石川弘君) いま御指摘のようないろいろな山をいろいろな方々が利用するというところから、そこで自然破壊とか、山火事とかというふうなことが起こるようなことになつておりますので、そういうような民有林、もちろん国有林以外の民有林につきましても保全管理が必要ではないか。そこで保安林とか、あるいは森林レクリエーション地域といった、どちらかというところの災害を受けやすい地域につきましても保全遵守のための事業を実施をいたしておりますが、その他山火事対策等もあるわけでございまして、いま申しました森林保全管理事業ということで約一億四千万ばかりの経費を予算的にも計上いたしております。

○三治重信君 それはあれですか、この森林組合

の方の關係で国有林から——わかりました。

それであともう一つ、山の高齢者に対して、何といふんですか、山村高齢者林業園の整備及び特用林産技術の緊急改善普及につき助成する、山村高齢者に対していわゆる副業的なことをやるというところだろうと思ふのですが、こういうことは高齢者の方にやるのと、それからもう一つは、どこかにあつたと思ふのですが、林業の林産以外の関連のそういうものを増産対策に特別経費をやるといふのがあつたと思ふのですが、これはテスト的なのか、それとも今後いわゆる山村一帯として部落的にそういう高齢者の多いところでは特別な林業園といふのですか、こういうものをつくつていくといふ、こういうような林業園の考へ方といふのはどういふ考へ方なんでしょうか。

○政府委員(石川弘君) 高齢者の林業園の概要でございましてけれども、どうしても山村は高齢者の比重が高いわけではございまして、その方々の生きがい対策と申しますか、手に仕事を持っていられつゝある程度生産も上げながらその地域で生活していただくということから、昭和五十年度にパイロット事業として始めた事業でございまして。中身は、高齢者の方でも適当な運動を兼ねてできるようなお仕事ということでございまして、食用キノコの栽培とか、あるいは手に職を持っていられつゝとあるということから緑化木の生産、それから山菜とか薬草の採取あるいはその加工といったようなものでございまして、五十三年度予算で申しますと全国五十カ所、総額にいたしまして五千百万円ぐらいの予算でございまして、これを林業改良普及員の普及活動の中で現地へおろすことにいたしております。今後ともこういう仕事をどんどん進めていきたいと思つております。

○三治重信君 そうすると、これは山村のそういういわゆる副業関係のものを主に高齢者にやらしていただく、こういうことなんですか。そうすると、これは特別作業班とか、森林組合の中の高齢者に特別そういうことをやらすとか、森林組合と

かいうことでなくして、これは市町村を通じてやるのか。むしろ私としては、そういう作業班を育てていく対策からいけば、そういうものを森林組合の方の経営の中へ入れていくことができぬものか。また、そういう高齢者対策といふものを考へていくと、森林組合の作業班との関連を考へた方が発想としてはスムーズじゃないかと思ふんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(石川弘君) これも一人一人の個人の方に対することではございせん、要するにグループ活動の助成でございまして。したがって、森林組合の労働班とか、そういう形でグループ対策として考へておりますものでございまして、森林組合が持つております労働班あたりが、そういう事業——これはこういう事業と申しますのは、年間通じてずっと仕事を持つというために大変役立つ仕事でございまして、こういう事業も、いわゆる労働班のいるようなお仕事のひとつとして取り上げていただくことは結構なことであらうと思つております。

○三治重信君 そうすると、もう一つまた、これは初めのときに質問しておけばよかった問題かと思ふんですが、森林組合の作業、森林組合がいろいろの林業の経営の受託をする。経営委託を受けて、地域の林業の経営を作業班を使って森林組合がやつていくと。その中に生産組合がある。そうすると、生産組合に働く人たちがこの作業班とはやはり当然これはダブるというのを考へていいわけですね。それから、退職金共済組合も、だから生産組合としていわゆる自分たちの自家労働として働くのも、そういうものは評価で入つていくというふうな考へ方、生産組合の作業もその中に入つていくというふうな考へていいわけですか。

○政府委員(石川弘君) 生産森林組合はそれ自体林業の生産者でございましてけれども、その場合に、生産組合の活動は、組合員が一定の割合常時従事義務を持つていくわけではございまして。そういう人たちがまた森林組合の組合員であるといふことは十分あり得るわけではございまして、そういう

意味では重要なことは十分あり得ますし、森林組合に対する各種の施策は、そういう意味では、森林組合の組合員であつてしかも生産組合の組合員である者に及ぶといふことは十分あり得るわけではございまして。

○三治重信君 先日森林組合の合併法ができて合併促進をやつていく、今度はそれでさらに森林組合法といふものが新しくできる、こういうふうになつていくと、結局森林組合の法が新しくできて、実際のいまの森林組合が合併をして強化をされていくということになつていくわけですね。これは合併法の中でいろいろ議論されたことだろうと思ふんですが、私はこの中で、結局森林組合を大きくしていくと、町村の二つないし一・五の地域で一森林組合ができていく。そうすると、町村より森林組合の範囲が広がっていく。しかし、実際のいんな予算も見ていくといふと、県、市町村で森林の計画やいろいろなものをつくつていくと。計画はつくつていく、実施は森林組合がやる、森林組合の方が末端の計画者より地域や範囲が広いといふ場合、この合併法との關係で出てくるんじゃないかと思ふんですが、その点はどういふふうな計画と実施の面、市町村とその森林組合との調整をするのか。

合併がどんどん促進されていくと、その実施者の方が計画者よりかこう範囲が広がる。これは二町村にまたがる場合に、各市町村ごとに県からおろすその地域ごとの森林のいんな補助金のこなし方については、いんな計画をやつていくと、こういう問題をどう調整するのか。計画は県、市町村、いわゆる行政機関がやり、その実施が林業関係では森林組合並びに連合会だ。こういうことで、一応は理解はできるわけですが、一番末端の実施の面になつてくると、そこにちよつと、森林組合の方はある程度大きくつて財政から何かから強化された方がいいと思ふんですが、そうすると貧弱な市、町のそういう林業の新しい指導計画、指導体制といふものが逆転をする可能性がありやせぬか、また逆転すればそれに対してどう

つたことは御承知のとおりであります。最近における農業事情の変化に対応して、すでに本制度の対象とされている麦、果樹等以外の畑作物及び園芸施設について農業災害補償の制度を創設することが関係各方面から強く要請されております。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、昭和四十九年度以降畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法に基づいて畑作物共済及び園芸施設共済の制度化のための試験を行ってきたのでありますが、その実績等を踏まえて、昭和五十四年度から恒久的な畑作物共済制度と園芸施設共済制度とを創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、畑作物共済及び園芸施設共済の実施体制であります。畑作物共済の場合と同様に、農業共済組合または市町村の共済事業、農業共済組合連合会の保険事業及び政府の再保険事業により行うこととしております。

第二に、畑作物共済の事業の内容であります。まず、対象は、バレイショ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びサトウキビ並びに政令で指定する農作物としております。次に、共済金は、気象災害、病虫害等による対象農作物の減収量が一定割合を超えた場合に、その超えた部分の数量に応じて支払うこととしております。

第三に、園芸施設共済の事業の内容であります。まず、対象は、温室等の特定園芸施設とし、このほか、これにあわせて暖房施設等の付帯施設または施設内農作物も対象とすることができるとしてあります。次に、共済金は、気象災害、火災等によりこれらの対象につき生じた損害の程度に応じて支払うこととしております。

第四に、畑作物共済及び園芸施設共済の加入は、農業者の任意としておりますが、事業の安定的な運営ができるよう、農業共済組合等がその旨の議決をした場合には、関係農業者が加入義務を負うこととする道も開いております。

第五に、共済掛金の国庫負担ですが、農家負担の軽減を図るため、畑作物共済については共済掛金の五分の三を、また、園芸施設共済については共済掛金の二分の一を国庫が負担することとしております。

第六に、農業共済基金の業務範囲の拡大でありまして、基金は、畑作物共済及び園芸施設共済の共済金等の支払いの円滑化に資するため、必要な資金の融通等ができることとしております。なお、以上のほか、農業共済団体等の家畜診療施設の法的位置づけの明確化を行うとともに、所要の規定の整備を行うこととしております。以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

漁船積み荷保険制度は、漁船に積載した漁獲物等の積み荷について生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資するため、漁船積荷保険臨時措置法に基づき、昭和四十八年十月から五年間の予定で試験的に実施しているものであります。

同法は、昭和五十三年九月三十日にその期限が到来しますが、最近のわが国漁業をめぐる情勢を見ますと、昨年来、各国の相次ぐ二百海里漁業水域の設定により新たな海洋秩序の形成が急激に進展し、漁船積み荷保険の主な対象である沖合い・遠洋漁業は、減船、漁場の転換等操業形態の変更を余儀なくされるに至っております。このような操業形態の変化は、保険料率算定の基礎となる危険率等に大きな変動をもたらすと予想されますが、現段階でこの変動を予測することはきわめて困難であり、適切な保険制度の確立を図るためには、今後さらに五年間試験実施を継続し、新たな漁業事情のもとにおける保険設計を行う必要があり

この法律案は、このような事情にかんがみ、漁船積荷保険臨時措置法の効力に関する同法附則第二項の期限を五年から十年に改正しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) 両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

一、漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

昭和五十三年五月十五日印刷

昭和五十三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K